

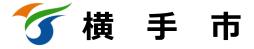
~こどもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち~

第3期横手市子ども・子育て支援事業計画第3期横手市次世代育成支援地域行動計画第3期横手市こどもの貧困対策推進計画

(令和7(2025)年度~令和11(2029)年度)



令和7年3月



国 次

第Ⅰ章	計画の策定にあたって1
第1節	計画策定の趣旨3
第2節	計画の基本理念
第3節	計画策定の視点と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第4節	計画策定体制10
第5節	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第6節	計画の位置付け11
第Ⅱ章	地域とこどもたちのすがた13
第1節	地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第2節	子育て支援の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第3節	学校教育の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
第4節	母子保健・医療の状況・・・・・・・・・・・・・32
第5節	就業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
第6節	安全の確保40
第7節	生活保護等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
第8節	子ども・子育て支援サービス43
第9節	アンケート調査結果からみたこどもたち ・・・・・・・・・・・ 55
第Ⅲ章	計画の基本的な考え方75
第1節	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・77
第2節	こどもの数の推計・・・・・・・・ 78
第3節	教育・保育提供区域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
第IV章	5 か年行動計画の内容81
基本目標	標 I 子ども・子育て支援サービスの充実 ······83
1. 施	設型給付及び地域型保育給付の充実・・・・・・・・・・・・83
2. 地	2域子ども・子育て支援事業の充実86
3.幼	」児期の学校教育・保育の一体的提供
4. 幼	1児教育・保育の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・102

基本目標Ⅱ 子育てを支える仕組みづくりの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
1.子育てにゆとりを持てる支援の充実 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	104
2.保育サービスの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
3. 子育て支援のネットワークづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.援助を要するこどもたちへの支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
5.こどもの貧困の解消に向けた対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
6. 児童虐待防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
7. ヤングケアラーへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125
基本目標Ⅲ 親と子の元気・健康づくりの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	126
1.こどもや母親の健康の確保	
2. 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. 思春期保健対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
基本目標 IV 生きる力に満ちあふれた次世代ひとづくりの充実 \cdots	
1. 次代の親の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.子どもの権利についての意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. 児童の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 地域資源を利用した教育力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本目標V 子育てしやすい安全・安心の環境づくりの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 安全・安心まちづくりの推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2.こどもの安全の確保 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3. 良質な住宅の確保等居住環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 安心して外出できる環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本目標VI 職場と家庭 子育てを応援する社会づくりの充実 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1. ワーク・ライフ・バランスの実現	156
第V章 計画の推進に向けて	159
第1節 「子ども・子育て支援事業計画」の普及・啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	161
第 2 節 住民参画による計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 3 節 庁内計画推進・評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	101
資料編	163
1. 横手市子ども・子育て会議設置条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
2. 横手市子ども・子育て会議委員名簿	167
3. 横手市子ども・子育て支援事業計画の策定経過	168





第1節 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少は、留まることなく進行しており、国では、若年人口が急激に減少する 2030 年までが少子化に対処する重要な分岐点であり、最後のチャンスであるとの認識のもと、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年に「こども基本法」が施行され、同法に基づきこども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定、同年 12 月に「こども未来戦略」を策定しました。これまでにない抜本的な政策強化を図るための「加速化プラン」を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

横手市では、令和2年3月に「第2期横手市子ども・子育て支援事業計画」を策定して以降、 少子化が進行し入所児童数が減少している中でも、多様化する保育ニーズに対応しながら適切 な規模の集団保育を確保するため、保育環境の整備を行ってきました。また、小学校の再編と 合わせた放課後児童クラブの再編や地域子育て支援拠点の充実など、地域の子育て支援事業や、 次世代育成支援地域行動計画とこどもの貧困対策計画にも取り組んできています。

この計画が令和6年度末をもって終了することから、市民への子育て支援に関するニーズ調査を実施したうえで、再度、横手市の現状と課題を分析・整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「夢はぐくむ ゆきんこプラン〜第3期横手市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

本計画では、法改正や「こども大綱」を踏まえ、こどもと家庭を取り巻く環境の変化に対応 しながら、各種子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、のびのびとこどもたちが育ち、ま た育てやすいと感じられるまちづくりを目指してまいります。

【本計画における「こども」の表記について】

本計画においては、「こども」と表記しますが、法令や施策・事業名等につきましては「子ども」を 用いる場合があります。



第2節 計画の基本理念

第3期となる子ども・子育て支援事業計画においても、前期計画の基本理念である、 「夢はぐくむ ゆきんこプラン ~こどもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち~」 を継承し、横手市の子育て環境の充実を図っていきます。

夢 はぐくむ ゆきんこブラン

~こどもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち~

第3節 計画策定の視点と目標

1 計画の視点

こどもたちや親が、地域で育ち、また地域で育てられるまちづくりを目指し、次の9つの視点と6つの基本目標は第2期の子ども・子育て支援事業計画から継承するものとします。

1. こどもの視点

こどもの幸せを第一に考え、こどもの最善の利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。一方で、こどもを取り巻く環境の変化により、こどもの心身の健やかな発達を妨げ、いじめや不登校、ひいては生命をも脅かす児童虐待の問題なども増えてきています。

横手市では、平成 20 年に「横手市子どもの権利宣言」を制定しました。児童の権利 に関する条約の精神に基づき、子どもの権利を尊重するまちであることを宣言すること により、地域全体でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくりを進めています。

こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せ につながることはもとより、社会の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資とな ります。



2. 次代の親の育成という視点

こどもは、「次代の親」になるとの認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立ったこどもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。

3. サービス利用者の視点

核家族化の進行と同時に、共働き世帯の増加など、社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、個々の家庭の特性を踏まえることも重要です。また、多様なニーズに柔軟に対応できるように、こどもと保護者の視点に立った子育て支援を質・量ともに充実させることが必要です。

4. 社会全体による支援の視点

子ども・子育て支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を 有するという基本的認識のもとに、こどもたち一人ひとりが、かけがえのない個性ある 存在として認められ、自己肯定感をもって育まれるよう、企業や地域社会を含めた社会 全体で協力して取り組むことが必要です。

5. 仕事と生活の調和実現の視点

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) を実現することは、結婚や子育てへの希望の実現や少子化対策の観点からも重要であり、国・県・市・企業をはじめとする関係者が連携し社会全体の運動として進めていくことが重要です。また、少子化の状況は地域によって異なることから、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児・進学などのライフイベントを見据えた切れ目ない支援の展開を図ることが必要です。



6. すべてのこどもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、在宅子育て家庭への支援を含め、すべてのこどもと家庭への支援という観点から子育て支援策を推進することが必要です。その際、社会的養護を必要とするこどもの増加や虐待などこども一人ひとりが抱える背景の多様化などの状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進や自立支援策の強化という観点も踏まえて取り組みを進めることが重要です。

7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子ども・子育て支援は、教育・保育などの専門的な知識及び技術をもつ担い手ばかりでなく、地域におけるさまざまな社会資源を活用することで、より効果的な支援が期待されます。

地域においては、子育でに関する活動を行う子育でサークル、子ども会、自治会、NPOをはじめとする地域活動団体や社会福祉協議会、主任児童委員のほか、高齢者、障がい者などに対するサービスを提供する民間事業者なども活動しています。こうしたさまざまな地域の担い手や社会資源を活用し、社会全体で子育で支援に取り組んでいくことが重要です。

8. サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を向上させることが重要です。そのため、定期的にサービスの質を評価しながら資質向上を図りつつ、従事する人材の処遇改善も視野に入れ、かつ情報公開やサービス評価などの取り組みを進めることが必要です。

9. 地域特性の視点

人口が多く第3次産業就業者の割合が高い地域や、人口の少ない地域、第1次産業就業者の割合が高い地域など、同じ市内でも人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況など地域の特性はさまざまであり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各々の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが必要です。



【横手市子どもの権利宣言】

横手市子どもの権利宣言

子どもは、社会の宝であり、かけがえのない存在として愛情をもって育てられなければなりません。

子どもには、病気やけがをしたら治療を受けられるなどの生きる権利、自分らしく育つことができる権利、あらゆる種類の虐待や搾取等から守られる権利、自分の意思や考えをはっきり言うことができる権利などがあり、国際的な原則の下で、その権利は尊重されています。

ここに横手市は国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、子どもの権利を尊重するまちであることを宣言します。

- I. 横手市は、子どもの権利について市民の理解を深めるための広報活動 を行い、子どもの育成にかかわる施策を総合的に実施します。
- 2. 保護者は、子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、家庭において 子どもとのふれあいを大切にするよう努めます。
- 3. 地域の住民は、子どもを地域全体で見守りながら、子どもが地域での びのびと主体的に活動できるよう努めます。
- 4. 学校は、いじめの防止など人権に関する教育を推進し、子どもの権利 の保障に努めます。
- 5. 事業主は、保護者が安心して仕事と子育てが両立できるような職場環境づくりに努めます。

「YOKOTEっ子宣言」

- Y より良い街づくりに積極的な横手っ子
- O お互いを尊重し合える横手っ子
- K 環境を考え、郷土を大切にする横手っ子
- O 大空のような広い心の横手っ子
- T 尊い命を大切にする横手っ子
- E 笑顔が素敵な横手っ子

私たちは以上のような横手っ子を目指します。

平成20年10月4日 横手市



2 計画の基本目標

基本理念、9つの視点を受けて、6つの基本目標を実現するため、各種施策を展開します。

基本目標 I

子ども・子育て 支援サービスの 充実 子育てしている家庭が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、住み慣れた地域で安心して笑顔で子育てができるよう、教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施を推進します。

また、地域子ども・子育て支援事業に妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業が追加されることから事業実施の体制整備や制度の周知を行い、こどもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

基本目標 Ⅱ

子育てを支える 仕組みづくりの 充実 子育でにゆとりを持てるよう、育児の援助や相談体制の充 実を図るとともに、経済的な負担軽減や多様化するニーズに 応じたさまざまな保育サービスの提供に努めると同時に、ひ とり親家庭や貧困家庭などへの支援も進めます。

地域子育て支援拠点(子育て支援センター3箇所)では、育児相談や育児講座の開催、乳幼児とそのご家族を対象にした 交流の場を通じ、こども家庭センターと連携して児童虐待の 防止策を兼ねたこどもとその家庭の福祉に対する支援体制を 整えます。

障がいのあるこどもとその家族の生活を支援するために、 より切れ目のない相談支援サービスを提供する児童発達支援 センターの設置・整備を目指します。

基本目標 Ⅲ

親と子の元気・健康づくりの充実

妊娠から出産にはじまり、育児におけるこどもとその親の心身の健康確保を図るために、各種育児相談、小児医療の充実、妊産婦の保健医療対策の充実、こどもの病気や事故の予防、栄養バランスと規則正しい食事習慣の教育(食育)など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携を図り、発達段階、成長段階に応じた健康づくりや食育の推進を進めます。

こども家庭センター(子育て応援窓口)では、保健師や家庭 児童相談員による相談などこどもの成長段階に合わせた切れ 目のない支援を行います。また、思春期保健対策の充実、ひき こもりや不登校への対応などを通じて、こどもたちが健やか に成長できる環境づくりを進めます。



基本目標 IV

生きる力に満ち あふれた次世代 ひとづくりの充実 次代の親の育成という視点から、男女共同参画の推進や家庭や地域の子育て力の向上、若者の就業支援に取り組むとともに、子どもの権利についての意識啓発を図り、児童虐待、いじめ、体罰の防止、被害に遭ったこどもの保護を推進します。

また、児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブや児童館、社会教育施設の活動の促進など、こどもの居場所づくりを進めるとともに、放課後児童支援員及び補助員や児童厚生員などの子育て支援にかかわる人材の育成を図り、地域全体でこどもを守り育てる環境づくりを進めます。

基本目標 V

子育てしやすい 安全・安心の 環境づくりの充実 こどもたちが安心して生活できる安全な環境づくりのため、 バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進などを進める とともに、交通安全教育や防犯パトロールなどこどもの安全確 保を図ります。

また、子育てに適した良好な住環境の整備や安心して外出できる環境の整備に取り組み、子育てしやすい生活環境の充実に努めます。

基本目標 VI

職場と家庭 子育てを応援する 社会づくりの充実 すべての家庭における仕事と子育ての両立を目指し、企業や 就業者自身に対して、多様な働き方の実現及び男性の育児休業 制度の取得など男性が育児に参画しやすい環境づくりを働き かけます。

また、各種サービスの充実や男女共同参画の推進などを通じて、子育てしながら働きやすい職場環境の整備に努めます。



第4節 計画策定体制

1 横手市子ども・子育て会議における審議

横手市が実施する子ども・子育て支援、少子化対策などこどもと子育て環境に関する施策の 総合的な計画策定にあたり、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者などの意見を反映さ せる必要があるため、横手市子ども・子育て会議において審議を行いました。

2 アンケート調査の実施

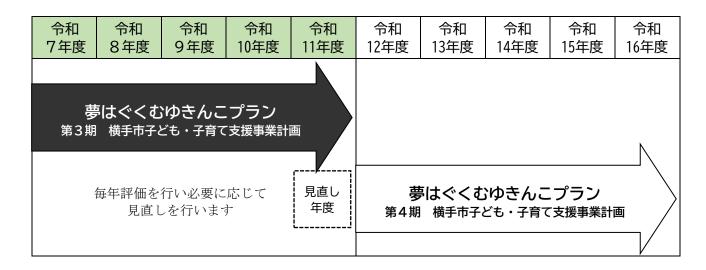
子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態などを調査し、その量的及び質的なニーズ を把握するとともに、子育て家庭の実態把握のため、横手市内に居住する就学前児童のいる世 帯及び小学生のいる世帯を対象に、令和6年5月から6月にアンケート調査を行いました。

3 市民からの意見募集

市民の皆様からのご意見をいただくため、令和7年1月8日から令和7年2月10日まで、横手市のホームページ等にて計画案を開示しパブリックコメントを集約しました。

第5節 計画の期間

この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中においては、毎年評価を行い必要に応じて見直しを行います。



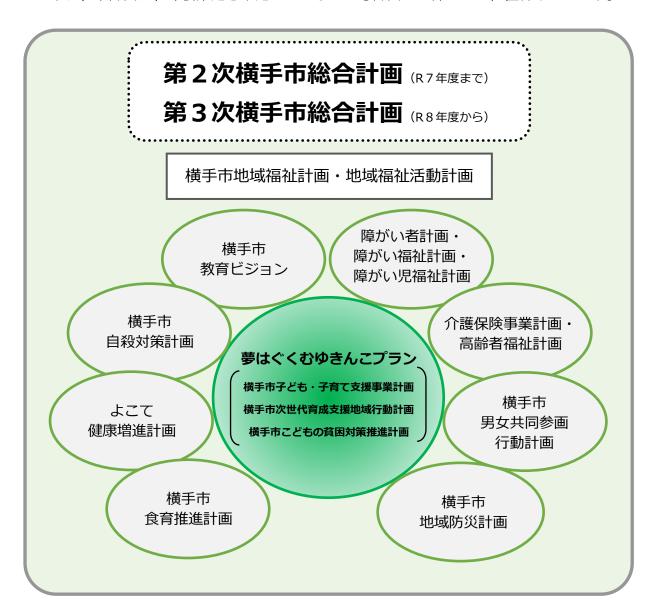


第6節 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けられます。国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、横手市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、横手市総合計画や関連の分野別計画と整合した計画となります。

また令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する 法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、「次世代育成支援対策 推進法」の有効期限が令和17年3月31日まで再延長されたため、これまで横手市が取り組ん できた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に 関する法律」に基づく「こどもの貧困対策推進計画」も一体的に策定した計画として、子ども・ 子育て支援に係るさまざまな分野の施策を総合的・一体的に推進していきます。

なお、本計画は、今後策定を予定しているこども計画の一部として位置付けています。







第1節 地域の概況

1 横手市の状況

(1) 位置及び土地利用

横手市は秋田県の内陸南部に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央にあり、東西 45.4 km、南北 35.2 km、総面積 692.80 km²となっています。奥羽山脈に源を発する成瀬川、皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、中央部には肥沃な水田地帯が形成されています。





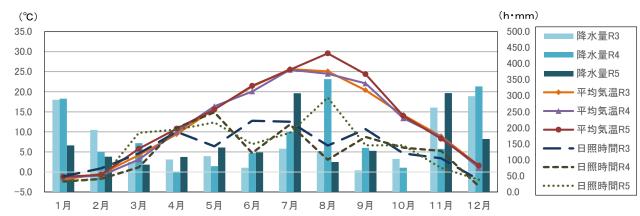
(2) 気象

【気温の推移】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
٥	平均	-1.2	-0.4	3.5	8.7	16.9	19.7	24.1	26.3	21.4	15.4	6.7	1.9	11.9
令和 元年	最高	5.5	10.9	17.3	25.1	33.7	30.3	35.2	36.8	36.4	29.7	17.6	10.6	16.9
70 1	最低	-8.7	-8.2	-4.7	-3.0	2.9	10.2	15.0	16.4	9.6	5.3	-2.9	-4.8	7.6
٥	平均	1.1	1.2	5.6	8.0	15.8	21.1	22.9	26.3	22.6	13.8	7.7	0.7	12.2
令和 2年	最高	9.0	10.3	20.1	23.6	31.2	33.2	31.1	36.7	36.4	24.3	25.5	10.2	16.9
21	最低	-7.4	-7.4	-3.0	0.4	7.5	12.9	15.1	19.5	9.9	3.6	0.0	-7.2	8.4
۸ ۲ –	平均	-1.9	-0.5	4.2	9.4	15.7	21.3	25.7	25.1	20.4	14. 2	8.9	1.6	12.0
令和 3年	最高	6.9	9.3	19.0	23.0	27.7	34.6	35.5	36.9	29.9	29.7	22.0	16.3	16.9
3	最低	-11.5	-8.8	-6.7	-1.3	5.6	12.1	18.5	16.1	12.6	4.0	0.6	-6.7	8.0
۸ ۲ –	平均	-1.4	-0.9	3.1	10.0	16.4	20.1	25.5	24.5	22.1	13.4	8.8	1.0	11.9
令和 4年	最高	5.4	6.3	16.6	26.6	32.0	32.0	34.0	34.4	34.6	28.1	19.6	11.8	16.8
7.7	最低	-9.4	-7.2	-6.1	-2.7	3.8	11.4	20.4	15.1	9.5	1.5	-1.0	-8.7	7.8
A ==	平均	-1.2	-0.7	5.8	10.8	15.6	21.5	25.5	29.6	24.4	14.0	8.3	1.6	12.9
令和 5年	最高	7.3	11.9	22.5	25.7	31.0	31.7	35.0	39.2	36.7	26.6	25.9	15.3	18.0
5 1	最低	-9.9	-9.3	-5.2	0.2	2.5	9.7	18.2	22. 2	12.6	4.6	-2.0	-9.3	8.7

資料: 気象庁

【降水量・平均気温・日照時間の推移】



資料: 気象庁

【降雪深・積雪深の推移】

	最大降	锋雪深	最高和	責雪深	真冬日	最低気温
	降雪 (cm)	年月日	積雪(m)	年月日	(日)	(℃)
令和2年	43	R2. 2. 6	8.5	R1.12.6	3	-7.4
令和3年	56	R3.1.1	2.03	R3. 2. 5	26	-11.5
令和4年	33	R4. 1. 30	1.99	R4. 2. 7	19	-9.4
令和5年	37	R4. 12. 19	8.6	R5. 1. 29	13	-9.9

※観測地点 降雪量…横手地域局道路管理センター(条里一丁目1番15号)

積雪深、気温等…秋田地方気象台横手地域観測所(横手町字大樋 18-4)

資料:横手市気象記録



2 人口の動向

(1) 人口の推移

横手市の人口は、毎年度減少が続き、令和5年度は81,616人で令和元年度から6,576人減少しています。

人口ピラミッドをみると、 $70\sim74$ 歳が男女ともにもっとも多く、次に多いのは $65\sim69$ 歳となっています。

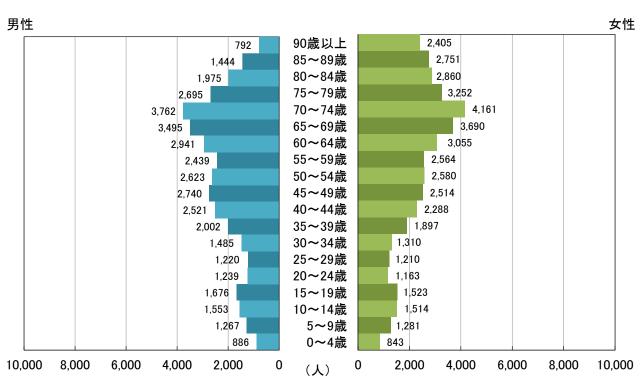
【人口の推移】

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	88, 192	86, 718	85, 253	83, 448	81,616
減少率	-	1.7	1.7	2. 2	2. 2
男性	41,768	41,082	40, 444	39, 596	38, 755
女性	46, 424	45, 636	44, 809	43, 852	42,861

資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

【人口ピラミッド】



資料:住民基本台帳 令和6年3月31日現在



(2)年齢3区分の人口構造

横手市の人口を年齢3区分でみると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少し、老年人口(65歳以上)は令和3年度までは増加が続きますが、令和4年度以降は減少に転じています。

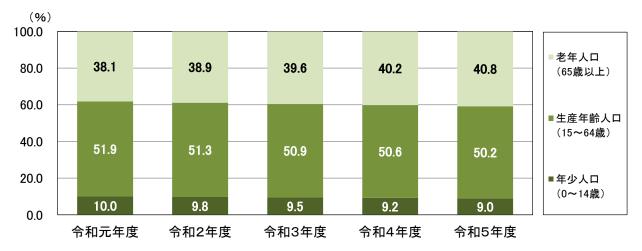
【年齢3区分別人口の状況】

(人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年:	少人口(0~14歳)	8,818	8, 484	8, 113	7,717	7, 344
	構成比	10.0%	9.8%	9.5%	9.2%	9.0%
生產	産年齢人口(15~64歳)	45, 739	44, 528	43, 412	42, 224	40, 990
	構成比	51.9%	51.3%	50.9%	50.6%	50.2%
老	年人口(65 歳以上)	33, 635	33, 706	33, 728	33, 507	33, 282
	構成比	38.1%	38.9%	39.6%	40.2%	40.8%

資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

【年齢3区分別人口の推移】



資料:住民基本台帳 各年3月31日現在



(3)地域別人口・世帯数

横手市の地域別人口を令和2年の国勢調査でみると、人口割合は横手地域が40.7%と最も多く、以下、十文字地域(13.7%)、平鹿地域(13.4%)と続いています。平成27年に比べて人口減少率が高いのは、山内地域(-12.3%)、増田地域(-10.5%)、大雄地域(-10.0%)、大森地域(-9.5%)などとなっています。

【地域別人口・世帯数の推移】

(人)

		人口(人)		世帯数	人口	世帯数	人口	人口
	地域計	男	女	(世帯)	割合	割合	減少数	減少率
横手地域	34, 797	16, 422	18,375	13, 986	40.7%	45.0%	-1,537	-4.2%
増田地域	6,309	2,984	3, 325	2, 243	7.4%	7.2%	-744	-10.5%
平鹿地域	11, 449	5, 336	6, 113	3, 674	13.4%	11.8%	-1,066	-8.5%
雄物川地域	8,279	3,916	4, 363	2,680	9.7%	8.6%	-851	-9.3%
大森地域	5,634	2,583	3,051	1,815	6.6%	5.8%	-603	-9.5%
十文字地域	11,756	5,580	6, 176	4, 281	13.7%	13.8%	-851	-6.8%
山内地域	3,006	1,432	1,574	1,077	3.5%	3.5%	-420	-12.3%
大雄地域	4, 325	2,073	2, 252	1, 353	5.1%	4.3%	-480	-10.0%
全体	85,555	40,326	45, 229	31, 109	100.0%	100.0%	-6,552	-7.1%

資料:国勢調査 令和2年10月1日現在

(4) こどもの人口

 $0\sim17$ 歳までのこどもの人口は、令和 5 年度は就学前児童が 2,201 人、小学生が 3,213 人、中学生・高校生が 3,965 人となっており、いずれの年代も減少が続き、特に就学前児童は前年度から 205 人 (-8.5%) 減少しています。

【こどもの人口】

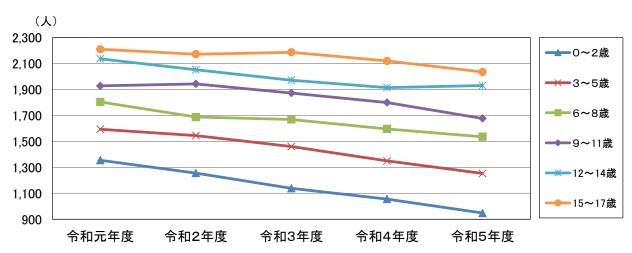
(人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	0~2歳	1,355	1, 256	1, 139	1,056	948	
就学前	3~5歳	1,594	1,545	1,460	1,350	1, 253	
沙小子月月	計	2, 949	2, 801	2, 599	2, 406	2, 201	
	増減率		-5.0%	-7.2%	-7.4%	-8.5%	
	6~8歳	1,804	1,688	1,669	1,596	1,536	
小学生	9~11歳	1,928	1, 943	1,873	1,800	1, 677	
小子土	計	3, 732	3, 631	3, 542	3, 396	3, 213	
	増減率	ı	-2.7%	-2.5%	-4.1%	-5.4%	
	12~14歳	2, 137	2, 052	1,972	1,915	1, 930	
九 党, 京桥生	15~17歳	2, 210	2, 172	2, 187	2, 120	2, 035	
中学・高校生	計	4, 347	4, 224	4, 159	4, 035	3, 965	
	増減率	_	-2.8%	-1.5%	-3.0%	-1.7%	

資料:住民基本台帳 各年3月31日現在



【こどもの人口の推移】



資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

3 世帯の動向

(1)世帯数と1世帯あたりの平均人数

世帯数は令和元年度以降減少傾向が続き、令和5年度は33,786人で、1世帯あたりの平均人数は2.42人となっています。

【世帯数・1世帯あたりの平均人数の推移】

(世帯、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	34, 158	34, 149	34, 039	33, 912	33, 786
増減率	-	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.4%
1世帯あたりの平均人数	2. 58	2.54	2.50	2.46	2. 42

資料:住民基本台帳 各年3月31日現在



(2)世帯構成

一般世帯総数は微減しており、その他の世帯が減少傾向にある一方で、単独世帯と核家族世帯は増加が続き、核家族化の進行が見られます。

核家族世帯では、夫婦のみ世帯とひとり親と子からなる世帯は増加傾向にあり、夫婦と子からなる世帯は減少しています。

なお、18 歳未満の子がいる世帯については、いずれも減少傾向にあり、構成比は横ばいとなっています。単独世帯や核家族世帯が増えているのに対して、18 歳未満の子がいる世帯は減少が続き、少子化の進行が見られます。

【世帯構成】

(上段:世帯、下段:構成比)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
一般世帯総数	31,610	31, 731	31, 375	31,013
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
単独世帯	5, 081	6, 023	6, 720	7, 551
	16.1%	19.0%	21.4%	24.3%
核家族世帯	14, 680	14, 959	15, 359	15, 852
	46.4%	47.1%	49.0%	51.1%
夫婦のみ世帯	5, 777	5, 925	6, 165	6, 424
	18.3%	18.7%	19.6%	20.7%
夫婦と子からなる世帯 (うち、18 歳未満の子がいる世帯)	6, 386 (3, 004)	6, 287 (2, 952)	6, 277 (2, 903)	6, 235 (2, 844)
	20. 2% (9. 5%)	19.8% (9.3%)	20.0% (9.3%)	20.1% (9.2%)
ひとり親と子からなる世帯 (うち、18 歳未満の子がいる世帯)	2,517 (491)	2,747 (509)	2, 917 (488)	3, 193 (488)
	8.0% (1.6%)	8.7% (1.6%)	9.3% (1.6%)	10.3% (1.6%)
その他の世帯	11, 849	10, 749	9, 296	7, 610
	37.5%	33.9%	29.6%	24.5%

資料:国勢調査 各年10月1日現在



【世帯構成の推移】



資料:国勢調査 各年10月1日現在

4 出産・結婚の状況

(1) 出生数

出生数は、令和元年と令和5年を比較すると148人減少しています。

【出生数の状況】

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	417	397	347	337	269

資料:秋田県衛生統計年鑑



(2)合計特殊出生率

合計特殊出生率は、令和2年までは全国、秋田県を上回っていましたが、令和3年以降は全国を下回っており、令和5年には1.04人となっています。

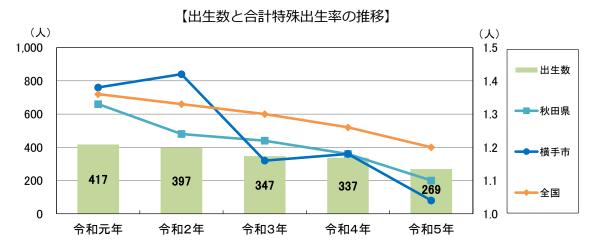
【合計特殊出生率の状況】

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
横手市	1.38	1.42	1.16	1.18	1.04
秋田県	1.33	1. 24	1.22	1.18	1.10
全国	1.36	1. 33	1.30	1. 26	1. 20

※合計特殊出生率とは、15~49歳までの女性の年齢別出生率の合計

資料:横手市:県平鹿地域振興局 H P 掲載「業務概要」 県・全国:秋田県衛生統計年鑑、人口動態統計



資料:横手市:県平鹿地域振興局HP掲載「業務概要」 県・全国:秋田県衛生統計年鑑、人口動態統計

(3)婚姻件数·離婚件数

婚姻件数は、令和元年以降減少傾向が続き、令和4年は180件で前年から10件減少しています。離婚件数は、令和元年以降増加と減少を繰り返しています。

【婚姻・離婚件数の状況】

(件)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
婚姻件数	248	213	190	180	177
離婚件数	116	83	100	81	92

資料:人口動態統計



第2節 子育で支援の状況

1 教育・保育の状況

(1)保育所(園)の状況

保育所(園)の状況は、令和6年4月現在、25箇所となっています。

【保育所(園)の状況】

凡例:○=実施、×=未実施、◎=病後児対応型、病(体)=病児保育(体調不良児対応)

						利用可能	サービス	
地域	公私	保育所名	受入年齢	保育時間(延長を含む)	延長保育	休日保育	病児病後児	一時預かり
	私	横手幼児園	生後8週~就学前	7:15~19:00(11時間45分)	0	×	病 (体)	0
	私	横手マリア園	生後6週~就学前	7:00~19:00 (12 時間)	0	×	×	0
	私	アソカ保育園	生後8週~就学前	7:15~19:15(12 時間)	0	0	×	×
	私	明照保育園	生後6週~就学前	7:00~19:00(12時間)	0	×	病 (体)	0
	私	白梅保育園	生後6週~就学前	7:00~19:00(12時間)	0	0	病 (体)	0
横手	私	常盤保育園	生後6週~就学前	7:00~19:00(12時間)	0	×	×	0
	私	ときわベビーハウス	生後6週~2歳児	7:00~19:00(12時間)	0	0	病 (体)	0
	私	むつみ乳児保育園	生後8週~1歳児	7:15~18:15 (11 時間)	0	×	×	0
	私	旭保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	病 (体)	0
	私	金沢保育園	生後6週~就学前	7:00~19:00(12時間)	0	0	病 (体)	0
	私	みいりの保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00 (12 時間)	0	×	×	0
増田	公	ますだ保育園	生後8週~就学前	7:30~19:00 (11 時間 30 分)	0	×	×	0
	私	浅舞感恩講保育園	生後6週~就学前	7:00~19:00(12時間)	0	0	0	0
	私	下鍋倉保育所	生後8週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	0	病 (体)	0
平鹿	私	樽見内保育園	生後8週~就学前	7:00~18:30 (11 時間 30 分)	0	×	×	0
	私	吉田保育所	生後8週~就学前	7:00~19:00 (12 時間)	0	×	×	0
	私	醍醐保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00 (12 時間)	0	×	×	0
雄物川	私	雄物川保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00 (12 時間)	0	×	×	0
大森	私	大森保育園	生後8週~就学前	7:00~18:30 (11 時間 30 分)	0	×	×	0
7 (17)	私	川西保育所	生後8週~就学前	7:30~19:00 (11 時間 30 分)	0	×	×	0
	私	十文字保育所	生後8週~就学前	7:30~19:00(11 時間 30 分)	0	×	病 (体)	0
十文字	公	三重保育所	生後8週~就学前	7:30~19:00(11 時間 30 分)	0	×	×	×
	私	にしの杜保育園	生後8週~就学前	7:30~19:00 (11 時間 30 分)	0	×	病 (体)	0
山内	公	さんない保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12時間)	0	×	×	0
大雄	私	たいゆう保育園	生後8週~就学前	7:30~19:00(11 時間 30 分)	0	×	×	0

令和6年4月現在



(2)保育所(園)の入所状況

保育所(園)の入所状況は、令和6年度の利用定員数1,650人に対して入所児童数は1,335人で充足率は80.9%となっています。

【保育所(園)の入所状況】

(箇所、人)

	告证	利用 箇所 包呈		入所児童数								
	回川	定員	0歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	充足率		
令和元年度	30	2,650	125	323	386	465	468	499	2, 266	85.5%		
令和2年度	27	2, 250	94	324	338	366	437	417	1,976	87.8%		
令和3年度	27	2, 160	88	270	330	357	366	441	1,852	85.7%		
令和4年度	25	1,870	73	247	250	315	319	337	1,541	82.4%		
令和5年度	25	1,740	67	213	237	269	324	321	1, 431	82.2%		
令和6年度	25	1,650	48	208	232	253	271	323	1, 335	80.9%		

各年4月1日現在

(3)認定こども園の状況

認定こども園の状況は、令和6年4月現在、横手地域に6箇所、雄物川地域に1箇所、十文字地域に1箇所の合計8箇所となっています。

【認定こども園の状況】

凡例:○=実施、×=未実施、(短)=短時間認定のみ、病(体)=病児保育(体調不良児対応)

						利用可能	サービス	
地域	地域 公 保育所名		受入年齢	保育時間 (延長を含む)	延長保育	休日保育	病児病後児	一時預かり
	私	土屋幼稚園・保育園	2歳児~就学前	7:30~18:30(11 時間)	(短)	×	病 (体)	0
	私	上宮第一幼稚園	1歳児~就学前	7:30~18:30(11 時間)	(短)	×	×	0
##工	私	上宮第二幼稚園	1歳児~就学前	7:30~18:30(11 時間)	(短)	×	×	0
横手	私	むつみ幼保連携型 認定こども園	2歳児~就学前	7:00~19:00(12時間)	0	×	×	0
	私	幼保連携型認定こども園 相愛こども園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12時間)	0	×	×	0
	私	幼保連携型認定こども園 和光こども園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12時間)	0	×	病 (体)	×
雄物川	私	幼保連携型認定こども園 沼館保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12時間)	0	×	病 (体)	0
十文字	私	認定こども園こひつじ	生後8か月〜就学前	7:30~18:30(11 時間)	(短)	×	×	0

令和6年4月現在



(4)認定こども園の入園状況

認定こども園の令和6年度の入園児童数は528人で、充足率は78.8%となっています。

【認定こども園の入園状況】

(箇所、人)

	箇所	利用			j	入所児童数	Ż			充足率
	回门	定員	0歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	几任平
令和元年度	4	315	4	12	23	64	64	63	230	73.0%
令和2年度	6	505	4	32	60	106	111	112	425	84.2%
令和3年度	6	525	7	28	72	110	112	116	445	84.8%
令和4年度	8	700	14	51	82	139	158	147	591	84.4%
令和5年度	8	690	14	45	82	114	136	156	547	79.3%
令和6年度	8	670	13	43	76	130	123	143	528	78.8%

各年4月1日現在

(5) 地域型保育事業の状況

地域型保育事業の状況は、令和6年4月現在、横手地域に1箇所、平鹿地域に1箇所と合計 2箇所となっています。

【地域型保育事業の状況】

○=実施、×=未実施

					利用可能サービス			
地域	公私	保育所名	受入年齢	保育時間 (延長を含む)	延長保育	休日保育	病児病後児	一時預かり
横手	私	あたごキッズ	~満3歳	7:30~18:30(11 時間)	0	0	×	0
平鹿	私	ぽかぽか西風苑	生後8週~満3歳	7:00~19:00(12時間)	0	0	×	0

令和6年4月現在

(箇所、人)

	答证	ります。 ・ 利用 カリー		入所児童数									
	间门	回川	回川	间川	定員	0歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	充足率
令和元年度	2	27	1	8	7				16	59.3%			
令和2年度	2	27	1	6	3				10	37.0%			
令和3年度	2	24	4	6	3				13	54.2%			
令和4年度	2	24	3	11	4				18	75.0%			
令和5年度	2	24	2	4	7				13	54.2%			
令和6年度	2	17	0	4	3				7	41.2%			

各年4月1日現在



第3節 学校教育の状況

1 児童・生徒数の推移

(1) 小学校の状況

小学校の状況は、令和5年度の学級数は182クラスで前年度から1クラス減少、教員数は262人で9人減少、児童数は3,368人で147人減少しています。

【小学校の状況】

(クラス数、人)

	学校数	学級数	教員数(本務者)	児童数
令和元年度	17 校	199	301	3, 825
令和2年度	17 校	200	300	3, 693
令和3年度	14 校	185	274	3, 588
令和4年度	14 校	183	271	3, 515
令和5年度	14 校	182	262	3, 368

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在

(2) 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況は、令和6年度は38クラブで、登録児童数は令和元年度から増加が続き、令和3年度に一度減少していますが、令和4年度にはまた増加に転じています。

【放課後児童クラブの状況】

(クラブ数、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	34	34	28	28	37	38
登録児童数	1, 247	1, 297	1, 269	1, 331	1,308	1, 329

資料:横手市福祉の概要 各年4月1日現在



(3) 放課後児童クラブの設置状況

放課後児童クラブの設置状況は、前年度から1箇所増加し38箇所となっています。

【放課後児童クラブの設置状況】

(人)

地域	クラブ名	実施場所	登録児童数	定員	指導員数
	学童保育「みなみ」		20	20	2
	学童保育「みなみⅡ」	横手南小学校	20	20	2
	学童保育「みなみIV」		25	25	3
	学童保育「わんぱく」	上内町 6-39	89	80	6
	学童保育「てらこや明照」	九品寺集会場	42	40	5
	学童保育「あさくら」	朝倉小学校敷地内専用施設	44	60	5
	学童保育「あさくらⅢ」	朝倉小学校	19	40	3
## <i>工</i>	学童保育「あさくらキッズ」	あさくら館	40	40	4
横手	学童保育「ピノキオ」	朝日が丘児童センター	19	32	2
	学童保育「あさひ」	旭ふれあい館	57	60	5
	学童保育「あさひⅢ」	旭小学校	18	25	3
	学童保育「さかえ」 げんキッズよこてきた	さかえ館	14	40	3
		横手北小学校敷地内専用施設	86	80	7
	学童保育「金沢よこてきた」	金沢孔城館	25	40	3
	学童保育「卸町よこてきた」	(株)アートピアササキ社屋 2 階	57	50	5
	学童保育「卸センターよこてきた」	協同組合卸センター	15	10	2
増田	学童保育「すまいるキッズ」	増田町総合子育て支援施設	30	40	3
垣田	学童保育「ますだキッズ」	増田小学校	36	50	4
	浅舞児童クラブⅠ	注無小 台拉	53	40	4
	浅舞児童クラブⅡ	- 浅舞小学校 	39	40	4
平鹿	醍醐児童クラブⅠ	- 醍醐小学校	31	35	4
干庇	醍醐児童クラブⅡ		28	30	4
	児童クラブ「どんぐりっこ A」	- 本田小学校	25	30	3
	児童クラブ「どんぐりっこ B」	吉田小学校	40	30	3
- - 大松 叶勿	にこにこキッズ雄物川 I	· 雄物川小学校敷地内専用施設	31	40	3
	にこにこキッズ雄物川Ⅱ	雌物川小子似熟。地內等用爬政	30	40	3
雄物川	にこにこキッズ雄物川Ⅲ	雄物川庁舎敷地内専用施設	58	50	6
	にこにこキッズ雄物川IV(R6 開所)	雄物川コミュニティーセンター内	21	22	3



(人)

地域	クラブ名	実施場所	登録児童数	定員	指導員数
+本	学童保育「おおもり」	大森小学校敷地内専用施設	41	40	7
大森 学童保育「ふれあい」 こ		こどもと老人のふれあいセンター	29	30	6
	学童保育「十文字なかよし 1」		31	30	3
	学童保育「十文字なかよし 2」	 十文字小学校向かい専用施設	31	30	3
十文字	十文字 学童保育「十文字なかよし 3-1」 学童保育「十文字なかよし 3-2」	大子小子仪内がい寺用施設	31	30	3
			31	30	3
	学童保育「十文字なかよし 4」	旧植田保育所	45	40	3
山内	なかよしクラブ	山内小学校	30	40	3
	大雄子どもセンター I	· 大雄小学校敷地内専用施設	24	34	3
大雄	大雄子どもセンターⅡ	八雌小子似然地闪号用爬改	24	31	3

資料:横手市学童保育施設整備計画(令和5年8月現在)

(4) 中学校の状況

中学校の状況は、令和5年度の教員数は171人で令和元年度から16人減少、生徒数は1,899 人で令和元年度から306人減少しています。

【中学校の状況】

(クラス数、人)

	学校数	学級数	教員数	生徒数
令和元年度	7校	94	187	2, 205
令和2年度	7校	91	180	2, 124
令和3年度	7校	89	173	2, 033
令和4年度	7校	88	170	1, 955
令和5年度	7校	86	171	1,899

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在



(5) 高等学校の状況

高等学校の状況は、令和5年度の教員数は225人で令和元年度から8人減少、生徒数は2,295人で令和元年度から274人減少しています。

【高等学校の状況】

(人)

	学校数	教員数	生徒数
令和元年度	6 校	233	2,569
令和2年度	6 校	229	2, 487
令和3年度	6 校	230	2, 375
令和4年度	6 校	233	2, 393
令和5年度	6 校	225	2, 295

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在

(6)特別支援学級数(小学校)と教員・生徒数の推移

小学校の特別支援学級の状況は、令和5年度の特別支援学級担当教員数は50人、生徒数は166人で令和元年度と比べると49人増加しています。

【小学校の特別支援学級の状況】

(クラス数、人)

	学級数	特別支援学級担当教員数	児童数
令和元年度	48	48	117
令和2年度	51	51	132
令和3年度	49	49	150
令和4年度	47	47	158
令和5年度	50	50	166

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在



(7)特別支援学級数(中学校)と教員・生徒数の推移

中学校の特別支援学級の状況は、令和5年度の特別支援学級担当教員数は19人で令和元年度から5人増加、生徒数は67人で令和元年度から22人増加しています。

【中学校の特別支援学級の状況】

(クラス数、人)

	学級数	特別支援学級担当教員数	生徒数
令和元年度	14	14	45
令和2年度	14	14	51
令和3年度	16	16	55
令和4年度	20	20	65
令和5年度	19	19	67

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在

(8) 特別支援学校の教員・生徒数の推移

特別支援学校の状況は、令和5年度の教員数は63人で令和元年度から7人減少、生徒数は93人で7人減少しています。

【特別支援学校の状況】

(人)

	学校数	教員数	生徒数
令和元年度	1 校	70	100
令和2年度	1 校	71	99
令和3年度	1 校	68	93
令和4年度	1 校	67	89
令和5年度	1 校	63	93

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在



第4節 母子保健・医療の状況

1 健康診査の状況

(1) 乳児(4、7、10か月児)健康診査の結果

乳児健康診査の状況は、令和5年度の乳児4か月児健康診査の受診率は98.2%、乳児7か月児健康診査の受診率は99.7%、乳児10か月児健康診査の受診率は93.0%と、7か月児健康診査に比べて4か月児、10か月児の受診率はやや低くなっています。

【乳児(4か月児)健康診査の状況】

(人)

					(7 1)
	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
令和元年度	440	435	98.9%	277	158
令和2年度	0	0	0%	0	0
令和3年度	309	302	97.7%	164	138
令和4年度	296	292	98.6%	161	131
令和5年度	277	272	98.2%	134	138

[※]令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により未実施

【乳児(7か月児)健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
令和元年度	477	467	97.9%	245	230
令和2年度	0	0	0%	0	0
令和3年度	314	308	98.1%	146	162
令和4年度	259	251	96.9%	151	100
令和5年度	306	305	99.7%	158	147

[※]令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により未実施

【乳児(10か月児)健康診査の状況】

(人)

					(人)
	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
令和元年度	470	433	92.1%	323	110
令和2年度	448	358	79.9%	301	57
令和3年度	393	347	88.3%	237	110
令和4年度	328	302	92.1%	241	61
令和5年度	330	307	93.0%	241	66

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)



(2) 1歳6か月児健康診査の結果

1歳6か月児健康診査の状況は、令和5年度の受診率は99.1%となっています。

【1歳6か月児健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	
令和元年度	490	485	99.0%	
令和2年度	456	446	97.8%	
令和3年度	373	372	99.7%	
令和4年度	400	394	98.5%	
令和5年度	333	330	99.1%	

(延べ人)

	正常	要指導	要観察	経過 観察中	要精査	要治療	治療中・ 訓練中
令和元年度		29	254	34	12	3	92
令和2年度		12	104	38	28	5	99
令和3年度		20	161	18	14	3	105
令和4年度		38	136	44	20	2	90
令和5年度		17	166	22	20	4	66

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)



(3) 3歳児健康診査の結果

3歳児健康診査の状況は、令和5年度の受診率は98.6%となっています。

【3歳児健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率
令和元年度	550	545	99.1%
令和2年度	486	479	98.6%
令和3年度	443	442	99.8%
令和4年度	486	481	99.0%
令和5年度	420	414	98.6%

(延べ人)

	正常	要指導	要観察	経過 観察中	要精査	要治療	治療中・ 訓練中
令和元年度		19	131	45	184	1	87
令和2年度		31	84	32	175	6	121
令和3年度		33	108	28	183	1	98
令和4年度		34	145	33	236	1	114
令和5年度		14	126	30	237	1	109

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(4) 妊婦健康診査の結果

妊婦健康診査の状況は、令和5年度の前期と後期の平均受診率は86.6%となっています。

【妊婦健康診査の状況】

(人)

	前期			後期			平均
	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	受診率
令和元年度	438	408	93.2%	438	373	85.2%	89.2%
令和2年度	399	357	89.5%	399	360	90.2%	89.8%
令和3年度	359	342	95.3%	359	320	89.1%	92.2%
令和4年度	316	295	93.4%	316	320	101.3%	97.3%
令和5年度	324	297	91.7%	324	264	81.5%	86.6%

資料:健康推進課調べ(各年3月末時点)



2 歯科健康診査の状況

(1) 1歳6か月児歯科健康診査の結果

1歳6か月児歯科健康診査の状況は、令和5年度の受診率は99.1%となっています。

【1歳6か月児歯科健康診査の状況】

(人)

	分包旧粉	対象児数 受診児数 受診率 う歯あり		あり	う歯なし		
	刈豕元奴	文砂元奴	文砂平	人数	割合	人数	割合
令和元年度	490	485	99.0%	5	1.0%	480	99.0%
令和2年度	456	446	97.8%	6	1.3%	440	98.7%
令和3年度	373	372	99.7%	3	0.8%	369	99.2%
令和4年度	400	394	98.5%	5	1.3%	389	98.7%
令和5年度	333	330	99.1%	4	1.2%	326	98.8%

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(2) 2歳児歯科健康診査の結果

2歳児歯科健康診査の状況は、令和5年度の受診率は98.6%となっています。

【2歳児歯科健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	う歯	あり	う歯	なし
	刈豕汽奴	文形冗奴	文砂学	人数	割合	人数	割合
令和元年度	450	439	97.6%	32	7.3%	407	92.7%
令和2年度	0	0	0%	0	0%	0	0%
令和3年度	405	394	97.3%	27	6.9%	367	93.1%
令和4年度	359	344	95.8%	17	4.9%	327	95.1%
令和5年度	345	340	98.6%	19	5.6%	321	94.4%

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により未実施

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)



(3) 3歳児歯科健康診査の結果

3歳児歯科健康診査の状況は、令和5年度の受診率は98.6%となっています。

【3歳児歯科健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	う歯	あり	う歯	なし
	刈豕汽奴	文砂坑奴	文砂学	人数	割合	人数	割合
令和元年度	550	544	98.9%	90	16.5%	454	83.5%
令和2年度	486	479	98.6%	78	16.3%	401	83.7%
令和3年度	443	442	99.8%	50	11.3%	392	88.7%
令和4年度	486	481	99.0%	67	13.9%	414	86.1%
令和5年度	420	414	98.6%	49	11.8%	365	88.2%

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(4) 妊婦歯科健康診査の結果

妊婦歯科健康診査の状況は、令和5年度の受診率は57.8%と、前年度を下回っています。

【妊婦歯科健康診査の状況】

(人)

	対象数	受診数	受診率
令和元年度	438	226	51.6%
令和2年度	399	227	56.9%
令和3年度	359	203	56.5%
令和4年度	316	205	64.9%
令和5年度	322	186	57.8%

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)



3 保健指導の状況

(1) 母子健康手帳の交付数

母子健康手帳の交付数は、令和5年度は303件となっており、令和4年度に比べると若干増加していますが、減少傾向が続いています。

【母子健康手帳の交付状況】

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付数	411	376	339	297	303

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(2) マタニティクラスの参加数

マタニティクラスの参加数は、令和5年度は134人で開催回数は8回となっています。

【マタニティクラスの状況】

(回、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	8	6	6	8	8
参加者数	212	99	110	143	134

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(3) 乳児家庭全戸訪問指導(こんにちは赤ちゃん事業)

こんにちは赤ちゃん事業の訪問指導率は、令和5年度は99.2%で、令和元年度からほぼ横ばいとなっています。

【乳児家庭全戸訪問指導の状況】

(件、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象家庭数	408	375	359	335	273
訪問指導数	403	374	354	334	271
訪問指導率	98.7%	99.7%	98.6%	99.7%	99.2%

資料:健康推進課こんにちは赤ちゃん集計表(各年3月末時点)



4 予防接種の状況

(1) 予防接種の状況

予防接種は予防接種法の改正により、接種種類が増加しています。予防接種率は、下記のとおりとなっています。

【予防接種の状況】

(%)

		۲	ブ		小児肺炎球菌			
	1回目	2回目	3回目	追加	1回目	2回目	3回目	追加
令和元年度	92.2	99.3	98. 2	72.7	92.4	99.5	98.9	79. 7
令和2年度	93.8	98.8	98. 1	80.4	94.3	99.0	99.3	82.6
令和3年度	95.7	98.5	98.3	77.3	95.7	98. 2	98.5	81.1
令和4年度	93.0	99.4	98.5	78. 1	93.0	99.4	98.5	77.9
令和5年度	91.5	96.8	97. 2	76.3	91. 2	96.5	96.8	77.6

		B型肝炎			四種	混合		BCG
	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目	ьс
令和元年度	95.3	99.8	91.5	94.9	96.3	93.9	77.2	93.8
令和2年度	97.8	99.3	93.8	93.4	97.6	95.0	82.1	94.5
令和3年度	97.5	98.2	95.9	91.6	97.1	96.3	77.6	94. 7
令和4年度	96.0	99.4	97.7	92.5	96.8	94. 7	77.0	93.6
令和5年度	93.8	95.8	95.4	91.1	95.0	94. 2	75.6	90.5

	風しん・麻しん		水	水痘		日本脳炎			
	1期	2期	1回目	2回目	1回目	2回目	追加	2期	
令和元年度	97.3	99.3	76.8	75.3	44. 2	73. 1	47.9	42.1	
令和2年度	94.8	97.0	84.5	80.1	50.4	80.9	54.0	35.9	
令和3年度	89.7	100.0	84.0	75.7	43.0	78.3	37.7	21.8	
令和4年度	101.2	99.2	85.3	76. 2	52.3	77.3	50.4	36.4	
令和5年度	97.9	96.9	80.5	74.9	63.7	75.9	67.5	33.0	

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)



第5節 就業の状況

1 就業者数の推移

(1) 男女別就業者数の推移

男女別の就業者数は、令和 2 年は男性 23,868 人、女性 20,141 人で男女ともにほぼ横ばいとなっています。

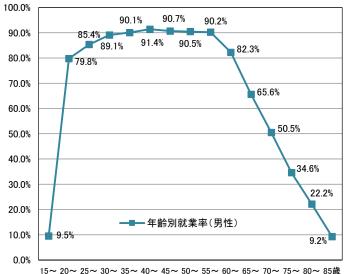
女性の 30 代は結婚や出産、子育てで就業率が下がりやすいですが、グラフをみるとあまり 大きな変化がみられず、働く女性が多い傾向にあります。

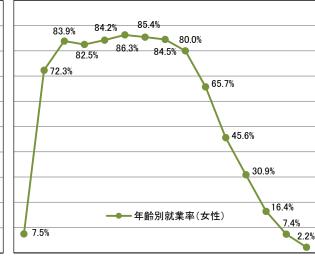
【男女別就業者数の推移】

(人)

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
	人口	90,830	98, 367	82,088	76,823
全体	就業人口	52, 331	47, 396	46, 718	44, 009
	就業率	57.6%	48.2%	56.9%	57.3%
	人口	42,226	40, 405	38,064	35, 843
男性	就業人口	29, 546	26, 526	25, 664	23, 868
	就業率	70.0%	65.7%	67.4%	66.6%
	人口	48,604	46,588	44, 024	40,980
女性	就業人口	22,785	20,870	21,054	20, 141
	就業率	46.9%	44.8%	47.8%	49.1%

資料:国勢調査各年10月1日現在





15~ 20~ 25~ 30~ 35~ 40~ 45~ 50~ 55~ 60~ 65~ 70~ 75~ 80~ 85歳 19歳 24歳 29歳 34歳 39歳 44歳 49歳 54歳 59歳 64歳 69歳 74歳 79歳 84歳 以上

15~ 20~ 25~ 30~ 35~ 40~ 45~ 50~ 55~ 60~ 65~ 70~ 75~ 80~ 85歳 19歳 24歳 29歳 34歳 39歳 44歳 49歳 54歳 59歳 64歳 69歳 74歳 79歳 84歳 以上



第6節 安全の確保

1 事故の発生数

(1) こどもの交通事故負傷者数

こどもの交通事故負傷者数は、令和5年度は1件で、未就学児童は0件となっています。

【交通事故発生件数】

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未就学児童	5	2	3	3	0
少年	17	8	4	6	1
合計	22	10	7	9	1

資料:横手警察署交通事故概況月次報告(月末時点報告の合計値)



第7節 生活保護等の支援

1 生活保護の状況

(1) 生活保護世帯の状況

生活保護の状況は、令和元年度から令和5年度では、被保護世帯数は減少傾向で推移していましたが、令和5年度では増加に転じ、被保護世帯が591世帯、被保護人員が741人となっています。

また、17歳以下の児童がいる生活保護世帯数と就学援助受給者数は減少傾向にあり、これは少子化の影響と推察します。

生活困窮者に対しては実態把握に加え、相談窓口など継続的な情報発信を図るとともに、多様な分野の団体と連携した細やかな情報交換、生活の自立に向けた支援体制などが求められます。

【生活保護世帯数等】

(世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保護世帯数	605	601	578	564	591
被保護人員数	763	779	721	690	741
保護率(‰パーミル)	8.7‰	9‰	8.5%	8.3‰	9‰

※保護率は現住人口を基に算出

資料:横手市福祉の概要(各年3月末現在)

【生活保護世帯のうち被保護世帯数の推移】

(世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者世帯	374	354	358	365	370
母子世帯	21	17	14	13	12
障がい者・疾病者世帯	102	104	90	80	77
その他の世帯	108	126	116	106	132
被保護世帯数の合計	605	601	578	564	591

資料:横手市福祉の概要(各年3月末現在)

【17歳以下の児童がいる生活保護世帯数の推移】

(世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	28	28	22	17	16

資料: 社会福祉課調べ(各年3月末)



【就学援助受給者の推移】

(人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在	籍児童総数	6,034	5, 815	5, 629	5, 459	5, 260
	(受給率%)	6. 53	6.05	5.86	5.62	5.48
	要保護児童生徒数	34	17	22	14	11
	準保護児童生徒数	360	335	308	293	277
	計	394	352	330	307	288

資料:教育に関する事務の点検・評価報告書(各年3月末)



第8節 子ども・子育て支援サービス

1 施設型給付及び地域型保育給付

各認定区分における過去5年間の計画及び実績は下記のとおりです。

(1) 1号認定(3~5歳教育標準時間認定:認定こども園)

■計画値

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		81	77	72	70	66
②確保方策(人)		203	203	203	203	203
	特定教育・保育施設	203	203	203	203	203
③過不足(②-①)		122	126	131	133	137

■実績値

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	128	128	122	122	98
②確保方策(人)		203	193	180	165	155
	特定教育・保育施設	203	193	180	165	155
(3過不足(②-①)	75	65	58	43	57

○当初見込みより実績が多くなりましたが、確保方策の範囲内であり、対応可能でした。



(2) 2号認定(3~5歳保育認定:保育所、認定こども園)

■計画値

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		1, 427	1,370	1, 279	1, 233	1, 174
②確保方策(人)		1, 451	1, 451	1, 451	1, 451	1, 451
	特定教育・保育施設	1, 451	1,451	1,451	1, 451	1, 451
③過不足(②-①)		24	81	172	218	277

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		1, 471	1, 410	1, 327	1, 245	1, 169
2	確保方策(人)	1, 476	1,451	1, 426	1,367	1,312
	特定教育・保育施設	1,476	1,451	1,426	1,367	1,312
3)	過不足(②-①)	5	41	99	122	143

[○]確保方策の範囲内であり、対応可能でした。



(3) 3号認定(0~2歳保育認定:保育所、認定こども園)

① 0 歳児

■計画値

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		321	307	293	279	268
27	確保方策(人)	290	290	290	290	290
	特定教育・保育施設	284	284	284	284	284
	特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
保証	育利用率(%)	21.6	22.7	23.8	24.9	26. 1
3)	過不足(②-①)	-31	-17	-3	11	22

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		291	296	260	236	146
26	確保方策(人)	280	274	255	233	219
	特定教育・保育施設	274	267	248	226	214
	特定地域型保育事業	6	7	7	7	5
保証	育利用率(%)	20.6	21.5	20. 9	20.0	19.7
3ì	過不足(②-①)	-11	-22	-5	-3	73

[○]確保方策の範囲内であり、対応可能でした。



②1~2歳児

■計画値

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		832	791	755	721	688
27	確保方策(人)	828	828	828	828	828
	特定教育・保育施設	807	807	807	807	807
	特定地域型保育事業	21	21	21	21	21
保証	育利用率(%)	61.7	64. 9	67.9	71.2	74. 5
③過不足 (②-①)		-4	37	73	107	140

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		797	741	669	630	581
②確保方策(人)		823	791	733	689	656
	特定教育・保育施設	802	774	716	672	644
	特定地域型保育事業	21	17	17	17	12
保証	育利用率(%)	60.7	62.0	60.1	59.2	59.0
③過不足(②-①)		26	50	64	59	75

[○]確保方策の範囲内であり、対応可能でした。



2 地域子ども・子育て支援事業

各事業における過去5年間の実施状況は下記のとおりです。

(1)延長保育事業

■計画値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	250	239	225	216	206
②確保方策(人)	2, 534	2, 534	2,534	2,534	2, 534
③過不足(②-①)	2, 284	2, 295	2,309	2, 318	2, 328

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	174	153	155	133	117
②確保方策(人)	2, 579	2, 516	2, 289	2, 187	2, 187
③過不足(②-①)	2, 405	2, 363	2, 134	2,054	2,070

○令和5年度実績は延べ利用児童数39,922人/(12か月*開所日数25日)=133.07人を記載しました。



(2) 放課後児童健全育成事業

■計画値

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	①1~4年生	1, 257	1, 184	1, 163	1, 110	1,073
②確保方策(人)		1,466	1,429	1, 429	1,429	1,429
③過不足 I (②−①)		209	245	266	319	356
量の見込み(人) ④	∮5 ~ 6 年生	148	159	167	168	165
⑤過不足Ⅱ (②- (①+(- ④))	61	86	99	151	191

■実績値

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	①1~4年生	1, 129	1, 123	1, 224	1, 164	1, 175
②確保方策(人)		1,419	1,462	1,462	1,447	1, 444
③過不足 I (2-1)		290	339	238	283	269
量の見込み(人)	④5~6年生	82	117	140	141	154
⑤過不足Ⅱ(②-(①	D+ 4))	208	222	98	142	115

[○]令和6年7月現在の登録児童数を記載しています。

(3) 利用者支援事業

■計画値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (箇所)	1	1	1	1	1
②確保方策 (箇所)	1	1	1	1	1
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (箇所)	1	1	1	1	1
②確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○横手市児童センターの1箇所で実施。今後も計画通りの量を見込んでいくこととしたいです。



(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

■計画値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	90	90	90	90	90
ショートステイ事業	85	85	85	85	85
トワイライトステイ事業	5	5	5	5	5
②確保方策(人日/年)	90	90	90	90	90
ショートステイ事業	85	85	85	85	85
トワイライトステイ事業	5	5	5	5	5
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	8	110	72	4	0
ショートステイ事業	8	105	72	4	0
トワイライトステイ事業	0	5	0	0	0
②確保方策(人日/年)	8	110	72	4	0
ショートステイ事業	8	105	72	4	0
トワイライトステイ事業	0	5	0	0	0
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○受け入れ施設は県南愛児園と秋田赤十字乳児院の2施設です。一時的に児童の養育が困難になった家庭への支援として、今後も受け入れ施設と連携を図り対応していきたいです。

(5) 地域子育て支援拠点事業

■計画値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人回/年)	18, 269	17, 464	16, 484	15, 811	15,082
②確保方策(人回/年)	18, 269	17, 464	16, 484	15, 811	15, 082
③過不足 (2-①)	0	0	0	0	0

■実績値

7 () () ()					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人回/年)	10,824	9, 946	10,094	11,840	13, 091
②確保方策(人回/年)	18, 269	20, 108	16, 484	15, 811	15, 082
③過不足 (②-①)	7, 445	10, 162	6, 390	3, 971	1, 991

○利用希望に対し応えられているものと考えられ、今後も計画通りの量を見込んでいくことと したいです。



(6) 一時預かり事業

①認定こども園における預かり保育

■計画値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	4, 964	4, 668	4, 393	4, 131	3, 884
一時利用	332	313	295	278	262
定期利用	4, 632	4, 355	4, 098	3, 853	3, 622
②確保方策(人日/年)	4, 964	4,668	4, 393	4, 131	3, 884
一時利用	332	313	295	278	262
定期利用	4, 632	4, 355	4, 098	3, 853	3, 622
③過不足(2-1)	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	1, 751	736	657	906	1, 179
一時利用	368	223	98	138	183
定期利用	1, 383	513	559	768	996
②確保方策(人日/年)	1, 751	736	657	906	1, 179
一時利用	368	223	98	138	183
定期利用	1, 383	513	559	768	996
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

[○]在園児の主に教育時間前後に預かる定期利用数が多いです。



②認定こども園以外の預かり保育

■計画値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	1,870	1,803	1, 724	1,658	1,575
認可保育所	1,589	1,510	1, 435	1, 364	1, 283
ファミリー・サポート・センター事業	281	293	289	294	292
②確保方策(人日/年)	1,870	1,803	1,724	1, 658	1,575
認可保育所	1,589	1,510	1, 435	1, 364	1, 283
ファミリー・サポート・センター事業	281	293	289	294	292
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	1, 297	1,346	1, 142	1, 362	749
認可保育所	1, 017	1, 188	998	1, 184	609
ファミリー・サポート・センター事業	280	158	144	178	140
②確保方策(人日/年)	1, 297	1,346	1, 142	1, 362	749
認可保育所	1, 017	1, 188	998	1, 184	609
ファミリー・サポート・センター事業	280	158	144	178	140
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○ (認可保育所) 利用希望に対し、応えられているものと考えられます。 (ファミリー・サポート・センター事業) 利用希望に対し、応えられているものと考えられます。



(7) 病児・病後児保育事業

■計画値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	4, 990	5, 105	5, 223	5, 345	5, 470
病児保育園(病児)	1, 100	1,100	1, 100	1, 100	1, 100
認可保育所(病後児)	48	48	48	48	48
認可保育所(体調不良児)	3, 842	3, 957	4, 075	4, 197	4, 322
②確保方策(人)	5, 762	5,877	5, 995	6, 117	6, 242
病児保育園(病児)	1, 440	1,440	1, 440	1, 440	1, 440
認可保育所(病後児)	480	480	480	480	480
認可保育所(体調不良児)	3, 842	3, 957	4, 075	4, 197	4, 322
③過不足(2-1)	772	772	772	772	772

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	2, 112	2,408	1, 935	3, 033	2, 511
病児保育園(病児)	317	697	321	684	492
認可保育所(病後児)	28	28	8	16	7
認可保育所(体調不良児)	1, 767	1,683	1,606	2, 333	2, 012
②確保方策(人)	3, 687	3,603	3, 526	4, 253	3, 932
病児保育園(病児)	1, 440	1,440	1, 440	1, 440	1, 440
認可保育所(病後児)	480	480	480	480	480
認可保育所(体調不良児)	1, 767	1,683	1,606	2, 333	2, 012
③過不足(②-①)	1, 575	1, 195	1, 591	1, 220	1, 421

[○]病児対応型は年間を通じての実施となり、令和5年度実績は684人でした。毎年度900~1,100人の利用を見込み、対応していきたいです。



(8) 病児・緊急対応強化事業

■計画値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	3	3	3	3	3
②確保方策(人日/年)	3	3	3	3	3
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	0	0	0	4	0
②確保方策(人日/年)	0	0	0	4	0
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○利用希望に対し、応えられているものと考えられることから、今後も計画通りの量を見込んで いくこととしたいです。

(9) 子育て援助活動支援事業(就学児)

■計画値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	162	160	155	148	140
低学年	60	57	55	53	51
高学年	102	103	100	95	89
②確保方策(人日/年)	162	160	155	148	140
低学年	60	57	55	53	51
高学年	102	103	100	95	89
③過不足(2-①)	0	0	0	0	0

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	194	144	145	161	108
低学年	163	127	93	75	0
高学年	31	17	52	86	108
②確保方策(人日/年)	194	144	145	161	108
低学年	163	127	93	75	0
高学年	31	17	52	86	108
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○利用希望に対し、応えられているものと考えられることから、今後も計画通りの量を見込ん でいくこととしたいです。



(10) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)

■計画値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	423	407	388	370	356
②確保方策(人)	423	407	388	370	356
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	374	354	335	273	314
②確保方策(人)	374	354	335	273	314
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○量の見込みは、当初計画よりも減少しています。

(11) 妊婦健康診査

■計画値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	467	426	407	387	372
②確保方策(人)	467	426	407	387	372
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	407	361	316	324	372
②確保方策(人)	407	361	316	324	372
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○今後も計画通りの量を見込んでいくこととしたいです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

横手市では実施していません。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

横手市では実施していません。



第9節 アンケート調査結果からみたこどもたち

【横手市 子育てに関するアンケート調査】

1 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づく「第三期横手市子ども・子育て支援事業計画(令和7年度~令和11年度)」の策定にあたり、国から示される「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方(以下「第三期手引き」という。)」を参考に子ども・子育て支援施策に関する利用ニーズ把握と策定のための基礎資料とすることを目的として、実施しました。

2 調査の設計・方法

横手市に居住する就学前児童($0\sim5$ 歳)のいる世帯と小学生($1\sim6$ 年生)のいる世帯を対象(住民基本台帳から兄弟姉妹の重複を除いた全数)とし、保護者の方が回答する方法によりアンケート調査を実施しました。調査期間は令和6年5月16日 ~5 月31日(6月13日までの回収分を含む)で郵送配付し郵送とWEBでの回収を併用しました。

3 回収結果

	配付数①	有効回収数②	有効回収率 ②/①
就学前児童	1,727	1,039	60.2%
小 学 生	1,819	1, 161	63.8%

4 グラフの見方

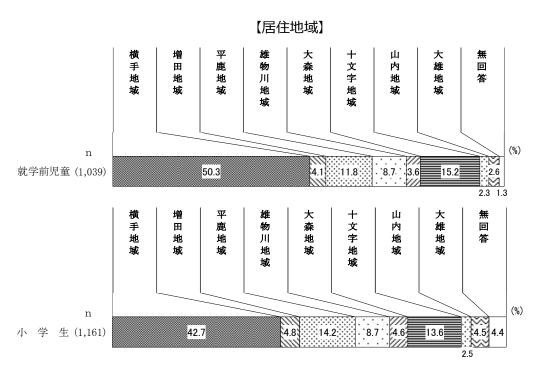
- n (number of cases) は比率算出の基数であり、100%が何人の回答に相当するかを示します。
- ■回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、 単一選択式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならない場合があります。また、 回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、各設問の調査数を基 数として算出するため、すべての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。
- ■図表及び本文で、選択肢の語句などを一部簡略化している場合があります。

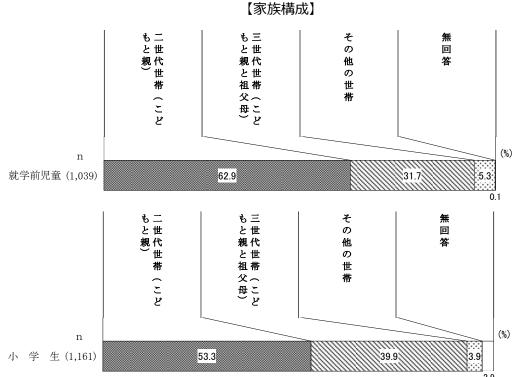


5 調査結果の概要

(1) 家庭の状況

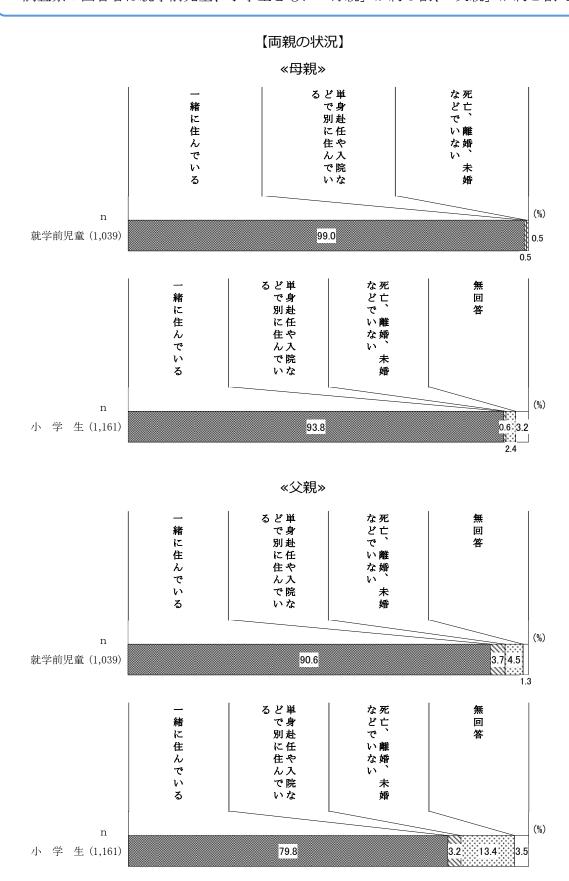
- ・就学前児童、小学生ともに「横手地域」が最も多く、就学前児童では「十文字地域」、小学生では「平鹿地域」が続いています。
- ・家族構成については、「二世代世帯」(就学前児童 62.9%・小学生 53.3%) が最も多く、「三世代世帯」(就学前児童 31.7%・小学生 39.9%) と続き核家族化が進んでいます。





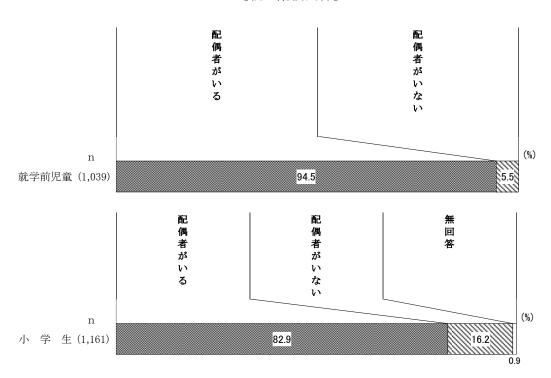


- ・小学生の世帯の 13.4%は父親とは同居しておらず、16.2%は配偶者がいないひとり親世帯と思われます。
- ・調査票の回答者は就学前児童、小学生ともに「母親」が約8割、「父親」が約2割です。

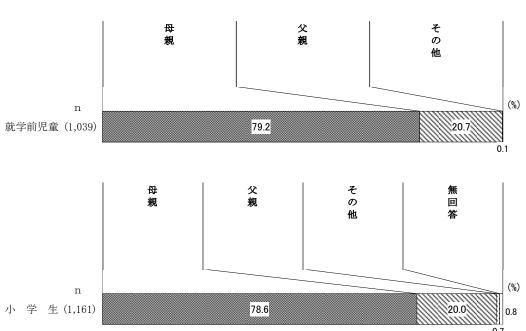




【親の配偶関係】

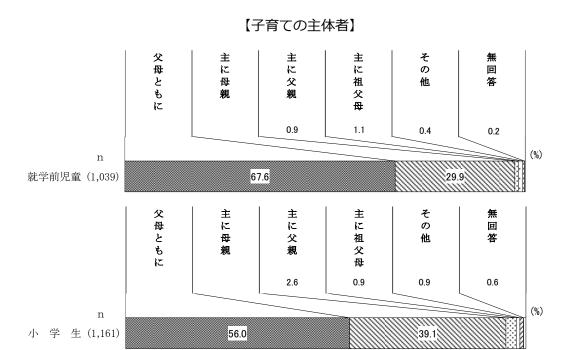


【調査票の回答者】

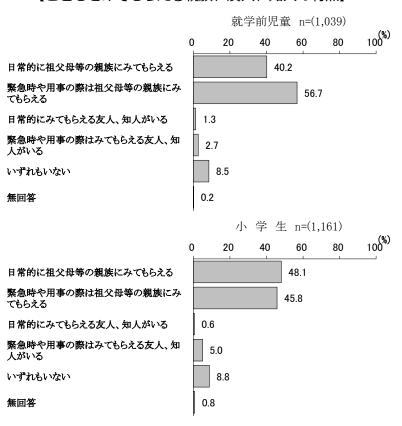




- ・子育ての主体は、就学前児童が「父母ともに」がやや多く、小学生になると約 11 ポイント減少し「主に母親」が約 10 ポイント増加しています。
- ・こどもをみてもらえる親族、友人、知人の有無では、「緊急時や用事の際は祖父母等の親族にみてもらえる」が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」を上回り、核家族化や 就業者の高年齢化の影響がうかがえます。



【こどもをみてもらえる親族、友人、知人の有無】

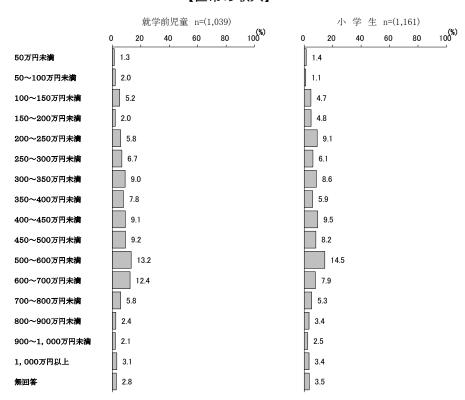




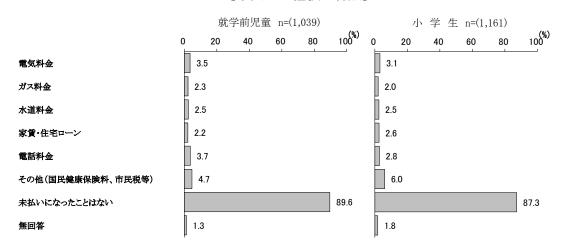
(2) 生活の苦しさ

- ・世帯の収入は、就学前児童、小学生ともに「500~600万円未満」が最も多く、未払いの 経験があるのはともに約1割であり、約9割はそうした経験はないと答えています。
- ・収入が厳しい世帯と推察できる等価可処分所得が 127 万円未満の世帯は、就学前児童では 18.7%、小学生では 20.0% と 5 世帯に 1 世帯が該当しています。

【世帯の収入】

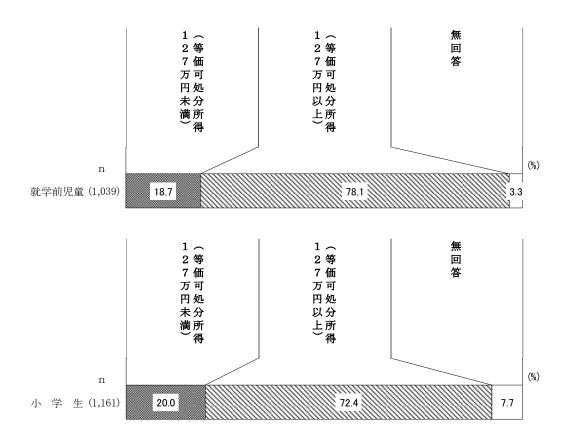


【未払いの経験の有無】





【等価可処分所得(収入階層)】



※等価可処分所得の算出

家族人数、世帯収入の回答をもとに「2019(令和元)年国民生活基礎調査(平成30年の所得)」に 基づき、世帯の所得に応じて次のとおり分類しました。

未満世帯	等価可処分所得が 127 万円未満の世帯
以上世帯	等価可処分所得が 127 万円以上の世帯

- ※等価可処分所得…世帯の可処分所得(所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いた後のいわゆる手取り収入)を家族人数の平方根(√)で割った所得
- ※厚生労働省の「2019(令和元)年国民生活基礎調査(平成30年の所得)」において算出された等価可処分所得の中央値(254万円)の半分の額(127万円)が「貧困線」とされ、貧困線に満たない世帯員の割合が「貧困率」とされています
 - (例) 問9で世帯全体の収入(「就労収入」と「その他の収入」の合計)が「550万円」、

問6で世帯人数が「5人」と回答した場合

等価可処分所得:550万円÷√5=245.96万円

【等価可処分所得 127 万円(貧困線)未満の世帯所得の目安】

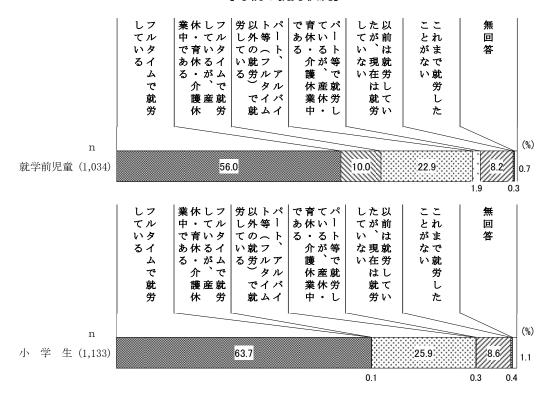
- ・ 2 人世帯: 179 万円以下 (1,790,000 円÷ $\sqrt{2}$ =1,265,721 円)
- 3 人世帯: 219 万円以下 (2,190,000 円÷ $\sqrt{3}$ =1,264,397 円)
- · 4人世帯: 253 万円以下(2,530,000 円÷√4=1,265,000 円)
- ・ 5 人世帯: 283 万円以下 (2,830,000 円÷ $\sqrt{5}$ =1,265,614 円)



(3) 就労の状況

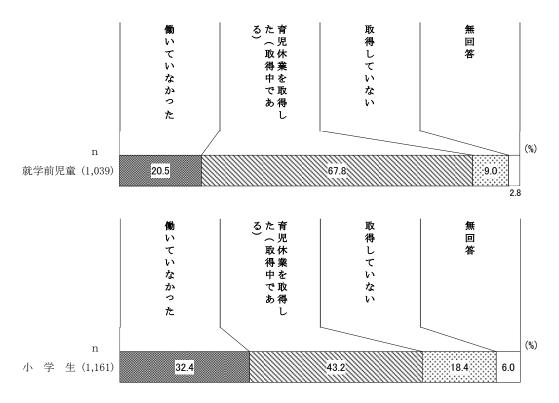
- ・母親は、就学前児童、小学生ともにフルタイム就労が増え、パート・アルバイトなどの就 労を合わせた全体の就労者は就学前児童では 78.9% (前回 74.0%)、小学生では 89.6% (前回 88.0%) と増加傾向にあります。
- ・育児休業の取得率は、母親の場合、就学前児童(67.8%、前回52.4%)が小学生(43.2%、前回33.0%)を上回り、父親の場合も、就学前児童(12.4%、前回2.7%・小学生2.5%、前回1.1%)と取得率が高くなり、環境整備が進んでいることがうかがえます。

【母親の就労状況】

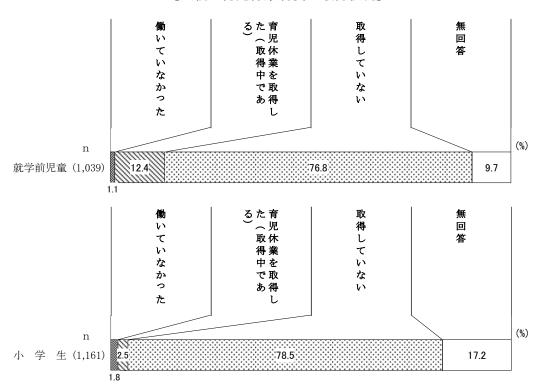




【母親の育児休業制度の取得状況】



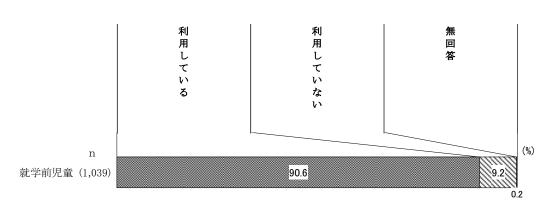
【父親の育児休業制度の取得状況】





(4)教育・保育事業等について

- ・教育・保育事業については、90.6%が利用しており、年齢別でみると、1歳からの利用が 多くなっています。利用者は「認可保育所(66.4%、前回82.7%)、「認定こども園」(29.8%、 前回11.0%)を利用しており、「認定こども園」が増加しています。
- ・教育・保育事業を利用している理由については、「子育てをしている者が現在就労しているため」(85.7%)が最も多く、「こどもの教育や発達のため」(58.9%)とともに主な理由となっています。
- ・定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」(74.6%、前回84.4%)が最も多く、次いで「認定こども園」(41.1%、前回30.7%)であり、すべてで現在の利用を上回ってニーズが高くなっています。



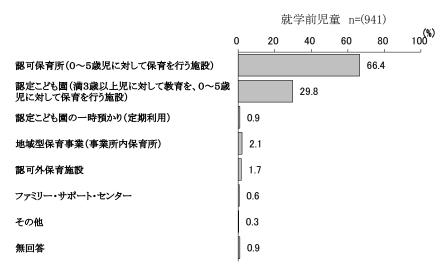
【教育・保育事業の利用状況】

(年齢別)

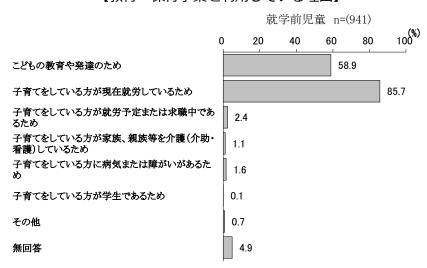
上段:件数 下段: %	調查数	利用している	利用していない	無回答
全 体	1,039	941	96	2
年齢別	100.0	90.6	9. 2	0.2
0歳	104	39	64	1
	100.0	37. 5	61.5	1.0
1歳	118	104	14	-
	100.0	88. 1	11.9	-
2歳	129	116	12	1
a 15	100.0	89. 9	9.3	0.8
3歳	162	162	-	-
4歳	100.0	100.0	-	_
4 放	244 100. 0	243 99. 6	1 0. 4	_
5歳	261	258	3	_
0 /// (1) (1)	100.0	98. 9	1. 1	_
年齢別(3区分)			l.	
0歳	104	39	64	1
	100.0	37. 5	61.5	1.0
1~2歳	247	220	26	1
	100.0	89. 1	10.5	0.4
3~5歳	667	663	4	-
	100.0	99. 4	0.6	-



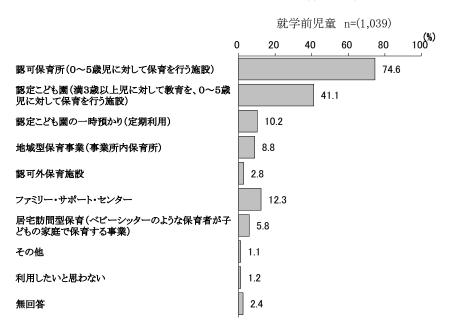
【利用している教育・保育事業】



【教育・保育事業を利用している理由】



【今後定期的に利用したい教育・保育事業】

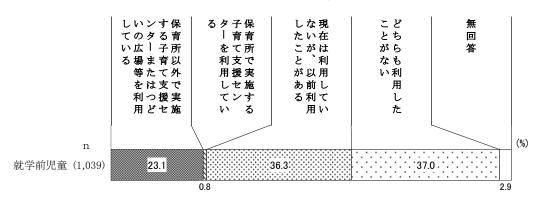




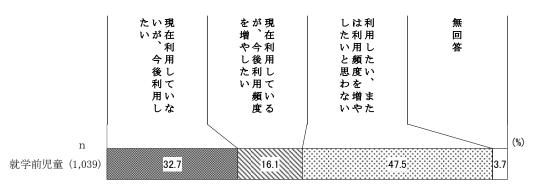
(5) 地域子育て支援事業の利用について

- ・地域子育て支援事業の利用者は23.9%(前回17.7%)と増加傾向にあります。
- ・今後の利用希望者は 48.8% (前回 43.6%) となっており、おおむね年齢が低いほど多く、 0歳では 62.5% と現状の利用者を上回るニーズがあります。

【地域子育て支援事業の利用状況】



【地域子育て支援事業の今後の利用希望】



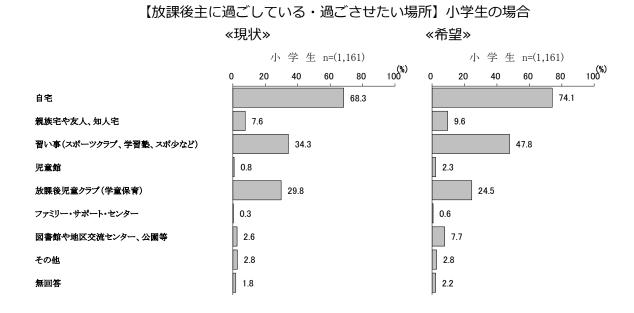
(年齢別)

	調	たい現	をが現	しは利	無
	査	いが在	増、在	た利用	旦
	数	`利	や今利	い用し	答
	77.	今用	し後用	と頻た	
		後し	た利し	思度い	
上段:件数		利て	い用て	わを、	
下段: %		用い	頻い	な増ま	
1 42 . 70		しな	度る	いやた	
全 体	1,039	340	167	494	38
	100.0	32. 7	16. 1	47.5	3.7
年齢別					
0歳	104	45	20	35	4
	100.0	43. 3	19. 2	33. 7	3.8
1歳	118	44	20	49	5
	100.0	37. 3	16.9	41.5	4. 2
2歳	129	47	29	48	5
	100.0	36. 4	22. 5	37. 2	3. 9
3歳	162	59	23	74	6
	100.0	36. 4	14. 2	45.7	3. 7
4歳	244	73	41	126	4
	100.0	29. 9	16.8	51.6	1.6
5歳	261	69	31	151	10
	100.0	26. 4	11.9	57.9	3.8
年齢別(3区分)					<u> </u>
0歳	104	45	20	35	4
	100.0	43.3	19. 2	33. 7	3.8
1~2歳	247	91	49	97	10
	100.0	36. 8	19.8	39. 3	4.0
3~5歳	667	201	95	351	20
	100.0	30. 1	14. 2	52.6	3.0



(6) 放課後の過ごし方について

- ・小学生の放課後の過ごし方については、小学生の 68.3% (前回 71.1%) が放課後「自宅」で過ごしており、「習い事(スポーツクラブ、学習塾、スポ少など)」(34.3%、前回 38.2%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(29.8%、前回 24.8%) と続いています。今後放課後に過ごさせたい場所も、上位は同じ項目です。
- ・就学前児童の場合は、小学 $1 \sim 3$ 年生までは「放課後児童クラブ(学童保育)」(70.7%、前回 61.5%)が最も多く、小学 $4 \sim 6$ 年生になると「自宅」(62.5%、前回 60.2%)、「習い事(スポーツクラブ、学習塾、スポ少など)」(53.2%、前回 63.7%)が伸びて、放課後児童クラブ(学童保育)」(42.2%、前回 37.4%)は3位となっており、低学年のニーズが高いことが分かります。
- ・少子化であっても常に一定のニーズがある「放課後児童クラブ(学童保育)」の確保が重要です。



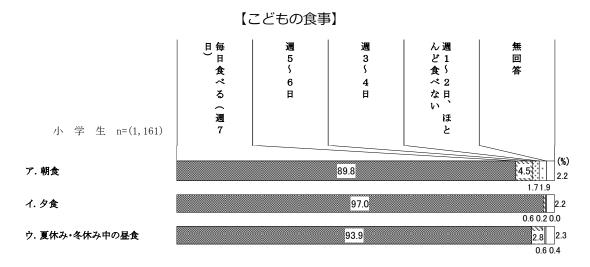
【小学校入学後の放課後主に過ごさせたい場所】就学前児童の場合

«小学1~3年生まで» «小学4~6年生まで» 就学前児童 n=(1,039) 就学前児童 n=(1.039) (%) 100 100 20 60 80 41.7 白宅 62 5 17.2 親族宅や友人、知人宅 14.0 53.2 習い事(スポーツクラブ、学習塾、スポ少など) 29.3 7.3 児童館 8.7 42.2 放課後児童クラブ(学童保育) 70.7 0.7 1.2 ファミリー・サポート・センター 9.2 図書館や地区交流センター、公園等 7.3 0.8 0.9 その他 2.0 無回答 1.8 67



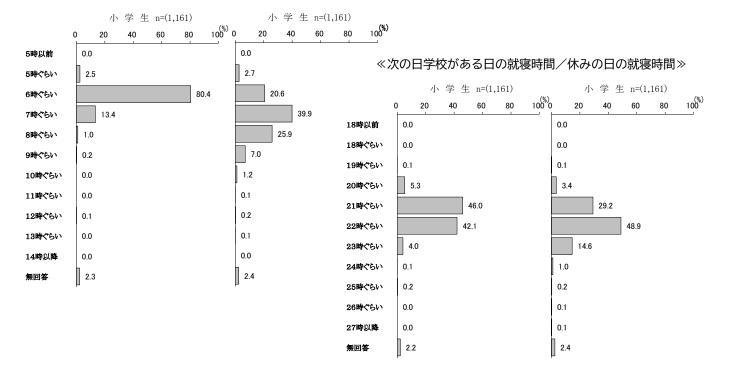
(7) こどもの牛活習慣について

- ・「週 $1 \sim 2$ 日、ほとんど食べない」が最も多いのは『r. 朝食』(1.9%) ですが、いずれも「毎日食べる(週7 日)」が多数です。
- ・起床時間は、次の日学校がある日は「6時ぐらい」(80.4%) が最も多く、次の日が休みの日は「7時ぐらい」(39.9%) が最も多く、以下「8時ぐらい」(25.9%)、「6時ぐらい」(20.5%) と時間帯の幅が広くなっています。
- ・就寝時間は、次の日学校がある日は「21時ぐらい」(46.0%)、「22時ぐらい」(42.1%) がともに多く、次の日が休みの日は「22時ぐらい」(48.9%) が最も多く、以下「21時ぐらい」(29.2%) と休みの日は就寝時間が遅くなっています。
- ・ギャップをみると、起床時間で3時間以上遅い起床が26.5%、就寝時間では2.1%となっており、約4人に1人のこどもが朝寝坊していると保護者は回答しています。



【次の日学校がある日と次の日が休みの日の起床・就寝時間のギャップ】

≪次の日学校がある日の起床時間/休みの日の起床時間≫

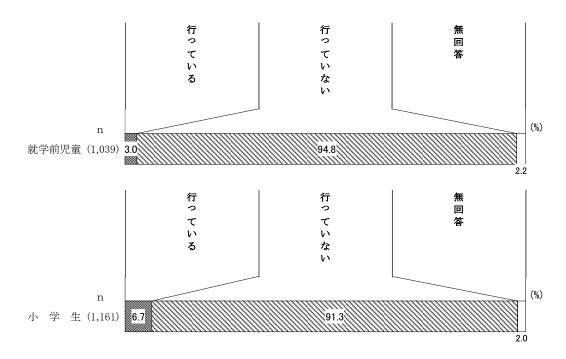




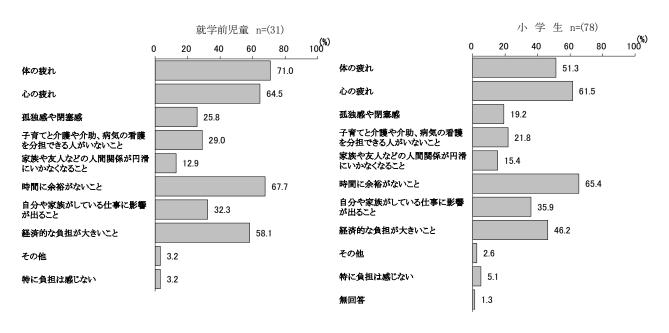
(8) 子育てとそれ以外の両立について

- ・同居家族や親族への介護、介助、看護は、「行っている」が就学前児童の保護者では 3.0%、 小学生の保護者では 6.7%となっています。
- ・負担に思う内容は、就学前児童の保護者と小学生の保護者では順番は異なりますが、「体の疲れ」、「時間に余裕がないこと」、「心の疲れ」、「経済的な負担が大きいこと」などが上位であり、ダブルケアの負担感がうかがえます。

【同居家族や親族への介護、介助、看護】



【負担に思う内容】

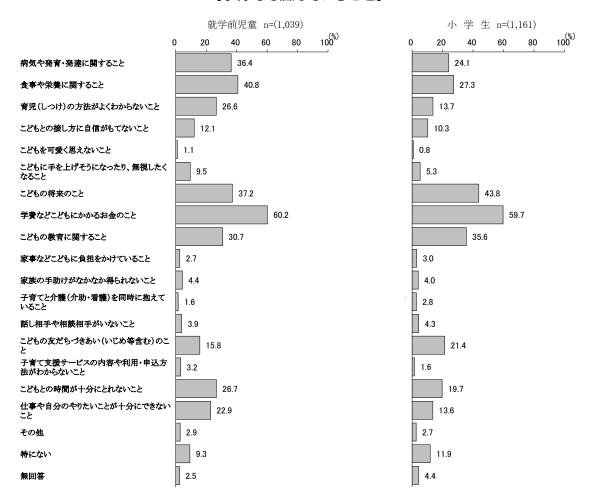




(9) 日頃の子育てについて

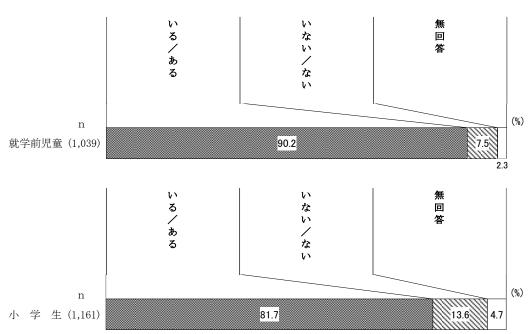
- ・子育てで悩んでいることは、就学前児童、小学生ともに「学費などこどもにかかるお金のこと」(就学前児童 60.2%、前回 49.7%・小学生 59.7%、前回 54.3%)が最も多く、その他、就学前児童は、食事や栄養、発育・発達に関すること、小学生は、こどもの将来、教育に関することとなっており、こどもの成長段階に応じた恒久的な内容となっています。
- ・気軽な相談先は、「いる/ある」が、就学前児童では90.2%(前回91.2%)、小学生では81.7%(前回88.1%)となっており、その多くは祖父母や友人・知人の身近な人ですが、就学前児童は、保育所・認定こども園などこどもの預け先も上位となっています。

【子育てで悩んでいること】

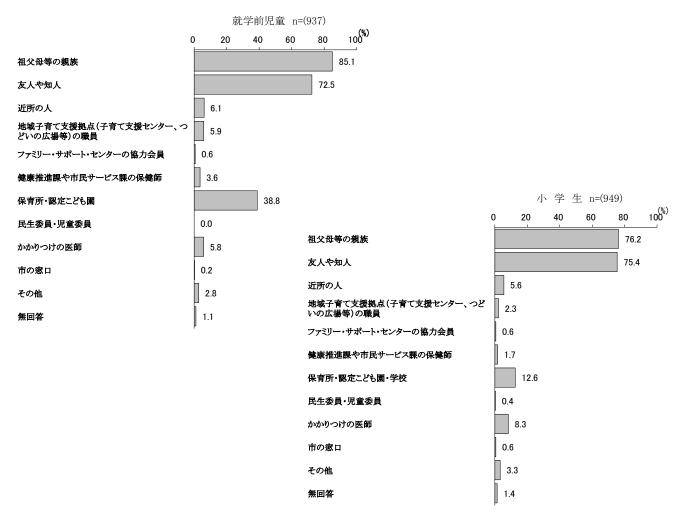




【気軽な相談先の有無】



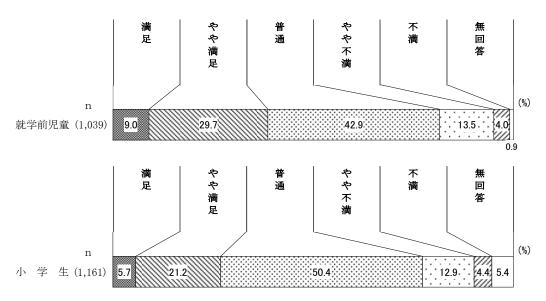
【相談できる人(場所)】





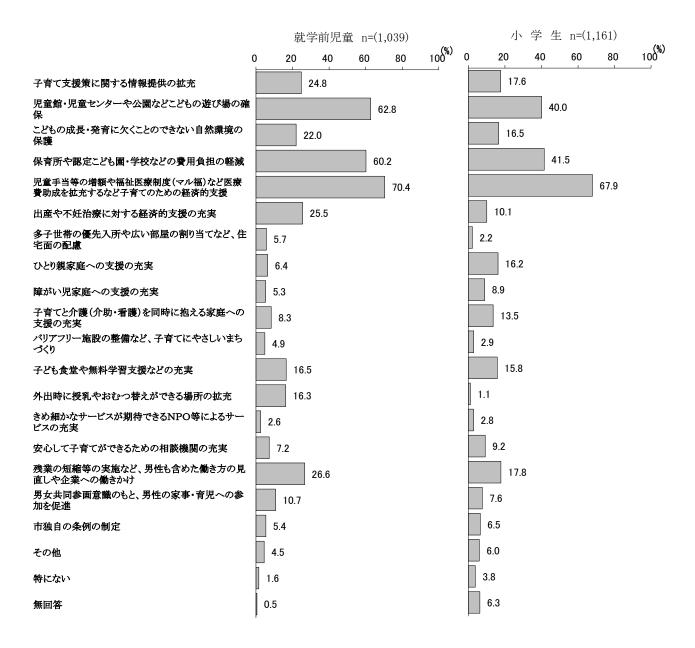
- ・子育て環境や支援への満足度は、就学前児童は 38.7% (前回 41.8%)、小学生は 26.9% (前回 32.9%) と、就学前児童が小学生を上回っていますが、ともに前回を下回っています。
- ・期待する子育て支援は、就学前児童、小学生に順位の違いはあるものの、上位3項目は同じであり「児童手当等の増額や福祉医療制度(マル福)など医療費助成を拡充するなど子育てのための経済的支援」(就学前児童70.4%、前回71.0%・小学生67.9%、前回72.6%)、「児童館・児童センターや公園など子どもの遊び場の確保」(就学前児童62.8%、前回51.5%・小学生40.0%、前回35.5%)、「保育所や認定こども園・学校などの費用負担の軽減」(就学前児童60.2%、前回60.2%・小学生41.5%、前回32.2%)と、経済的支援やこどもの遊び場に関する内容は前回と同様となっています。
- ・就学前児童では「残業の短縮等の実施など、男性も含めた働き方の見直しや企業への働きかけ」(26.6%)、「出産や不妊治療に対する経済的支援の充実」(25.5%)、「外出時に授乳やおむつ替えができる場所の拡充」(16.3%)、小学生は「ひとり親家庭への支援の充実」(16.2%)など、ライフステージの違いがみられますが、この点も前回と同様となっています。

【子育て環境や支援への満足度】





【期待する子育て支援】







第1節 計画の体系

基本理念

夢はぐくむ ゆきんこプラン ~ こどもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち~

基本的な視点

1.こどもの視点

- 2.次代の親の育成 という視点
- 3. サービス利用者の 視点
- 4. 社会全体による 支援の視点
- 5.仕事と生活の調和 実現の視点
- 6. すべてのこどもと 家庭への支援の 視点
- 7. 地域における社会 資源の効果的な 活用の視点
- 8.サービスの質の 視点
- 9. 地域特性の視点

基本目標

I.子ども・子育て 支援サービスの充実

(子ども・子育て支援事業計画)

実施施策

- 1. 施設型給付及び地域型保育給付の充実
- 2. 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供
- 4. 幼児教育・保育の質の向上
- Ⅱ.子育てを支える 仕組みづくりの充実
- 1.子育てにゆとりを持てる支援の充実
- 2. 保育サービスの充実
- 3.子育て支援のネットワークづくり
- 4. 援助を要するこどもたちへの支援
- 5. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
- 6. 児童虐待防止対策の推進
- 7. ヤングケアラーへの支援
- Ⅲ. 親と子の元気・ 健康づくりの充実
- 1. こどもや母親の健康の確保
- 2.食育の推進
- 3. 思春期保健対策の充実
- IV. 生きる力に満ち あふれた次世代 ひとづくりの充実
- 1. 次代の親の育成
- 2.子どもの権利についての意識啓発
- 3. 児童の健全育成
- 4. こどもの生きる力の育成に向けた 学校の教育環境等の整備
- 5. 地域資源を利用した教育力の向上
- V.子育てしやすい 安全・安心の 環境づくりの充実
- 1.安全・安心まちづくりの推進
- 2.こどもの安全の確保
- 3. 良質な住宅の確保等居住環境の整備
- 4.安心して外出できる環境の整備
- VI. 職場と家庭 子育てを応援する 社会づくりの充実
- 1.ワーク・ライフ・バランスの実現



第2節 こどもの数の推計

横手市の人口推計は、社会増による人口増加が見込まれるような行政区もあることから、よ り詳細な仮定データを用いて推計する「コーホート要因法」を用いて人口推計を行いました。 人口実績は、近5年と3年の住民基本台帳人口(各年3月31日時点)を用いました。

人口推計で一般的に推奨される方法として「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」 の2種類があり、「コーホート変化率法」は、過去の各コーホートの増減を"変化率"として定 め、人口に掛けあわせて推計する手法です。一方、「コーホート要因法」は"自然増(出生・死 亡)"及び"社会増(転入・転出)"の将来値を仮定し、これに基づいて推計する手法です。

人口推計に利用する"年齢別生残率"、"母親の年齢別出生率"は、国立社会保障・人口問題 研究所の「日本の将来推計人口(令和5年推計)」における仮定値(中位)を用いました。

横手市の0~17歳までの人口推計は、0歳から5歳では令和7年度の2,022人から令和11 年度には1,644人と5年間で378人の減少が考えられます。6歳から17歳では6,911人から 5,743人と1,168人の減少が考えられます。

【児童の人口推計(0歳~5歳)】

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0歳	288	277	267	261	255
1~2歳	597	566	579	558	541
3~5歳	1, 137	1,064	949	889	848
合計	2,022	1,907	1, 795	1,708	1,644
前年差	-179	-115	-112	-87	-64

(推計は各年4月1日)

【児童の人口推計(6歳~17歳)】

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
6~8歳	1, 449	1, 351	1, 251	1, 135	1,064
9~11歳	1,652	1,587	1,531	1, 444	1, 345
12~17歳	3,810	3,670	3, 573	3, 478	3, 334
合計	6,911	6,608	6, 355	6, 057	5, 743
前年差	-267	-303	-253	-298	-314

(推計は各年4月1日)



第3節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地域的条件や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。

横手市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く) を1区域、地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業を小学校区(14区域)に設 定します。

【提供区域の設定】

分類	事業名	施設名等	区域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園、保育所	市全域
· 保 育	地域型保育事業	事業所內保育	巾主域
	①延長保育事業	認定こども園、保育所	市全域
	②放課後児童健全育成事業	各学童保育(放課後児童クラブ)	小学校区 14 区域
	③利用者支援事業	横手市児童センター・乳幼児健康診査会場	
	④子育て短期支援事業	ショートステイ(愛児園、秋田赤十字乳児院)、トワイラ イトステイ(愛児園)	
地域	⑤地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	
子ども	⑥一時預かり事業	認定こども園(一時利用・定期利用)、保育所、ファミリ ー・サポート・センター	
地域子ども・子育て支援事業	⑦病児・病後児保育事業	(病児)病児保育園、(病後児)保育所、 (体調不良児)私立保育所	
て支援	⑧病児・緊急対応強化事業	ファミリー・サポート・センター	市全域
業	⑨子育て援助活動支援事業(小学生以下の一時預かり)	ファミリー・サポート・センター	
	⑩乳児家庭全戸訪問事業		
	⑪妊婦健康診査		
	②妊婦等包括相談支援事業【新規】		
	③産後ケア事業【新規】		



2 教育・保育の区分の設定

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、認定こども園、認可保育所、認可外保育施設、 事業所内保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分		対象	該当する施設等
1号認定	3~5歳 教育を希望する場合		認定こども園
2号認定	3~5歳	保育を必要とし、保育所等での保育を 希望する場合(共働き家庭等)	認定こども園、保育所
3号認定	0~2歳	保育を必要とし、保育所等での保育を 希望する場合(共働き家庭等)	認定こども園、保育所、地域型保育





基本目標 I 子ども・子育て支援サービスの充実

1 施設型給付及び地域型保育給付の充実

(1) 1号認定【教育標準時間認定:認定こども園】

1号認定は、3~5歳のこどもで保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

■量の見込みと確保の方策■

		令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	122	51	48	43	40	38
27	確保方策(人)	165	155	155	155	155	155
	特定教育・保育施設	165	155	155	155	155	155
3ì	過不足(②-①)	43	104	107	112	115	117

○利用定員数を記載しています。状況を見ながら利用定員数を調整していきます。

(2) 2号認定【保育認定:保育所、認定こども園】

2号認定は、3~5歳のこどもで保育の必要性がある認定区分です。

■量の見込みと確保の方策■

		令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	1, 245	1,059	991	884	828	790
27	確保方策(人)	1, 367	1,312	1,312	1, 312	1, 312	1,312
	特定教育・保育施設	1, 367	1, 312	1,312	1, 312	1, 312	1,312
3)	過不足(②-①)	122	253	321	428	484	522

○利用定員数を記載しています。状況を見ながら利用定員数を調整していきます。



(3) 3号認定【保育認定:保育所、認定こども園】

3号認定は、 $0\sim2$ 歳のこどもで保育の必要性がある認定区分です。0歳児と $1\sim2$ 歳児に分けて定めます。

① 0 歳児

■量の見込みと確保の方策■

		令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	236	264	254	245	240	234
2	確保方策(人)	233	219	219	219	219	219
	特定教育・保育施設	226	214	214	214	214	214
	特定地域型保育事業	7	5	5	5	5	5
保	育利用率(%)	20.0%	24.7%	26.0%	25.9%	26.7%	27.5%
3	過不足(②-①)	-3	-45	-35	-26	-21	-15

○利用定員数を記載しています。状況を見ながら利用定員数を調整していきます。

②1歳児

■量の見込みと確保の方策■

		令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	301	239	260	250	241	236
2	確保方策(人)	318	308	308	308	308	308
	特定教育・保育施設	310	302	302	302	302	302
	特定地域型保育事業	8	6	6	6	6	6
保	育利用率(%)	27.3%	34.8%	36.5%	36.4%	37.6%	38.7%
3	過不足(②-①)	17	69	48	58	67	72

○利用定員数を記載しています。状況を見ながら利用定員数を調整していきます。



③ 2 歳児

■量の見込みと確保の方策■

		令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	329	295	246	268	258	248
27	確保方策(人)	371	348	348	348	348	348
	特定教育・保育施設	362	342	342	342	342	342
	特定地域型保育事業	9	6	6	6	6	6
保証	育利用率(%)	31.9%	39.3%	41.3%	41.1%	42.5%	43.7%
3)	過不足(②-①)	42	53	102	80	90	100

○利用定員数を記載しています。状況を見ながら利用定員数を調整していきます。

※子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当するこどもについて、満3歳未満のこどもの数全体に占める保育の利用 定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。「保育利用率」の目標値に ついては、以下のとおり算出します。

保育利用率 = 3号こどもにかかる保育の利用定員数(各年度における②確保方策欄の人数) 満3歳未満のこどもの数全体(P78 こどもの数の推計値)

※保育利用率:満3歳未満のこどもの数全体(P.78 こどもの数の推計値)に占める認定こども園、保育所または地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数(各年度における②確保方策欄の人数)の割合

(4)教育・保育の確保の方策の今後の方向性

1号・2号・3号認定ともに、既存の供給量(保育所及び認定こども園、地域型保育事業の 定員合計値)で対応が可能となっています。

毎年、教育・保育の提供施設の空き状況や市内の需要動向を踏まえながら必要に応じて確保 の方策を見直していきます。



2 地域子ども・子育て支援事業の充実

すべてのこどもが健やかに成長していけるよう、子育て家庭のニーズに応じ、地域の実情に 応じた子育て支援サービスの充実を図り、妊娠期から切れ目のない支援を充実します。

(1)延長保育事業

保護者の勤務・通勤時間、急な残業などの場合に、通常保育時間を超えて保育所に預けることができる事業です。市内全保育所で実施しています。

■量の見込みと確保の方策■

	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(人)	133	171	161	152	144	139
②確保方策(人)	2, 187	2,534	2,534	2,534	2,534	2,534
③過不足(②-①)	2,054	2, 363	2, 373	2, 382	2, 390	2, 395

○認可保育所(保育所、地域型保育、認定こども園の保育部分)の利用定員の合計を記載しました。



(2) 放課後児童健全育成事業

保護者の労働などにより、放課後や週末に家庭での児童の生活が困難な場合に、保護者に代わり児童の生活や遊びの指導を行う事業です。

		令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(人) ①1	~4年生	1, 165	1,220	1,252	1, 255	1, 215	1,095
②確保方策(人)		1, 412	1,579	1,659	1,659	1,659	1,659
③過不足 I (②−①)		247	359	407	404	444	564
量の見込み(人) ④5	~6年生	143	198	223	193	179	189
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④	4))	104	161	184	211	265	375

- ○現在、14小学校区で学童保育を実施しています。
- ○令和7年度は、横手南小学校区の学童施設を令和6年度に機能移転をした旧横手図書館へ移転することで、定員数を拡充しました。
- 〇また、新しく浅舞小学校区に1箇所、十文字小学校区に1箇所、新たな学童施設を開所しました。
- ○令和8年度は、横手北小学校区に1箇所を新しく開所を計画しています。
 - ・保育の受け皿として、施設の整備だけではなく、支援員の高齢化も課題であり、支援員の質 や必要量を確保するため、人材確保方策も検討します。
 - ・事業の継続のために、人員と施設の両輪が必要なことから、円滑な運営方法を直営のみならず指定管理や委託といった方策を含め検討します。
 - ・登録児童の利用形態は、児童によって平日利用、土曜利用、長期休暇のみ利用などにより毎日定員に達するとは限りません。そのため、一日あたりの利用児童数に応じ、登録児童の受け入れ調整を検討します。
 - ・それでもなお定員超過が生じる施設などについては、学校の近隣でかつ遊び場のある施設を 確保するよう努力するものとします。
- ○今後も、需要動向を踏まえながら必要に応じて確保の方策を見直ししていきます。



【各小学校区別】

《横手南小学校区》

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数						
学童保育「よこてみなみ A」	40						
学童保育「よこてみなみ B」	40	令和5年度	令和	令和	令和	令和	令和
学童保育「よこてみなみ C」	40	実績	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
学童保育「わんぱく」	80						
学童保育「てらこや明照」	40						
量の見込み(人)	①1~4年生	151	210	219	229	223	220
②確保方策(人)		185	240	240	240	240	240
③過不足 I (②−①)		34	30	21	11	17	20
量の見込み(人)	④5~6年生	26	29	21	11	14	15
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))	8	1	0	0	3	5

《朝倉小学校区》

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数						
学童保育「あさくら」	60	令和5年度	令和	令和	令和	令和	令和
学童保育「あさくらⅢ」	40	実績	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
学童保育「あさくらキッズ」	40						
量の見込み(人)	①1~4年生	84	90	85	89	90	87
②確保方策(人)		140	140	140	140	140	140
③過不足 I (②−①)		56	50	55	51	50	53
量の見込み(人)	④5~6年生	19	24	30	25	18	20
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))	37	26	25	26	32	33

«旭小学校区»

学童保育施設名	定員数						
学童保育「ピノキオ」	32	令和5年度	令和	令和	令和	令和	令和
学童保育「あさひ」	60	実績	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
学童保育「あさひⅢ」	25						
量の見込み(人)	①1~4年生	86	95	99	99	108	97
②確保方策(人)		117	117	117	117	117	117
③過不足 I (②−①)		31	22	18	18	9	20
量の見込み(人)	④5~6年生	7	9	18	12	7	16
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))	24	13	0	6	2	4



«栄小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数	令和5年度	令和	令和	令和	令和	令和
学童保育「さかえ」	40	実績	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
量の見込み(人)	①1~4年生	17	23	26	27	16	11
②確保方策(人)	②確保方策(人)		40	40	40	40	40
③過不足 I (②−①)		23	17	14	13	24	29
量の見込み(人)	④5~6年生	4	5	4	2	6	4
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))	19	12	10	11	18	25

«横手北小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数						
げんキッズよこてきた	80						
学童保育「金沢よこてきた」	40	令和5年度	令和	令和	令和	令和	令和
学童保育「卸町よこてきた」	50	実績	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
学童保育「卸センターよこてきた」	10						
令和8年度より新設学童保育施設	80						
量の見込み(人)	①1~4年生	164	164	222	222	233	234
②確保方策(人)		180	180	260	260	260	260
③過不足 I (②−①)		16	16	38	38	27	26
量の見込み(人)	④5~6年生	9	11	31	30	20	21
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))	7	5	7	8	7	5

«増田小学校区»

学童保育施設名	定員数						
学童保育「すまいるキッズ」	40	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
学童保育「ますだキッズ」	50						
量の見込み(人)	①1~4年生	50	55	61	65	49	43
②確保方策(人)		90	90	90	90	90	90
③過不足 I (2−①)		40	35	29	25	41	47
量の見込み(人)	④5~6年生	13	12	12	12	12	12
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))	27	23	17	13	29	35



«浅舞小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数						
浅舞児童クラブⅠ・Ⅱ	80	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
浅舞児童クラブⅢ	40						
量の見込み(人)	①1~4年生	92	83	80	71	62	57
②確保方策(人)		80	120	120	120	120	120
③過不足 I (②−①)		-12	37	40	49	58	63
量の見込み(人)	④5~6年生	0	17	18	18	16	15
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))	-12	20	22	31	42	48

《醍醐小学校区》

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数	令和5年度	令和	令和	令和	令和	令和
醍醐児童クラブⅠ・Ⅱ	65	実績	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
量の見込み(人)	①1~4年生	52	51	51	50	48	40
②確保方策(人)		55	65	65	65	65	65
③過不足 I (②−①)		3	14	14	15	17	25
量の見込み(人)	④5~6年生	9	9	9	9	7	7
⑤過不足Ⅱ (②- (①+④))	-6	5	5	6	10	18

《吉田小学校区》

学童保育施設名	定員数	令和5年度	令和	令和	令和	令和	令和
児童クラブ「どんぐりっこA・B」	60	実績	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
量の見込み(人)	①1~4年生	55	51	49	45	35	26
②確保方策(人)		60	60	60	60	60	60
③過不足 I (②−①)		5	9	11	15	25	34
量の見込み(人)	④5~6年生	11	9	9	9	9	9
⑤過不足Ⅱ (②- (①+④))	-6	0	2	6	16	25



«雄物川小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数						
にこにこキッズ雄物川Ⅰ・Ⅱ	80	令和5年度	令和	令和	令和	令和	令和
にこにこキッズ雄物川Ⅲ	50	実績	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
にこにこキッズ雄物川IV	22						
量の見込み(人)	①1~4年生	127	109	92	85	79	70
②確保方策(人)		130	152	152	152	152	152
③過不足 I (②−①)		3	43	60	67	73	82
量の見込み(人)	④5~6年生	11	19	20	18	15	14
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))	-8	24	40	49	58	68

«大森小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数							
学童保育「おおもり」	40	令和5年度 令和 実績 7年度		令和 8年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
学童保育「ふれあい」	30							
量の見込み(人)	①1~4年生	48	49	49	52	48	28	
②確保方策(人)	②確保方策(人)		70	70	70	70	70	
③過不足 I (②−①)		22	21	21	18	22	42	
量の見込み(人)	④5~6年生	21	11	11	5	10	11	
⑤過不足Ⅱ (②- (①+④))		1	10	10	13	12	31	

«十文字小学校区»

学童保育施設名	定員数						令和
学童保育「十文字なかよし1~3」	120	令和5年度 令和	令和	令和	令和	令和	
学童保育「十文字にしのこ」	40	実績 7年度		8年度	9年度	10 年度	11 年度
学童保育「十文字さくらんぼ」	40						
量の見込み(人)	①1~4年生	166	169	154	161	167	136
②確保方策(人)		160	200	200	200	200	200
③過不足 I (2−①)		-6	31	46	39	33	64
量の見込み(人)	④5~6年生	0	30	30	30	30	30
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④	⑤過不足Ⅱ(②- (①+④))		1	16	9	3	34



«山内小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数	令和5年度	令和	令和	令和	令和	令和
なかよしクラブ	40	実績	実績 7年度		9年度	10 年度	11 年度
量の見込み(人)	①1~4年生	31	28	24	23	21	15
②確保方策(人)		40	40	40	40	40	40
③過不足 I (②−①)		9	12	16	17	19	25
量の見込み(人)	④5~6年生	2	2	2	2	2	2
⑤過不足Ⅱ(②- (①+④))		7	10	14	15	17	23

«大雄小学校区»

学童保育施設名	定員数	令和5年度	令和5年度 令和 実績 7年度		令和	令和	令和
大雄子どもセンターⅠ・Ⅱ	65	実績			9年度	10 年度	11 年度
量の見込み(人)	①1~4年生	42	43	41	37	36	31
②確保方策(人)		65	65	65	65	65	65
③過不足 I (②−①)		23	22	24	28	29	34
量の見込み(人)	④5~6年生	11	11	8	10	13	13
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))		12	11	16	18	16	21



(3) 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。横手市児童センター(基本型)を拠点として実施、令和7年度からは子育て支援課がこども家庭センター型として、幅広い子育て支援の充実を図っています。

	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (箇所)	1	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0	0
②確保方策 (箇所)	1	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0



(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

保護者の病気や仕事などで一時的に児童(18歳未満)の養育が困難になる場合に、児童を預かる事業で、市内1箇所(県南愛児園)と市外1箇所(秋田赤十字乳児院)にて実施しています。

■量の見込みと確保の方策■

	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (人日/年)	4	116	116	116	116	116
ショートステイ事業	4	110	110	110	110	110
トワイライトステイ事業	0	6	6	6	6	6
②確保方策(人日/年)	4	116	116	116	116	116
ショートステイ事業	4	110	110	110	110	110
トワイライトステイ事業	0	6	6	6	6	6
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0

○見込み量をすべて確保できる見込みに変わりないことから、計画通りの量を見込んでいくこと としたいです。

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。これまでは市内の8箇所で地域子育て支援センターを開所していましたが、令和7年4月1日より、東部、南部、西部の3箇所にて再編し実施します。

■量の見込みと確保の方策■

	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (人回/年)	11,840	14, 674	13, 969	14,010	13, 561	13, 181
②確保方策(人回/年)	15,811	14, 674	13, 969	14,010	13, 561	13, 181
③過不足(2-①)	3, 971	0	0	0	0	0

○見込み量をすべて確保できる見込みに変わりないことから、計画通りの量を見込んでいくこと としたいです。



(6) 一時預かり事業

保護者の育児疲れ解消、急病並びに断続的勤務や短時間勤務などの勤務形態の多様化に伴う 一時的な保育需要に対応するため、認定こども園や保育所などにおいて児童を一時的に預かる 事業です。

①認定こども園における預かり保育

認定こども園の在園児を対象に、認定こども園における教育時間終了後から認定こども園内で園児を預かる事業で、市内の認定こども園7箇所で実施しています。

■量の見込みと確保の方策■

	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (人日/年)	906	5,858	5,524	5, 199	4, 946	4, 760
一時利用	138	879	829	780	742	714
定期利用	768	4, 979	4, 695	4, 419	4, 204	4, 046
②確保方策(人日/年)	906	5,858	5,524	5, 199	4, 946	4, 760
一時利用	138	879	829	780	742	714
定期利用	768	4, 979	4, 695	4, 419	4, 204	4, 046
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0

○平成 28 年度から幼稚園のすべてが、また、令和4年度から私立保育所2園が認定こども園へ移行しました。量の見込みが増加したとしても、各園の受け入れ体制が整っていることから、当初の確保方策を上回る受け入れも可能であり、柔軟に対応していきたいです。



②認定こども園以外の預かり保育

認可保育所による一時預かり保育は、理由を問わず、保護者がこどもを保育できないときに、 保育所で一時的にこどもを預かる事業で、市内の保育所23箇所で実施しています。

ファミリー・サポート・センターによる一時預かり保育は、こどもの保育ができないときに、 保護者に代わって短時間の保育サービスを行う住民相互の子育て援助活動です。

	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (人日/年)	1,362	1,953	1,842	1,733	1,649	1,587
認可保育所	1,184	1,775	1,675	1,575	1,500	1, 443
ファミリー・サポート・センター事業	178	178	167	158	149	144
②確保方策(人日/年)	1,362	1,953	1,842	1,733	1,649	1,587
認可保育所	1, 184	1,775	1,675	1,575	1,500	1, 443
ファミリー・サポート・センター事業	178	178	167	158	149	144
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0

- (認可保育所) 各保育所ともに1日平均利用児童数が1人に満たないところに保育士1人を加 配しているため、希望者に対する提供体制は整っていると考えられます。
- (ファミリー・サポート・センター事業) 見込み量をすべて確保できる見込みに変わりないこ とから、今後も計画通りの量を見込んでいくこととしたいです。



(7) 病児・病後児保育事業

病気及び病気の回復期にあるこどもが保育所などでの集団生活が困難な場合、専用施設や保育所において一時的に保育するほか、保育中に体調不良となったこどもを保育所の医務室などで緊急対応する事業です。

病児保育は市内1箇所(病児保育園おひさま)、病後児保育は市内1箇所(浅舞感恩講保育園)、体調不良児保育は市内12箇所で実施しています。

■量の見込みと確保の方策■

	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(人)	3,033	6,376	6,013	5,660	5,386	5, 184
病児保育園(病児)	684	1,100	1,100	1,100	1,100	1, 100
認可保育所(病後児)	16	48	48	48	48	48
認可保育所(体調不良児)	2, 333	5, 228	4,865	4, 512	4, 238	4, 036
②確保方策(人)	4, 253	7, 148	6, 785	6, 432	6, 158	5, 956
病児保育園(病児)	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1, 440
認可保育所(病後児)	480	480	480	480	480	480
認可保育所(体調不良児)	2, 333	5, 228	4,865	4, 512	4, 238	4, 036
③過不足(②-①)	1,220	772	772	772	772	772

○病児対応型は1日あたりの定員8名、病後児対応型は1日あたりの定員2名の範囲で受け入れを行っており、これを超えない限りは受け入れが可能です。

(8) 病児・緊急対応強化事業

病気の回復期にあるこどもが認定こども園や保育所などでの集団生活が困難な場合、ファミリー・サポート・センター会員が一時的にこどもを預かる事業です。

■量の見込みと確保の方策■

	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (人日/年)	4	3	3	3	3	3
②確保方策(人日/年)	4	3	3	3	3	3
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0

○見込み量をすべて確保できる見込みに変わりないことから、今後も計画通りの量を見込んでい くこととしたいです。



(9)子育て援助活動支援事業(就学児)

仕事と育児の両立が安心してできるよう、子育てのお手伝いを希望する人(ファミリー会員) と、お手伝いをする人(サポート会員)からなる、登録制の相互援助活動です。

■量の見込みと確保の方策■

	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (人日/年)	161	161	148	139	125	116
低学年	75	75	69	65	58	54
高学年	86	86	79	74	67	62
②確保方策(人日/年)	161	161	148	139	125	116
低学年	75	75	69	65	58	54
高学年	86	86	79	74	67	62
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0

○見込み量をすべて確保できる見込みに変わりないことから、今後も計画通りの量を見込んでい くこととしたいです。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭を保健師や助産師が訪問し、身体測定や発達の確認をします。また、産後のお母さんの健康相談や育児相談、市の保健事業の紹介などを行う事業です。

■量の見込みと確保の方策■

	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(人)	273	288	277	267	261	255
②確保方策(人)	273	288	277	267	261	255
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0

○量の見込みのすべてを確保できています。



(11) 妊婦健康診査

妊娠届の提出時に母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査の受診票を配布し、一般健康診査(超音波検査、感染症を含む)(16回分)、歯科健康診査(1回分)を無料で受けることができる事業です。

■量の見込みと確保の方策■

	令和5年度 実績	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(人)	324	305	296	288	282	278
②確保方策(人)	324	305	296	288	282	278
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0

○量の見込みのすべてを確保できています。

(12) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦・産婦や配偶者、特に0歳~2歳の低年齢期子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行う事業です。令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられます。

今後も、現在実施している妊娠届出時~妊娠7か月頃~赤ちゃん訪問で面談等を行い、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を継続します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(人)	570	552	536	524	516
②確保方策(人)	570	552	536	524	516
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0



(13) 産後ケア事業【新規】

産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指 導などを行う事業で、訪問型、日帰り型、宿泊型でケアを受けることができます。提供体制の 整備を図るため、令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられます。 今後は、3医療機関へ委託し宿泊型を実施します。

■量の見込みと確保の方策■

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(人)	28	28	28	28	28
②確保方策(人)	28	28	28	28	28
③過不足(2-1)	0	0	0	0	0

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に 対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、ヘルパ ーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業で す。

今後は、子育て世帯訪問支援事業の実施に向けて調査や検討を行います。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、児童に生活の場を与えるための場所を開設 し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて児童の保護者 に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業で、令和6年より、地域子 ども・子育て支援事業として位置付けられました。

今後は、児童育成支援拠点事業の実施に向けて調査や検討を行います。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身 の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業で、令和6 年より、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました。

今後は、親子関係形成支援事業の実施に向けて調査や検討を行います。



(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で 柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者の方と一緒に施設を定期的に利用し、他 の児童とかかわったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験でき る事業です。また、保育士や教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談できます。令和7年度よ り、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、令和8年度より本格実施となる予定で す。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育の一体的な提供については、保育所と幼稚園の施設面での統合や保護者の就労状況の観点からだけではなく、こどもたちが健やかに育つ環境づくりの観点が大切です。また、一人ひとりのこどもが、個性あるかけがえのない存在として成長していくために、地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力していくことも重要です。そのためには、こどもの最善の利益を第一に考え、保護者や地域の子育て力の向上のための支援の実施に向けて、施設整備をはじめ、保育所、認定こども園、地域型保育事業との連携を強化し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図ります。

さらに、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国籍の幼児などが円滑な教育・保育の利用ができるよう支援を行います。

(1) 施設整備に向けた取り組み

平成22年度から平成30年度までの横手市保育所整備計画に加え、平成27年に決定した横手市保育所民営化方針を踏まえ、平成30年度から令和7年度までの横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画を策定しました。今後も、この計画に基づき、適切な規模の集団保育を確保しつつ、多様化・低年齢化する保育ニーズに対応するため、認定こども園や保育所の施設整備と公立保育所の民営化に取り組んでいきます。

(2) 子育て力向上に向けた支援

家庭や地域の子育て力を高めていくため、子育に関する相談体制や子育て家庭同士の交流の場を提供するとともに、地域に開かれた子育て支援施設としての機能や情報提供を図り、関係機関との連絡調整の充実を図ります。



(3) 保育所及び認定こども園と小学校との連携

保育所及び認定こども園の幼児教育から小学校の学校教育への接続が円滑に行われるためには、保育所、認定こども園、小学校の連携が重要です。

保育所、認定こども園、小学校の職員が、相互の教育・保育内容や指導方法をはじめ、こども一人ひとりの発達段階や健康状況などについて、ともに理解を深め共有することが必要です。このため、こども同士の交流や職員同士の交流・意見交換の機会を通じて、保育所及び認定こども園と小学校の連携を進めていきます。

4 幼児教育・保育の質の向上

子ども・子育て支援新制度においては、「父母その他の保護者が子育てにおいて第一義的責任を有する」という基本的認識を前提としていますが、近年は、核家族化の進展や共働き家庭の増加、また少子化によるこども同士のかかわりの減少などにより、こどもの育ちや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化しています。

一方で、乳幼児期は、身近にいる大人との愛着形成により図られた情緒の安定の中で、心身の発達や社会性を身に着ける重要な時期であり、認定こども園や保育所などを利用するこどもだけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべてのこどもに対し、その発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が求められています。

(1)教育・保育アドバイザーの配置

幼児教育の専門的な知見や豊富な経験を有するアドバイザーを配置し、認定こども園や保育所などを巡回し、教育・保育の内容や方法、環境の改善などについて助言を行うなど、平成30年度で終了した秋田県のモデル事業を引き続き実施します。

(2) 保育士等の処遇改善等の実施

認定こども園や保育所などの職員が年齢や性別を問わず継続的に働き続けられるよう、職員配置基準の改善や処遇の改善に努めます。

(3) 認定こども園、保育所等への確認監査・指導監査の実施

利用児童の処遇が適切に確保され、教育・保育の質の確保及び適切な提供が行われるよう、市内の認定こども園や保育所などに対し、運用管理全般にわたって適切な指導監督を行います。



(4) 幼小の円滑な接続

認定こども園や保育所などから小学校への入学に向け、一人ひとりの成長の姿がしっかりとつながり、学びの円滑な接続ができることを目指し、合同研修会を実施します。また、障がいのあるこどもや国際化の進展に伴い言葉や生活全般にサポートが必要なこどもなど、支援が必要なこどもたちが円滑に教育・保育を利用できるよう、職員に対する研修内容を検討していきます。

また、小学校との連携・接続について、授業・行事、研究会・研修等のこども及び教職員の 交流活動を実施する等、一定の要件を満たす保育所及び認定こども園に対し、こどものための 教育・保育給付費に係る特定加算部分「小学校接続加算」の認定、支給を行います。

(5) 認定こども園や保育所等、子育て支援事業に携わる者の研修機会の確保

認定こども園や保育所などで職員の専門性の向上などを図るため、研修の機会を確保します。 また、放課後児童クラブの支援員や子育て支援センターのスタッフ、ファミリー・サポート・ センターの会員など子育て支援事業に携わる者の研修機会の確保に努め、安定的な質の確保を 図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

横手市では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、適正な給付を行うため、市内の特定教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行っていきます。

また、広域で利用があった際には、制度の案内を的確に行い、特定教育・保育施設等の所在、 運営状況などを県や他自治体と情報共有します。



基本目標Ⅱ 子育てを支える仕組みづくりの充実

1 子育てにゆとりを持てる支援の充実

(1) 家庭における保護者の養育支援

現状と課題

アンケート調査結果によると、就学前児童のいる家庭では6割以上が二世代世帯となっています。小学生のいる家庭においても、二世代世帯は5割以上となっており、いずれも前回調査時より二世代世帯の増加がみられ、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、日頃や用事がある際にこどもをみてもらえる親族や友人等がいる方は就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、 $4\sim5$ 割程度です。しかし、相手の身体的・精神的な負担を考えると安心してこどもを預けることができないという回答も多くみられます。実際、こどもが病気やケガの際、保護者が仕事を休んで対応する方が大半です。

横手市では、子育て家庭の養育支援の一つとしてファミリー・サポート・センターを実施しています。

施策の方向

今後も、ファミリー・サポート・センターをはじめとする事業の周知や情報提供を行うとと もに、子育てをサポートする会員の確保と、こどもの安全確保のための講習を充実します。

事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ファミリー・サポー ト・センター事業	有償ボランティアによる 子育て支援として、育児 子育で支援けたい人・ の援助を受けたいたい それぞれ会員となって どもを預かる。平成 21 年 度から病児サポートを開始し た。	サポート会員の確保、こ どもの安全確保のための 対応が求められている。	事業の周知を進めるとと もに、利用しやすい体制 を作るためのサポート会 員の確保と、こどもの安 全確保のため講習の充実 を図っていく。



(2) 施設等における児童の養育支援

現状と課題

アンケート調査結果では、保護者の私用や不定期の仕事等の理由でこどもを一時的または泊りがけで預けた経験がある方は就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに1割未満にとどまっていますが、就学前児童のいる家庭では約4割の利用希望があります。こどもを預けたい理由としては、冠婚葬祭、学校行事、他の兄弟や保護者の通院、不定期の仕事に加えて、保護者の買い物やリフレッシュ等を目的とする回答があがっています。

施策の方向

子育てハンドブックやホームページ等を活用して事業の周知を図り、子育て家庭の養育支援 に努めます。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ショートステイ事業	保護者が病気などにより 家庭で昼夜とも児童を 育する人がいない(祖 母、親類などもない)母、 一時的に児童養 音児疲れ、慢性疾患児の 看病疲れなど身体的・ 精神的負担の軽減が必要な 場合も対応する。	家族形態の変化により、 一時的に児童の養育困難 になる場合があり、問合 せはあるものの利用は少 ない。 受け入れ施設の空き状況 により、受け入れ困難な 場合が想定される。	し受け入れ体制の確保を 図る。 事業の内容を子育てハン
トワイライトステイ事 業	保護者が仕事などの理由 によって帰宅が平日の夜 間であったり、または休 日不在になる家庭の児童 を、児童養護施設に通所 させて、生活指導、夕食 の提供などを行う。	利用者数は多くはない が、勤務形態の多様化や 家庭の事情などで、休日・ 夜間にこどもの面倒をみ ることができない家庭の 児童が利用している。	事業の内容を子育てハンドブックやホームページなどを活用し周知を図る。



(3)養育に関する相談・情報提供及び助言を行う事業

現状と課題

横手市では、子育て家庭が地域で安心して生活していくために、子育て情報サイト「はぐは ぐ」による情報提供をはじめ、地域子育て支援センターや横手市児童センター等での相談、子 育てに関する講座を開催しています。

アンケート調査結果では、子育てに関する相談相手として、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、親族や友人・知人等の回答が大半を占めており、専門的な相談窓口の利用は少ない状況です。

施策の方向

子育て家庭の悩みや不安を軽減するため、今後も各種相談窓口の周知を図るとともに、地域 子育て支援センターや横手市児童センター、家庭児童相談員による相談体制を強化します。

また、令和7年4月から再編する地域子育て支援センターを周知し、子育て家庭の交流の場の充実を図ります。



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
地域子育で支援拠点事業	地域全体で、子育である。 子育である。 子育である。 子が、子が、子が、一人ので、子が、子が、一人ので、子が、子が、一人ので、一人ので、一人ので、一人ので、一人ので、一人ので、一人ので、一人ので	こ乳保がて数り者がる各一ンをてびすきべ支参でま護いめ域3というできば著乳妊し所域はをいた、地いトセする、の境こ育にのの入しセし幼婦いが子、開、がか域とのンるこ乳相をれて無生いの各り、及士況るでまず用利近関にる一子等児交構のと数段増地一少で見同状あ育さ催利、つにきあタ親と幼互再で援すとが傾の利しの互っれセなのを数、くた子かえ状そしすつタ下ら向子用で保交でまンイ工図が居、い育けでをのやるの一下ら向子用で保交でまンイ工図が居、い育けでをのやるの一やの等育者お護流いでタベ夫っ伸住行イででき踏保すた地をやの等育者お護流いでタベ夫っ伸住行イででき踏保すた地を	子かき交で、乳座の者環にてして、 ないがで、 とを、では、 をおでく、 はとを、 をおでく、 はとを、 をおでく、 はとを、 をおでく、 はとを、 をおでく、 はとを、 をおでく、 はとを、 をおでく、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
家庭児童相談員による訪問相談・支援	こどもとその家庭や妊産婦などから、こども家庭などに関する相談全般に応じ、養育困難な状況や虐待などに関する相談までさまざまな問題に対応、必要な支援を行う。	福祉事務所に5名配置。 横手市児童センターにも 相談窓口を設置してい る。家庭や児童における 問題が多様化し、相談件 数は多くなっている。	こども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営により、こどもと子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく提供する。 子育てハンドブックなどで相談員の周知を図る。



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子育てに関する講座の開催	子育て中の保護者の交流 や情報交換、家庭教育向 上のため、各子育て支援 センターで子育て・育児 講座を開催する。	ファミリー・サポート・センターの講習会と、各子育て支援センターの子育で講座を開催している。各子育で支援センターなどでは、毎月1回以上講習等を開催している。	子育てや家庭教育などの 理解を広げるため、情報 の提供、各種講座などの 開催を促進する。
子育て支援ホームペー ジの運用	子育で情報サイト「はぐ はぐ」を運用し、子育で 情報を発信する。	サイトトップページのリ ニューアルやサイト、サイトアルやサイト、サイトアルやサイト、サイトの編集を都度行いってが、まる。 ト内をの充実を図っために童なり、の周知の市内児童、はの日本のでは、はでのPRカードを設した。	引き続き周知活動の継続、及びサイト内容の充実に努める。
民生委員・児童委員・ 主任児童委員活動	地域住民の「良き隣人」 として、人びとを見守り、 その相談相手となり、 その応じまた、「身切」 ではまなぐ。また、「身をなって、 もにとって、親からことして、 は異なの相談・ 支援活動 を行う。	地域の子育て世代との交 流や登下校時及び支援の 必要な世帯の日常的る。 子育て家庭へのかかわり の難しさや、関係機関と の連携が支援活動の課題 となっている。	すべての親子が地域の中 で誰かとつない。何かあったときにいう安郎、何の相手が ときにいう安心である。 ときにいう安が活動及び るよう見を継続する。 学校交換会を構して を換会を情報共有を行 う。



(4) 利用者支援の充実

現状と課題

横手市の子育て支援拠点施設として、横手市児童センターを設置し、子育てに関する相談や サポートをはじめ、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等を併設していま す。

施策の方向

子育て支援拠点施設である横手市児童センターを中心に、子育て支援センターや関係機関が 連携し、情報の共有を図り、子育て家庭が必要な情報や支援が受けられるよう支援します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
横手市児童センター運営事業	横手市の子育て支援施設の拠点として、各支援施設や関係機関との連携を図り、ファミリー・サポート・センターや相談業務の機能もあわせ、総合的な支援体制を構築する。	子育て家庭へのかかわり の難しさや、関係機関と の連携が支援活動の課題 となっている。	子育て支援機関や子育て サークル、ボランティア などとのネットワークを 強化し、市民との協働に よる子育て支援を充実さ せる。
利用者支援事業	こどもまたはその保護者 が、子育て支援を円滑に 受けられるよう、身近な 場所で情報収集と提供を 行い、必要に応じて相談 や助言などを行うととも に、関係機関との連絡調 整などを実施する。	横手市児童センターや乳 幼児健康診査会場にて、 子育て支援に関する情報 提供や助言・相談を行っ ている。	個別の子育て家庭のニーズを把握し、適切な施設や事業などを円滑に利用できるよう支援する。



(5)経済的支援策の充実

現状と課題

子育て家庭の負担軽減のため、児童手当や出産祝金等各種経済的支援を行っています。

アンケート調査結果では、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、学費などこどもにかかるお金についての悩みを一番にあげています。さらに、こどもの教育や将来についての悩みも多いことから、養育費や教育費の負担が大きいことがうかがえます。

また、横手市に期待する子育て支援として経済的支援の充実を求める回答が最も多い状況です。

施策の方向

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種事業や制度の周知を継続して行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
出産祝金	横手市に生まれたこども を祝福し、子育てを支援 するため、出産時に出生 児童の父母に対して祝金 を支給する制度である。	出生児童の父母に対して、出生児童1人につき 3万円を支給している。 申請漏れや手続きの不備 がないよう、来庁時や出 生届の際などに周知徹底 に努めている。	横手市出産祝金支給条例 に基づき、今後も継続し て保護者の負担軽減を図 るために実施する。
児童手当	児童手当は、高校生年代 まで (18 歳の誕生日後の 最初の3月31日まで)の 児童を養育している方に 手当を支給する国の制度 である。	申請漏れや手続きの不備 がないよう、来庁時周 がな出の際などに周を をといる。また 毎年6月に現況届の 毎年6月に現況結 を実施し、引き続き を受給する要件を でいるかの確認を でいる。	子ども・子育て支援法上 では、子どものための現 会給付)に位置付けられ ており、児童手当法に基 づき、家庭などにおける 生活の安定と児童のと かな成長に資すること 目的として実施する。
奨学金貸付制度	経済的な理由により、修 学が困難な学生などを支 援するため、一定の基準 により学資の貸付を行 う。	支援を必要とする世帯に 貸付が実行できるよう、 制度内容や申込み受付期 間などの周知をより一層 徹底する必要がある。	保護者の負担軽減を図る とともに、社会の有用な 人材の育成につながるよ う今後も事業を継続して いく。



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
幼児教育・保育の無償化 (国)	幼稚園、保育所、認定こ ども見いでのでは でのことでのは でのこともでのは でのことが でのことが でのは でのことが でのは でのは でのは でのは でのは でのは でのは でのは	幼稚園(認定こども園) の預かり児童が認場に でいるとをでいる。 は、事前にの認る。保育 は、必要がある。保育 はの必要がある。保育前の必要がある。 でいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	生涯にわたる人格形成や その後の義務教育の基礎 を培う幼児教育の重要性 と、少子化対策の観点か ら、子育てや教育にかか る費用負担の軽減を図る 国の制度である。
すこやか子育て支援事業 (県・市)	幼稚園、保育所、認定こ ども園などへの入所に要 する費用を軽減する秋田 県の制度に横手市が上乗 せし実施している。	国の無償化制度や秋田県の軽減制度を適用しても保育料や副食費の負担が生じる世帯があり、横手市の上乗せにより無償化を実施している。	より子育てしやすい環境 づくり、保護者の負担軽 減を図るため、県との共 同により軽減制度の継続 を図っていく。



2 保育サービスの充実

(1) 保育サービスの充実

現状と課題

核家族化の進行や共働き家庭が増えていることで、多様な保育サービスが求められています。 横手市では、待機児童はいないものの、入所条件があわないことで入所をあきらめる潜在的 待機児童がいる状況です。

また、教育・保育アドバイザーを配置し、教育・保育施設への指導・助言等を行い、保育の質の向上を図っています。

アンケート調査結果では、認可保育所の利用が 66.4%、認定こども園の利用が 29.8%となっており、利用している理由として保護者の就労が最も多い回答となっています。

施策の方向

多様化する保育ニーズに対応するため、保育内容の充実を図るとともに、保育士の確保や施設の環境整備を図ります。

また、教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育アドバイザーによる教育内容や環境改善のための助言・指導を行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
通常保育事業	保護者の就労や就労希望 により、家庭で保育する ことができない場合、保 育所などにおいて児童を 保育する。	現状で、待機児童はいない。しかし、保育所などの入所条件にあわないことにより、入所をあきらめる潜在的待機児童がいる。	保護者の多様なニーズを 踏まえ、保育の質の向上 を図る。保育所などの制 度の周知を行いながら、 待機児童が発生しないよ う施設と連携を強化す る。
延長保育事業	保護者の就労条件や突発 的な要因により、通常の 保育時間を超えて児童を 保育する。	各保育所などによって実施時間が異なる。延長保育を必要とする保護者のニーズに対応する必要がある。	保護者のニーズ及び新制 度の動向を踏まえなが ら、開所時間を検討する。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
休日保育事業	日曜、祝日などの保護者 の勤務などにより、児童 が保育に欠ける場合に休 日の保育を行う。	各保育所などにより実施 内容が異なる。休日保育 を必要とする保護者のニ ーズに対応する必要があ る。	保護者のニーズ及び新制 度の動向を踏まえなが ら、地域間の格差是正を 図るため、実施箇所を検 討する。自園以外の児童 の受け入れなどについて 周知活動を実施する。
一時預かり事業	保護者の育児疲れ解消、 急病並びに継続的勤務や 短時間勤務等の勤労形態 の多様化などに対応する ため、一時的な保育を行 う。	保育所などへの入所の対象とならない就学前児童のいる家庭の保護者が、一時的に児童の保育が困難となる状況も多いことから一時預かりのニーズも多い。	保護者のニーズ及び新制度の動向を踏まえながら、地域の要望に柔軟に対応し、地域間の格差是正に努める。
乳児保育事業	0歳児からの乳児の保育 を行う。	安定的な乳児保育の実施 に努めている。乳児保育 を担当する専任保育士の 配置とスペースの確保が 課題である。	保護者のニーズを踏まえ ながら、担当保育士など の確保及び施設の環境整 備を図る。
病児・病後児保育事業 (病後児対応型・体調不 良児対応型)	(病児・病後児対応型) 病気中や病後ので、 病気児童にできない場合できない場合できる事業。 者護師でででである事業。 (体育中に体調では、 保育中に体調ででいる。) (体育中に体調ででいる。) (体育中で緊急対応でいる。)	(横箇受査多施必 (平で入結事所が (私い立のなと) (横箇受査多施必 (平で入結事所が (私い立のなと) (大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大	引き続きいいでは、 またいのでは、 またいのでは、 は、 ないのでは、 のでいないのでは、 のでいないのでは、 のでいないのでは、 のでいないのでは、 のでいないのでは、 のでいないのでは、 のでいないのでは、 のでいないのでは、 のでいるでは、

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
施設整備事業	保育所などの整備を促進し、児童の健全育成を図るため、横手市内における民間保育所などの新築及び増改築並びに施設整備に対して助成する。	令和8年度からすべての 公立保育所を民間運営に 移行する。私立保育所等 の施設整備については、 児童数の推移や老朽化度 合い等を見据えながら 必要性、規模を含め適宜 検討する必要がある。	各施設の修繕内容と資金 計画を基に、引き続き年 次計画で環境整備を図 る。
教育・保育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見 や豊富な経験を有するア ドバイザーが、教育・保 育施設などを巡回し、教 育・保育の内容や方法、 環境の改善などについて 助言を行う。	各幼児教育施設が独自の 教育・保育を実施しており、新しい指導要領や保育指針にあわせた質の高い保育をどの施設でも実施し、こどもの育ちを保障していく必要がある。	保育力の質の向上と小学校・幼児教育施設との円滑な接続を目指し、すべての施設への訪問を継続する。



3 子育て支援のネットワークづくり

(1) 子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

横手市では、地域の子育て家庭を支える関係機関等と情報を共有し、協議をしながら地域全体でこどもや子育て家庭を支えていくまちづくりを進めています。

また、子育て支援センターでは、育児相談や育児講座の開催をはじめ、こどもと子育て家庭の交流の場として開設しています。

施策の方向

子育て家庭が必要な情報や支援を受けられるよう、子育てハンドブックの内容を充実し、配布するとともに、誰もが気軽に手に取ることができるよう、ホームページでの掲載も継続して行います。

また、関係機関や地域の子育て支援団体等とのネットワークを強化します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子育てハンドブックの 作成・配布	子育てをしている未就学 児の児童がいる家庭に対 し、ハンドブックを送付 する。また公共施設など でも一定数配布する。	携帯しやすい母子手帳サイズの子育てハンドブックを配布している。	求められる情報が網羅されるよう、内容の充実を図る。
子育て支援のネットワ ークづくり	各子育て支援者が情報の 共有や事業の協力体制を 構築する。	子育て支援者が情報を共 有し、連携が図れるよう に関係機関とのネットワ ークを強化する必要があ る。	地域子育て支援センター、保健センター、保健センター、児童や保育所、児デュをも園や保育所、一戸で支援といる。 では、子育、民生児童との共産ので支援者が情報を共高と連携が図れるよりを推進する。



援助を要するこどもたちへの支援 4

(1)ひとり親家庭の支援

現状と課題

ひとり親家庭の安定した生活を支援するため、児童扶養手当の支給やひとり親家庭への貸付、 ふれあい交流事業等を実施しています。

また、ひとり親家庭の不安や負担軽減を図るため、母子・父子自立支援員による相談・指導 を行っています。

施策の方向

ひとり親家庭のこどもの健全な成長や、ひとり親家庭が安心して自立した生活が続けられる よう、各種支援制度の周知を図るとともに、経済的・精神的な支援に関する情報提供や相談体 制の充実を図ります。

また、一人で不安や悩みを抱え込まないよう、ひとり親家庭のふれあいの場を提供します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
母子・父子自立支援員 の配置	ひとり親家庭に対する日常的な相談・支援や離婚前の相談またはDV被害に係る相談などにも対応する。	それぞれのケースに応じ て自立に必要なさまざま な相談や情報提供を行っ ている。	相談内容の多様化に対応 するため、母子・父子自 立支援員の資質向上に努 める。
母子生活支援施設入所	配偶者のない事情を という という という という ではる 大子 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	入所申請の受理・決定を 行い助言や相談に応じて いる。	施設職員と連携を図り、 自立に向けた指導や助言 を実施する。また、自立 までの目標を全入居者に 設定してもらい、自立へ の支援計画を策定する。



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ひとり親家庭ふれあい 交流事業	親子のふれあい、ほかの 家族との交流を図り、ひ とり親家庭の福祉の向上 を図る。	親子で交流を図ることが なかなかできないひとり 親家庭に対しイベントを 計画するも、参加人数が 少ない傾向にある。	横手市母子寡婦福祉連合 会が主体となり、事業を 計画する。
ひとり親家庭への貸付制度	ひとり親家庭、寡婦家庭 の福祉の増進を図ること を目的とし、貸付事業を 行う。	ひとり親家庭の児童が進 学する際に必要な支度資 金や修学資金を貸付して いる。	事業の推進と周知を図る。
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当は、ひとり 親などの家庭生活の安定 と自立の促進に寄与し、 こどもの福祉の増進を図 ることを目的として支給 する国の制度である。	ひとり親などの家庭の経済的安定、将来の生活安定のために自立支援を継続する必要がある。	児童扶養手当の対象者への制度周知を徹底するとともに、8月の現況届出時のほかに必要に応じて個人面接などを実施し、自立への支援継続を図る。
福祉医療制度の充実(ひとり親)	こどもについては、秋田 県の制度により助成を行っている。また、その児 童を養育している親の医 療費(自己負担分)も市 が単独事業として助成を 行う。	ひとり親家庭の児童及び その児童を養育している 親の医療費(自己負担分) を助成している(所得制 限あり)。	申請に不備のないよう制 度の周知を図る。



(2) 障がい児施策の充実

現状と課題

横手市の小学校、中学校における特別支援学級の児童・生徒数は増加傾向にあります。 障がいのあるこどもが地域で自立した生活を送れるよう、療育相談や医療費の助成等、発達 段階に応じた支援を行っています。

施策の方向

障がいのあるこどもが自分らしく健やかに成長できるよう、地域の関係機関と連携し、乳幼 児期からの切れ目のない支援を受けることができる体制づくりを構築します。

また、一人ひとりの発達段階に応じた適切な保育サービスを提供します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
障がい児の健全な発達 を支援し、身近な地域 で安心して生活できる よう保健、医療、福 祉、教育等の連携によ る総合的な取り組みの 推進	障害者基本法及び障害者 総合支援法に基づき、 手市では、障がいるでは、 がいるでは、 がいるでは、 がいるでは がいるでは がいるが、 ではが、 ではが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	障がい者の意見を施策に ではるため、ではなるためがする。 を随いませるをがいませるをがいませるをがいませるをがいませる。 を関いませるをがいませる。 のでは、はいでは、はいでは、はいでは、はいでは、はいでは、はいでは、はいでは、は	障がいった。 でた連要みである話りサ発を でた連要みである。 での場合では、 での場合では、 でのののでは、 でののでいい。 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でののでいる。 でののでいる。 でののでは、 でののでいる。 でののでは、 でののでいる。 でののでいる。 でののでいる。 でののでいる。 でののでいる。 でののでいる。 でののでいる。 でののでいる。 でののでいる。 でのでのでいる。 でのでのでいる。 でのでのでいる。 でのでのでいる。 でのでのでいる。 でのでのでのでいる。 でのでのでいる。 でのでのでいる。 でのでのでのでいる。 でのでのでのでいる。 でのでのでのでいる。 でのでのでのでいる。 でのでのでのでいる。 でのでのでのでいる。 でのでのでのでいる。 でのでのでのでいる。 でのでのでのでいる。 でのでのでのでいるでいる。 でのでのでのでいるでいるでいる。 でのでのでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで
障がい児保育事業	重度・中軽度の障がいの ある児童の保育を行う。	障がい児を受け入れている保育所などに対して財 政的な支援を行っている。	担当保育人材の確保を図る。新制度の動向を踏まえ、補助内容の見直しを検討する。



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
療育・就学相談の充実	言葉の遅れや発音に心配 のある児童や発達障がい などが疑われる児童・生 徒が適正な療育・就学を 進められるよう相談や指 導を行う。	県の巡回相談及び市の発達相談を通して、専門スタッフによる支援や継続的なかかわりを行っている。	適正な療育・就学を進められるよう引き続き相談や指導を実施していく。
経済的支援策の実施	自立支援医療、障害児福 祉手当、重度心身障害児 養育手当、特別児童扶養 手当を支給する。	事業所数は8事業所で増減なし。	障がい福祉サービスを利用するため、障がい児の心身の状況や環境、保護者のサービス意向などに基づいた障害児支援利用計画の作成を行うとともに、サービスの利用状況の検証・見直しなどを行う。 (令和8年度の目標値:69人/月)
福祉医療制度の充実 (重 度心身障がい児)	秋田県の制度により助成 を行う。	重度心身障がい児の医療 費(自己負担分)を助成 している。令和6年8月 より精神障害者保健福祉 手帳1級所持かつ自立支 援医療受給者証(精神通 院)受給者を対象へ追加。	申請に不備のないよう制度の周知を図る。
発達障がい児等の支援	教育・医療・保健・福祉 などの関係機関の連携に より、発達障がいが疑わ れるこどもの早期発見や 早期支援を行う。	5歳児健康相談を実施 し、発達障がいが疑われ るこどもの早期発見や早 期支援を行う。関係部署 と連携し、巡回相談や教 育相談に結び付けるな ど、軽度発達障害児など の支援を行った。	関係部署と連携し、発達 相談・巡回相談や教育相 談に結び付けるなど、軽 度発達障害児などの支援 を行う。



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
障がい者相談支援事業	障がい者(児)の方の身 近な問題について相談に 応じるとともに、関係機 関の業務への協力や地域 活動の中心になって活動 する。	令和5年10月1日に横 手市障がい者基幹し、 音声に変を開設を開設を開せる。 発の切りの紹介が整った。 会では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	障が見いる で人どが画必 で人どが画が 相談になする をする にががうたし をする にががうたと をする にががうたと をする にががりたい にでる でるしたが でると でるに でるに でるに でるに でるに できまする。 できまする。 できまな できまする。 できまな できまする。 できまな できまする。 できまな できまする。 できまな できまする。 できまな できまする。 できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できまな できる。 できる にる。 にる。 にる。 にる。 にる。 にる。 にる。 にる
居宅介護事業	障がい者(児)及び難病 患者などの自宅にホーム ヘルパーを派遣し、日常 生活を営むのに必要な介 護を提供する。	事業所が5事業所に増加。	利用者の増加に対応した サービス提供体制の確保 に努める。 (令和8年度の目標値: 利用者65人/月 利用時間720時間/月)
短期入所事業	居宅で介護する保護者な どが病気の場合に、短期 間、夜間も含め施設で入 浴、排せつ、食事の世話 を行う。	特に重度心身障がい児者 の利用について、受け入 れ可能な事業所が限られ ている。	緊急時の受け入れや希望 に応じた利用回数を提供 できるよう実施施設と協 議しながら検討し、提供 できる体制を構築する。
児童発達支援事業	言葉や運動の発達に遅れ がみられたり、目や耳な ど、体に心配のある就学 前の児童を対象に早期療 育を行うことによって、 発達の促進と遅れの軽減 を図ることを目的とす る。	事業所が5事業所に増加。	令和8年度の目標値:利 用者70人/月 利用日数 延べ200日/月



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
放課後等デイサービス事業	就学後の障がいのある児 童に対して、放課後や学活 を体業日において訓練を生活 能力向上のための訓るると とにより、障がいのあると とにより、障がいかるる とによりを促進するる 児童の自立を課後などの ともに、放課後などる。 場所づくりを推進する。	事業所が8事業所に増加。	令和8年度の目標値:利 用者 140 人/月 利用日 数延べ1,760日/月
特別支援教育の充実 (学 校生活サポート事業)	通常の学級や特別支援学 級に在籍する特別な支援 を要するこどもに対し て、発達の特性に応じた 支援を行う。また、学校 における相談体制の充実 を図る。	今後も事業を継続し、特別支援教育支援員、日本語指導支援員、看護師を配置する必要がある。	管理職のリーダーシップコーダーを接教中心に特別支援教中心に大きな、特別支援を中心で大きない。 で内支援体制の支援教育を関る。また、特別支援教育を関する。また、特別支援教育を関がをとの連携を図り、じたとりのを実態に応じた指導支援が充実することを目指す。



5 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

(1) こどもの貧困対策の推進

現状と課題

アンケート調査結果によると、就学前児童のいる世帯の貧困世帯割合は 18.7%、小学生のいる世帯は 20.0%となっています。

また、横手市に期待する支援として、就学前児童のいる家庭の生活に困窮する方は、ひとり 親家庭への支援や相談機関の充実を期待しています。小学生のいる家庭の生活に困窮する方は、 経済的支援やこども食堂、無料学習支援等の充実を期待していることから、経済的支援のみで なく、幅広い支援が求められています。

施策の方向

こどもが生まれ育った環境によって左右されることがなく、一人ひとりが健やかに成長できるよう、子育て家庭の経済的な負担軽減や学習支援、相談支援等を充実します。

また、支援を必要とするこどもや子育て家庭に適切な支援を行うため、地域や関係機関との連携を強化します。

事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
こどもの貧困対策推進計画の推進	将来を担うこどもたち 養学が、家庭のとは、 ででは、 でででででででいる。 ででいる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	令和6年5月に実施した アンケート調査結果 貧困世帯割合 【就学前児童のいる世帯】 18.7% 【小学生のいる世帯】 20.0%	定境要関しが生育的対う困ずど立貧組 は、る因、に引鎖る、 家経、に引鎖る、 で を と り り り り り り り り り り り り り り り り り り

※貧困世帯とは

「2019(令和元)年国民生活基礎調査(平成30年の所得)」に基づく貧困線(等価可処分所得の中央値の半分の額 127万円)を基準とし、貧困線未満の世帯を「貧困世帯」とした。



6 児童虐待防止対策の推進

(1)児童虐待防止対策

現状と課題

要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報を共有し連携を図りながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。

アンケート調査結果では、就学前児童のいる家庭で育児(しつけ)の方法やこどもの接し方に自信がないとの回答がみられます。

施策の方向

関係機関とさらなる連携強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、虐 待防止活動の啓発を行い、地域全体でこどもと子育て家庭を見守り、支援していく体制づくり を強化します。

また、必要とされる方に適切な支援を提供できるよう、相談窓口や虐待に関する情報提供を 行い、虐待に関する相談体制の充実を図ります。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
虐待予防と早期発見の 対策	児童虐待を防ぐために、 地域や行政、警察、学校 などが一体となった体制 を確立し、早期発見や防 止に努める。	健康相談や訪問事業により、早期発見に努めている。子育て支援センターや保健事業の中で親子の孤立を防ぐための事業を実施している。	健康相談や訪問事業により継続した取り組みを推進する。また、児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく)の周知を図る。
虐待防止ネットワーク 事業	地域における保健・医療・ 教育・司法などの関係機 関から構成する要保護児 童対策地域協議会を軸 に、児童虐待防止と早期 発見に努める。	要保護児童対策地域協議 会により、関係機関と連 携を図りながら児童虐待 防止と、早期発見に努め ている。	要保護児童対策地域協議 会の運営を行い、関係機 関との連携を図ってい く。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
虐待防止についての講 座の実施	虐待を防ぐために子育て 支援関係者や市民を対象 とした講座を実施する。	コロナ渦以降は、広く市 民を対象とした講座の開 催はできず、子育て関係者を対象に開催した。 要保護児童対策地域協議 会でも、同様の研修を実 施するため、参集範囲に 重複傾向あり。	支援者向けに内容を充実させた研修や講座を開催する。
児童養護施設入所	乳児を除き、保護者のい ない児童や虐待されてい る児童、その他環境上養 護を要する児童を入所さ せて養護し、自立を支援 することを目的とする。	環境上養護を必要とする 児童について関係機関と の連携を図り、児童相談 所が入所させ児童を擁護 する体制となっている。	養護を必要とするケース が年々増加しており、関 係機関と連携を密にし、 体制の強化を図る。



7 ヤングケアラーへの支援

(1) ヤングケアラー対策

現状と課題

本来、大人が担うと想定されている家事や家族のお世話などを日常的に行い、自身の生活や健康に影響があるこどもが全国的に増えています。しかし、こども本人や家族に自覚が薄いことや外部に知られたくないなども考えられ、表面化しにくい現状があります。

横手市では、年齢に見合わない責任や負担を負っているこどもたちを把握し、関係機関と情報を共有、連携を図りながら、迅速な支援につなぐため、令和6年にヤングケアラー実態調査を実施しました。

実態調査により、大人の代わりにお世話をしていると回答した児童・生徒を対象に、教育委員会・各学校と協力し追跡調査を実施した結果、今回の追跡調査では、緊急性の高いケースはなく、ヤングケアラーと認められるこどもはおりませんでしたが、今後も継続して調査を行い、実態把握と必要な支援につなげていきます。

施策の方向

ヤングケアラーの存在や課題について、地域社会全体で認識を高めるための啓発活動を推進 するとともに、実態把握の継続と、相談窓口の設置を進めます。

また、教育委員会や各学校と連携し、早期に問題を察知できる体制を強化するとともに、必要な支援に迅速につなげる体制を整備します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ヤングケアラー対策	本来、大人が事もだれてどとである。と思いた人が事的、とはなどとどのできまれているできます。とのでは、これでは、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人	令和6年7月から9月末 に実施した実態調査結果 【小学生】 ・回答率 91.1% ・追跡調査 42人 【中学生】 ・追跡調査 48人 【中学生】 ・追跡調査 48人 【高校生】 ・追跡調査 0人 ・追跡調査の結果、されたの ・追跡調査の結果にされたの を記るをによった。	ヤングケアラー実態調査 を毎年継続して実施する ことにより、こどもの整備 など、必要な支援を進め ていく。



基本目標Ⅲ 親と子の元気・健康づくりの充実

1 こどもや母親の健康の確保

(1) 妊産婦の保健医療対策の充実

現状と課題

こどもと母親の健康確保のため、妊婦健康診査や妊産婦への学習機会、保健師、助産師等による相談事業を実施しています。また、妊婦歯科健康診査を実施していますが、受診率が低いことから今後も受診率の向上策を図る必要があります。

施策の方向

母子健康手帳交付時に保健師や助産師による面接相談を実施するとともに、学習機会や健康 診査、訪問指導などさまざまな機会を通じて情報提供や相談窓口の周知を行い、妊娠期から子 育て期まで切れ目のない支援を行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
妊婦健康診査事業	妊娠期の疾病の早期発 見・早期治療により、安 心して出産するための健 康な母体づくりを促進す る。	妊婦健康診査を受診を受診を受診を受診を受診を受診を受診を受診を受診を受診を受診を受診を受診を	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査とともに、検査を継続するととも密査を経続の結果要精密を対ける。 を継続のおは、検査のとして対対は、まずを妊婦精密を対対は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
妊産婦·乳幼児訪問指導 事業	妊娠、出産及び産褥期を 正しく理解し、安心して 出産や育児ができる環境 を整えるため、また、新 生児の成長や発達を確認 し、母子ともに健やかに 生活できるよう支援する ために、家庭訪問を行う。	妊産婦及び乳幼児に保健師や助産師が訪問し、身体計測及び発育や栄養状態等必要な確認を行い、 保健指導を実施している。	保健師による全乳児への 訪問指導を実施する。 妊婦健康診査の結果、必 要のあるケースに対し て、保健・栄養指導の強 化を図る。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
妊婦教室事業	健やかな妊娠及び出産ができるよう、また、意欲的に楽しく育児ができるよう仲間づくりを推進し、妊婦とその家族に学習の場を提供する。	マタニティクラス年8 回、赤ちゃんのお風と 八れ方体験講座は4回開催。 マタニティクラスは支 で参加しやすいよう工 に実施するなどのと に実いる。赤ちを にとの入れ方講座は 日以外でも 個別対応している。	マタニティクラス、赤ちゃんのお風呂の入れ方体験講座妊婦教室の実施において、関係機関と変しまれるのと変との事がある。アンケートにより必要とされる内容の把握に努め、内容について検討する。
初産婦への支援	妊娠期から切れ目のない ように支援を行うととも に妊娠や出産、育児に対 しての不安の軽減に努め る。	初産婦・経産婦問わず、 全妊婦の母子手帳交付時 に保健師、助産師による 面接相談を実施し、妊娠 や出産、育児に対しての 不安軽減につながるよう 支援している。	母子健康手帳交付時に保 健師や助産師が面接相談 を実施し、妊娠期から切 れ目のないように支援を 行うとともに妊娠や田 産、育児に対しての軽減に努めている。 援については、関係機関 との連携を図り実施す る。
妊産婦への食に関する 学習会や情報提供	妊婦の健康を維持し、胎 児を健やかに育てる食生 活を推進する。	食習慣調査を活用し、個 人の結果に基づく通知指 導を行っている。	妊娠前から、バランスの とれた食事のとり方を学 び、女性の健康意識向上 を目指す。そのために若 い世代への栄養教育の機 会やSNSを活用した情 報提供を拡充する。
育児不安軽減のための 相談体制整備	相談体制の整備充実により、保護者の育児不安を 解消し、健全な子育てを 促進する。	子育て応援窓口が相談窓口であることを周知し、 随時関係機関と連携を図っている。	妊娠届出時から出産~子 育て期まで切れ目のない 支援を行い不安の軽減に 努める。随時関係機関と 連携を図り支援する。
妊産婦にやさしい社会 環境の整備	妊産婦が充実した社会生活を送れるよう、ハード・ ソフトの両面から環境整備を図る。	「母性健康管理指導事項 連絡カード」(母子手帳 内)やマタニティマーク を配付し、妊婦の健康管 理について啓発してい る。	「母性健康管理指導事項 連絡カード」(母子手帳 内)やマタニティマーク を配付し、妊婦の健康管 理について啓発する。
助産施設入所事業	妊産婦が、保健上必要が あるにもかかわらず、経 済的理由により入院助産 を受けることができない 場合その妊産婦からの申 込みにより助産施設にお いて助産を行う。	助産の実施基準に従い、 妊産婦に対する情報の提 供や助産施設との連携を 図りながら助産を実施し ている。	制度の周知を図りなが ら、今後も継続して取り 組んでいく。





(2) こどもの病気や事故の予防

現状と課題

こどもたちが健やかに成長していけるよう、健康診査や予防接種などを実施し、病気やケガ、 障がいなどの早期発見と適切な指導に努めていますが、小児生活習慣病の要因の一つである肥 満傾向児が多い傾向です。

施策の方向

病気や障がいの早期発見・早期治療につなげるため、今後も健康診査の受診勧奨を行うとと もに、家庭訪問や健康相談時における情報提供の充実を図ります。

また、こどもの事故を未然に防ぐための学習機会の提供を行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
乳幼児健康診査事業	乳幼児の発育・発達を確認するとともに、それを阻害する要因を早期に発見して、適切な指導・支援を行う。また、育児不安の軽減、児童虐待の早期発見と対応を促進する。	乳幼児健康診査の受診率は 90%以上となっている。受診率が 100%となるよう未受診者への受診 勧奨を行うとともに、家庭訪問等でフォローするなど対応をしている。	乳幼児の発育・発達を確認するとともに、それを阻害する要因を早期に発見して、適切な指導・支援を行う。育児不安の軽減、児童虐待の早期発見と対応を促進する。
新生児聴覚検査事業	聴覚障害を早期に発見 し、適切な支援を行うた めに新生児聴覚検査の助 成を行う。	委託医療機関において、 聴覚検査を実施し、市の 費用を全額助成してい る。	聴覚障害を早期に発見 し、適切な支援を行うた めに新生児聴覚検査の助 成を行う。
乳幼児家庭訪問事業	育児不安を持つ親、また は各種健康診査後に事後 指導が必要な保護者など へ適切な保健指導を行う ため、家庭訪問を行う。	出生後、全乳幼児へ保健 師や助産師し、育まの 事を実施しる。 はないした。 いるのでは いるのでで いるので いるので いるので いるので いるので いるので いるの	保健師や助産師による全 乳幼児への訪問指導いよる 裏が見る。 発生である。 現た対しての不安に 関にに対しての不安に である。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 です



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
予防接種事業	感染性の疾病の発生やも 感染性の疾病の発生を を予防し、健康なる を予防接種を を予防接種などを をで、法に、 を予防接種な をを をを をを をを をを をを をを をを をを を	定ル B 混し感感費防ザチしが別接子し分る向を 関連ないでは、M H 炎が低れ、 を対し、M H 炎が低れ、 を対し、M H 炎が低れ、 を対し、M H 炎が低れ、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をが低れ、 をがいまする。 をがいまする。 をがいまする。 をがいまする。 をがいまれ、 をがいまれ、 をがいまれ、 をがいまれ、 のいるででいる。 をがいまれ、 でいる。 でい	定計にを健母りケいの続て用きを強力を表示を強力を表示を表示を関連して、おいて、おいのでは、おいで、おいのでは、おいで、おいで、おいで、は、ないで、は、は、で、おいで、は、は、で、おいで、は、は、で、大いで、は、は、で、大いで、は、は、で、大いで、は、ないで、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
乳幼児健康相談	乳幼児の成長や発達を確認し、疾病や問題の早期 発見、適切な対応及び指導を行うことにより、育 児不安の軽減を図る。	各健康相談の受相率が 100%となるよう未受相 者への受相勧奨を行うと ともに、家庭訪問等でフ ォローするなど対応をし ている。	乳幼児の成長や発達を確認し、疾病や問題の早期 発見、適切な対応及び指導を行うことにより、育 児不安の軽減を図る。
小児生活習慣病の予防	平成 26 年度から「横手市 小児生活習慣病予防対策 委員会」を設立し、市内 保育所(園)、小中学校全 児童・生徒の小児生活習 慣病予防に努めるもの。 また、小学校4年生及び 中学校1年生を対象に、 小児生活習慣病予防健康 診査を実施する。	小児生活習慣病予院 関大 で で で で で で で の の の の に で の の の の の の の の の の の の の	横手では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
こどもの事故防止等の 啓発事業	こどもの事故について情報提供し、事故の未然防止の徹底を図る。	乳幼児健康診査、健康相 談時にパンフレットによ り発達段階に合わせた情 報提供を行い、事故防止 に対する啓蒙を実施し た。	乳幼児健康診査、健康相 談時発達段階に合わせた こどもの事故について情 報提供し、予防啓発を行 い未然防止を図る。
こどもの事故防止教室	子育て中の保護者を対象 とした事故防止教室を行 う。	ファミリー・サポート・ センターや子育て支援セ ンターで、こどもの安全 と事故に関する講習会を 開催している。	こどもの安全と事故防止の講習会を実施する。
歯科保健対策	一貫した歯科保健指導を 行うことにより、生涯に わたって健康を維持す る。	妊娠届出時やマタニティクラスでの歯科健康を 育、各乳幼児健康診査・ 相談での歯科指導、保小 園、認定こども園、小中 学校での歯科健康教育 らびにフッ化物洗口を実 施した。	生涯にわたって歯・口腔 の健康を維持できるよ う、歯科健康教育、フッ 化物洗口事業を行う。
「よこて健康増進計画」 策定	生活習慣改善、健康増進、 疾病予防に重点を置き、 一人ひとりの健康づくり を社会全体で支援する計 画を策定する。	第2期計画の最終年度に あたり、第2期計画の最終年度に あたり、第2期計画案を 終評価と第3期計画案を 策定作業中である。 指標の未達成項目の多か った肥満対策、がん検診 精密検査受診率の向上、 認知症予防対策の充実、 自殺予防が課題となって いる。	第2期計画から引き続いて9分野で重点目標を設定し、ライフステージ毎の取り組みを実施する。



(3) 小児医療の充実

現状と課題

平鹿総合病院と市内で開業する小児科医が協力し、休日夜間における小児救急医療を実施しています。

アンケート調査結果では、福祉医療制度(マル福)など医療費助成の拡充を求めている回答が多く、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに7割前後の回答があがっています。

施策の方向

小児救急医療体制の充実を図るため、医療機関と連携し、医師の確保に努めるとともに、福 祉医療制度などの周知を行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
小児医療の充実・確保	安心してこどもが医療機 関にかかれる体制を整え るため、小児科も含めた 救急医療を充実させる。	新型コロナウイルス感染 症の拡大により中止され た休日当番制での個人医 院診療及び2次救急病院 への医師会医師派遣は 在も中止されている。 在も中止されている。の 在もでは従来どおりの在 宅当番医制再開は難しい と判断している。	医師会で従来の在宅当番 医制に代わる仕組みを模 索しており、方向性が決 まり次第全面的にバック アップしていく。
休日夜間における小児 救急医療体制整備	医療機関の協力を得て休日当番医を設置し、小児の休日夜間の救急医療体制を整備する。	休日夜間の小児救急医療 は平鹿総合病院と市内で 開業している小児科医師 が当番制で実施してい る。 当番を引き受ける医師数 が限られているため、小 児科医の負担が大きい。	現在の休日夜間小児救急 医療体制を維持するため の医師確保を行う。



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
福祉医療制度の充実(マル福)	横手市は中学生までの児 童について所得制限を廃 止するなど秋田県の制度 に上乗せした助成を行っ ている。また、ひとり親 家庭の親の医療費(自己 負担分)も市が独自に助 成する。	平成 28 年8月から中学 生まで対象を拡大してお り、資格取得時の申請漏 れがないよう制度の周知 を図る。令和5年8月よ り高校生世代まで対象を 拡大している。	申請に漏れがないよう、 窓口での案内のほか、市 報やホームページなどで 制度の周知を継続して図 る。
未熟児養育医療給付事 務	身体の発育が未熟のまま 出生したこどもに、必要 な医療の給付を行うとと もに、未熟児の保護者に 対する訪問指導を行う。	未熟児及びその保護者の 健康を支援するため、養 育に必要な医療費給付の ための適確な事務を実施 した。未熟児と保護者へ 訪問指導を行い、育児不 安の軽減に努める。	未熟児及びその保護者の 健康を支援するため必要 な医療の給付を行うとと もに、未熟児の保護者に 対する訪問指導を行う。



(4) 不妊・不育への支援対策

現状と課題

不妊・不育に悩んでいる方を支援するため、治療費用の一部を助成しています。

アンケート調査結果においても、就学前児童のいる家庭は出産や不妊治療に対する経済的支援を期待しています。

施策の方向

不妊・不育治療に関する情報提供を行うとともに、制度の周知を図り、相談しやすい環境を 整備します。

事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
不妊・不育治療費助成 事業	不妊・不育治療を受ける 夫婦に治療費用の一部助 成事業を紹介し、妊娠や 出産を支援するととも に、不妊・不育について の周知活動などにより、 夫婦の精神的負担の軽減 を図る。	助成金額の拡充と特定不 妊治療においては、交通 費(受診日数×1千円) の助成を追加。	不妊治療(一般・特定) 及び不育症治療費助成事 業を行う。(特定不妊治療 費助成事業については、 県の助成に上乗せし治療 費助成を行う)事業の周 知を図るとともに、相談 しやすい環境を整備す る。

※不育症とは

妊娠はするものの流産や死産などを繰り返すことにより、こどもが得られない状態のこと。



食育の推進 2

(1) 食育の推進

現状と課題

生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育むため、乳幼児等の食相談を実施しています。 アンケート調査結果では、就学前児童のいる家庭において、こどもの食事や栄養について悩 みを抱えている回答がみられます。

施策の方向

こどもの頃から正しい食習慣が身につけられるよう、個々の成長にあわせた指導・相談を行 い、子育て家庭の不安解消を図ります。

また、関係機関と連携し、親子で学べる機会を提供するなど、食育活動の推進を図ります。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
離乳食・乳幼児食相談 事業	月齢に応じた食事指導を 実施することにより、こ どもの健やかな成長を図 る。	月齢に合わせた食事形態、体重増加等を確認し、 個別相談を実施する。	個々の成長にあわせた食 事の与え方をガイドラインを元に提案し、生活リズムを整え正しい食習慣が身に付く機会を増やし相談を充実させる。
保育園児等・小中学生への食育・保健指導	食を通じた健全育成と健康増進のため、など、中学校の児童・対象にでいた。 世報のの児童・対象に、びに報道等のとは、びに報道等のは、などを対する。 はいる	食習慣調査結果を分析 し、地域のデータとして 栄養教育に活用する。 生活習慣病予防のため、 バランスのとれた食習慣 が身につくよう関係機関 と連携し食育活動を実施 する。	幼児期・小児期からの生 活習慣病予防の対策とし て、正しい食習慣が身に つくように親子での学習 する授業を関係機関と地 区組織活動の連携で行っ ていく。
食育推進事業	横手市における食育の基本方針を明らかにし、すべての市民が生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう望ましい食育活動を推進する。	より効果的で実効性のある施策を展開するため、 「横手市食育推進計画」 の実施評価を行いながら、関係機関との連携を 図っている。	市民一人ひとりが、健康 で幸せな生活を送ること ができるよう、さまざま な分野での食育活動を推 進する。



3 思春期保健対策の充実

(1) 心と身体の健康づくり

現状と課題

児童・生徒の心身の健康づくりを推進するため、関係機関と連携し、疾病予防や心の健康に 関する健康教育を実施しています。

施策の方向

関係機関と連携し、心身の健康づくりの知識を普及するとともに、健康教育を未実施の学校においては、実施の働きかけを行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
思春期健康教育の充実 (心の健康推進事業)	小中学校における心身の 健康教育と健康づくりの 知識の普及啓発を行う。	小中学校や関係機関と連 携し、疾病予防や心の健 康に関する健康教育を実 施。	小中学校における心身の 健康教育と健康づくりの 知識の普及啓発を行う。 教育委員会と連携し、未 実施の学校への働きかけ を行う。



(2) ひきこもり・不登校への対応

現状と課題

不登校の児童・生徒やその家族を支援するため、不登校適応指導教室「南・西・東かがやき 教室」において、指導や面接相談・電話相談を行っています。

また、民生児童委員や保健師などの関係機関と連携し、ひきこもりの方に対する支援を行っています。

施策の方向

保健・福祉・医療・教育・地域などの関係機関と連携を強化し、ひきこもりの方や不登校の 児童・生徒の復帰支援を図ります。

また、不登校適応指導教室「南・西・東かがやき教室」を周知し、こどもや保護者への支援を行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
不登校児童生徒の社会 的自立支援(南・西・ 東かがやき教室の設 置・運営)	不登校適応指導教室「南・西・東かがやき教室」に 教育相談員を配置し相談 や支援に応じる。	学校と連携した適切な指導や支援により、児童・ 生徒の自尊感情が高まり、少しずつ学校復帰への意欲が高まってきている。	不登校適応指導教室「南・西・東かがやき教室」を中心に教育相談体制機能の充実を図る。中学3年生のその後の高校進学率100%を目指す。
ICT等の活用による 学習機会の拡大	ひきこもりや不登校児 童・生徒を対象に、こど もたちの心の居場所を提 供し通所だけでなく在宅 でのICTなどの機器を 利用した通信指導を含む 学習機会の拡大を図る。	ICT機器などの活用も 含めこどもの自立心や社 会性を育むための学習機 会の拡大について検討を 図っている。	ひきこもりや不登校児 童・生徒対策の一つとし て関係機関との連携を図 っていく。
地域での支援体制整備	早期発見かつ早期対応が 重要であることから、地 域での監視力や機関の連 携が有効に機能するよう 体制を整備する。	家庭児童相談員が相談事 案と地域をつなぐ役割を 担い、民生児童委員、保 健師などと連携して訪問 などの支援を行ってい る。	家族の孤立感を和らげ、 支援できる体制を整備す るため、保健・福祉・医療・教育・地域など関係 者が連携強化し、こども の健やかな発達を支援する。



基本目標IV 生きる力に満ちあふれた次世代ひとづくりの充実

1 次代の親の育成

(1) 次代の親の育成

現状と課題

アンケート調査結果によると、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、前回調査 時より子育て環境や支援への満足度が下がっています。

次代を担うこどもたちが、将来こどもを産み育てることの大切さ、子育ての楽しさを感じられるよう、家庭、地域、学校等において次代の親を育てる体制づくりが求められています。

施策の方向

自身が生まれ育った環境でこどもを産み育てたいと思えるよう、関連する横手市の施策や事業を進め、地域社会の環境整備を促進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
男女共同参画行動計画の推進・策定・見直し	男女共同参画社会実現に 向けて、横手市の施策や 事業を総合的に進めてい くため、横手市男女共同 参画行動計画を推進す る。	行動計画の着実な実行の ために、全部署がそれぞれ を部署がを実施する とともに、、情報の共生制 とともいる。男女共齢が大きい ではよる意識を大きが、 個による意識を大きのでいため、 向上にかが課題となってい きるかが課題となってい る。	男女共同参画社会実現に 向けて、行動計画の進捗 状況調査を実施しなが ら、横手市の施策や事業 を総合的に進めていく。 必要に応じて計画を見直 しながら、引き続き推進 を図る。



(2) 家庭や地域の子育て力の向上

現状と課題

家庭や地域における子育て力を高めるため、親子で参加する体験イベントや保護者の学びや 交流を目的とした各種講座等を実施しています。

施策の方向

親子のふれあいを深めるための親子参加型講座をはじめ、父親の育児参加を促すことを目的とした体験イベント等の充実を図ります。

また、家庭、地域、学校と連携し、こどもたちを地域全体で育てていく意識を高める啓発活動を推進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
家庭教育	家庭での教育力向上を目的に、保護者の学びの場の提供や父親とこどもの体験イベントを通じた父親の家庭教育参加促進を図る。	新入学児童保護者を対象 とした子育て講座を開催 した子育で講座を開催 した子育で講座を開催 したる。 家庭教育支援チームと連携 りとした各種講座、親子 参加型イベシトを開催の体験イベントを年2回程度 開催している。	保護者を対象に家庭教育 の役割について広め、意 識の啓発を図る。 家庭教育支援チームの周 知、講座やイベントの開 催、情報提供や相談対応 等で家庭教育支援を展開 する。
父親の育児参加促進	父親の積極的な育児参加 を促進する。	性別などによる固定的な 役割意識の改革とワー ク・ライフ・バランスの 実現が必要。	研修ならびにイベント等 の事業を通して、父親の 積極的な育児参加啓発を 図る。



(3) 若者の就業支援

現状と課題

横手市における有効求人倍率は1.0倍前後で推移しており、有効求人数と有効求人者数の均 衡がとれた状態に思われますが、業種による人手不足は顕著に表れています。

若者の地元定着の促進に向けた取り組みが必要となっています。

施策の方向

秋田県やハローワークなどの関係機関と連携し、新規学卒者などの地元就職の促進や起業・ 創業を希望する方への就業支援を行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
就業支援の取り組み	県、ハローワークなどの 関係機関と連携しを連携した。 著作者の地元定者の地元定名。 意味を図る。創業である。 職促進を図る。創業である。 事業計画に基づきなど、 事業計画体、金融機関などが 援機関と連携し、 をすい環境を構築する。	横手管内における (1.0 年本) (新規学卒者などの地元就職促進について、県、八四一クなどの関係機関と連携し、推進する。起業・創業にチャレンは、商工団体関とを開きまった。ジャーのでは、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪



2 子どもの権利についての意識啓発

(1) 子どもの権利を守る取り組みの推進

現状と課題

横手市では、平成20年10月に子どもの権利を尊重するまちであることを宣言し、地域全体 でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくりを推進しています。

秋田県では、すべてのこどもの心身ともに健やかな成長と発達等が保障され健やかに育つこ とができるよう、「秋田県社会的養育推進計画」を策定し、こどもたちの最善の利益を図る取り 組みを推進しています。

施策の方向

こどもたちが、自らの権利を認識し、心身ともに健康で自分らしく育つことができる環境づ くりのため、今後も「横手市こどもまんなか宣言」の周知・啓発を図ります。

また、こどもたちが自主性や行動力を身につけ、積極的に地域活動へ参加できるよう、地域 や学校等が連携し、地域活動の充実を図ります。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子どもの権利を守る取り組みの推進	こどもの生命を守り、人 として尊重され、良い環 境の中で育まれる権利を 守る意識を啓発する。	令和5年4月にこども基本法が施行され、基本理念に児童の権利に関すれて関する条約の趣旨が反映される。平成20年10月4日に制定した「横手、、日に制権利宣言」過してもの時間が経過である。である。である。である。である。である。である。	「横手市子どもの権利宣言」を「こどもまんなか 宣言」に改定して周知を 図る。また、地域のこど もたちが、自ら権利を認 識し、社会全体が積極的 にこどもの人権を守る意 識を啓発する。
こどもの社会参画の推進	こどもが意見を表明する 機会や、社会参画できる 機会を確保する。	市議会と中学生が意見交換するY8サミットの取り組みなど積極的に地域へかかわる取り組みがある。	こどもたちが、学校の活動や地域活動を通じて積極的に地域に関わることができるよう環境づくりに努める。



3 児童の健全育成

(1) 児童の健全育成

現状と課題

令和6年度時点で、市内の放課後児童クラブは38箇所となっており、前年度から1箇所増加しています。

アンケート調査結果では、フルタイム、パート・アルバイトで就労している母親は、就学前 児童のいる家庭では 78.9%、小学生のいる家庭では 89.6%と、こどもが小学生にあがると就 労する母親が多くなっています。

核家族や共働き家庭が増加していることもあり、放課後児童クラブは、放課後過ごさせたい 場所としての希望も高い状況です。

また、小学生のいる家庭の約1割が朝食を欠食することがあると回答しています。

さらに、学校のある日と次の日が休みの日では、起床・就寝時間に2時間程度のギャップが みられ、健やかな体を育成するためには、規則正しい生活習慣を身につけることも必要となっ ています。

施策の方向

こどもたちが安心して過ごせるよう、放課後児童クラブを充実するとともに、身近な地域で 放課後子ども教室を開催し、さまざまな体験活動を通してこどもたちの健全な育成を図ります。 また、地域や学校等と連携し、児童館や社会教育施設等における交流機会の活動を促進しま す。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
放課後児童健全育成事業	保護者が就労などにより 日中家庭にいない小学生 を対象とし放課後や学校 休業日に余裕教室などを 利用して適切な遊びや生 活の場を与え、その健全 な育成を図る。	核家族化や共働き家庭の 増加、同居家族の、児童の要因により、が学童の要因によるがは上外の利用ニーズは対して、一次の利用ニーズは対して、受け入れ体制が発生して、受け入が発生して、受けるが発生して、も、というでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	社会情勢の変化に応じ、 利用ニーズにあった運営 を実施していく。 「横手市学童保育施設整 備計画」に則りた環境整備 の解選営形態等を検討して いく。 放課後児童支援員の資質 向上を図る。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
あきたわくわく未来ゼミ(わくわく土曜教室推進事業)	長期休業期間中(夏休み・ を休み)に、こどもたち が安全・安心に活動近な民館などの身近は大いで、地域住民的 で大きるとにおりて、地域は、 で大きるとにおりて、大きなどの協力に大きなどの協力に、 で大きなどの場合では、 で大きなどの場合では、 で大きないで、 といいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	長期休暇期間し、守ってでやおり相談を開催し、行ってでやおりに、行ってできたという。 きれい のい とない が 域の会とに おり が という がん いっち かん いっち いん	こどもたちに身近なを活動である。 ともたの、充実して変にないで、変にないでである。 というでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが
児童館・社会教育施設の 活動促進	児童・生徒が健全な遊び を通じて健康を増進し、 情操を豊かにすることを 目的とする。	さまざまな催しを開催したり、育児中の母親たちの自主サークル活動など営利を目的としない活動に場所の提供を無償で行っている。	児童・生徒、家族や地域 住民が参加できる催しや 交流の機会と場をつく り、家族や地域全体でこ どもたちの情操豊かな育 みと健全育成を図る。
児童健全育成に関わる 児童厚生員、放課後児童 支援員等の人材育成	児童厚生員や放課後児童 支援員などの資格の取得 や研修会への積極的な参 加を促進する。	児童厚生員や放課後児童 支援員などの資格の取得 と研修会の積極的な参加 を促進している。	児童厚生員や放課後児童 支援員などの資格の取得 や研修会への積極的な参 加を促進する。
市子ども会育成連合会活動等の支援	市子ども会育成連合会を はじめとする青少年・社 会教育団体の事務的な支 援や運営費の補助を実施 する。	地域に会員となるこども が減少する中、自主財源 の確保が難しく、活動の 継続が困難な状況であ る。	各団体活動の普及と育成 及び活動の活性化を図る ための支援を継続する。
青少年育成横手市民会 議の活動促進	青少年の健全な育成を図 ることを目的とし、青少 年育成関係機関をもって 組織し、声がけ運動など の活動を展開する。	令和6年7月23日、わた しの主張2024 秋田県大 会県南地区予選大会を開 催。 各地域において事業内容 はやや異なるが、声がけ 運動、意識啓発活動など を実施している。	青少年の健全育成のため、家庭、学校、地域社会が一体となった住民総ぐるみの運動を展開する。



(2) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

有害環境からこどもを守るための取り組みとして、正しい情報を得るための講習会や青少年 育成横手市民会議で実施する声がけ運動の際に有害環境対策についての啓発活動を行ってい ます。

施策の方向

今後も、学校教育において有害環境に関する学習機会を実施し、インターネット上の有害環境からこどもを守る取り組みを推進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
有害環境対策の推進	インターネットや携帯電 話などでの情報を正と 得るための講習会を実施 する。 また、青少年育成横手市 民会議で実施する声環境 運動の際に、有害環境が 策についての啓発活動を 実施する。	児童・生徒にタブレット 端末が配布されて以降 B 上 が配有等環境対策に取り んでおり、当団体におり んでおり、当団体におって と割は初期の目的を一 成した。またインターい箱 のでおり、有害図書の回収箱 の役割も終えつつある。	引き続き、学校教育の中でも有害環境に関する学習を継続して実施する。 白いポストの設置については廃止の方向で協議する。



4 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1)確かな学力の向上

現状と課題

こどもたちの基礎的知識の習得をはじめ、課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を育み、確かな学力を向上するため、ティーム・ティーチングや少人数学習推進事業を実施し、 多面的な指導を行っています。

また、全小中学校において、JETプログラムによる外国語指導助手を活用し、英語に親し み学ぶ機会を提供しています。

施策の方向

これまで実施してきた少人数学習等など、こどもたち一人ひとりの発達や成長に応じた指導のさらなる充実を図り、基礎的知識の定着と分かる喜びを実感させ、自ら学ぶ意欲を育てる教育活動を推進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
外国語指導助手の充実・活用	JETプログラムにより ネイティブスピーカーを 外国語の指導助手として 招致し、小中学校の外国 語教育の充実を図り、児 童・生徒のコミュニケー ション能力の向上に資す る。	外国語指導助手を計画的 に配置し、学習環境、指 導体制の充実に向けて整 備を行っている。	外国語指導助手を計画的 に配置し、小中学校での 指導の充実を図る。



(2) 豊かな心の育成

現状と課題

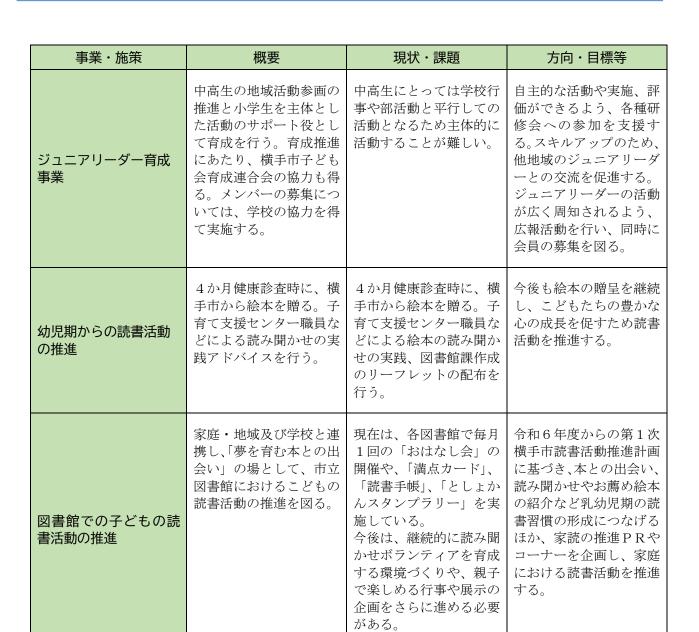
他者を思いやる心や生命や人権を尊重する心など、こどもたちの豊かな心を育むため、地域 における体験活動を通じたふれあいや読み聞かせ活動など、さまざまな活動を実施しています。 豊かな心を育むためには、他者とのふれあいや自然環境の中で多様な体験活動を充実させてい くことが必要となっています。

施策の方向

こどもたちの豊かな心を育むため、さまざまな活動の情報提供を行うとともに、家庭をはじめ、地域や学校等と連携し、さまざまな体験活動を活かした道徳教育を推進します。

また、こどもたち自ら人間関係を形成する能力を高めるためのジュニアリーダー育成事業の 周知を図ります。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
文化芸術振興事業	秋芸寺と ・文総階に芸会芸 ツな考ンも 制情には、、賞するに でを確保にとります。 でを確保にという。 を確保にという。 をでするに をでするに をでするに をでするに をですると ででをでいる。 ででをでいる。 ででででででででででででででででででででででででででででででいる。 ででででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 ででででいる。 でででででいる。 でいるでは でいるでいる。 でいるでいる。 でいるでは でいるでいる。 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいなでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、	市民ステ保健。 芸宝 一ジ祭・ で変統 (芸年) 保健。 で変統 (芸年) に、 大学の で変数 で変数 で変数 で変数 では、 大学の でいる	市保区では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の





(3)健やかな体の育成

現状と課題

こどもたちが心身ともに健やかに成長していくことができるよう、関係機関と連携し、スポーツ少年団の育成等を図っています。

また、身近な地域で気軽にスポーツを楽しめる機会の提供を行っています。

施策の方向

身体を動かす楽しさや喜びを感じ、運動への関心を高められるよう、地域や学校等と連携し、 さまざまなスポーツやレクリエーションを体験できる機会の充実を図るとともに、指導者の人 材育成に努めます。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
こどもたちのスポーツ 環境の整備	スポーツ少年団などの育成を進めていくため、横 手市体育協会と連携し、 指導者の養成と資質の向 上を図る。	少子化により、スポーツ 少年団等のクラブ数でのり ラブ活動が毎年にいる。 単一ないない ラブ活動が毎年にいるが 廃合がある。 ではいるが 中でなってよう 関係である。 引しているが 関係団体と連携への会な 関係する。 関係する。 関係が 関係が 関係が 関係が として といる といる といる といる といる といる といる といる といる といる	秋田県スポーツ少年団指 導者講習や地域スポーツの活用を り、スポーツがである。 り、スポーツがでする。 境づくりを支援する。ツ 境づくりをする。ツ に、あめせてスポーツ営を 設り、こどもたい。 図り、こどもたい。
学校施設の整備・充実推 進事業	学校施設の整備、充実を 図る。	老朽化などに対応して、 順次整備に努めている。	学校施設の整備は継続し て実施する。



(4) 信頼される学校づくり

現状と課題

地域に根ざした信頼される学校づくりを推進するため、地域住民の活動の場として、小中学校の体育施設を開放することにより、保護者や地域住民の教育活動や学校運営に参画する仕組みづくりを行っています。

施策の方向

今後も家庭、地域、学校の連携のもと、地域に根ざした信頼される学校づくりを取り組むことにより、こどもたちが安心して教育を受けることができる環境づくりを推進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
学校施設開放実施	開かれた学校づくりの一環として、学校施設の一部を地域の人々に開放する。	市内の小中学校の体育施設を開放しており、例2を開放しており、例2を開放しており、例2を開放しており、例2を開放である。一個である。一個であるに支管のない。一個であるに支管のである。の第位である。の第位である。の第位である。の第位である。の第位では、の如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如如	引き続き多くの市民がス ポーツにふれることがの体 育を設の開放を継続す る。今後、地域のスー が施設の状況やニーは、 があった場合はで で を で を が が あり が を り が り り り り り り り り り り り り り り り



5 地域資源を利用した教育力の向上

(1) 地域資源を利用した教育力の向上

現状と課題

こどもたちが郷土に関心を持ち、さまざまな体験を通して地域の人とふれあいながら学ぶことができるよう、自然体験や郷土について学ぶ機会の提供を行っています。

施策の方向

郷土の歴史や伝統、文化を身近に感じ、郷土に誇りを持って次世代に受け継がれていけるよう、地域資源を活用した地域学習の充実を図り、こどもたちの豊かな人間性の育成を推進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
横手を学ぶ郷土学事業	すべての小学生や中学生が、ふるさと横手への関心と郷土への誇りを持ち、次の世代に伝える心を育む。	横手を学ぶ郷土学総合テキスト「よこてだいすき」の冊子及びデジタルデータを作成し、各校において学年の段階にいる。で学年の段階にが当まり、中学生が受業等を制に活用、共有できる総合テキストの形を検討する必要がある。	横手を学ぶ郷土学総合テ生が出り、 はまり、教にはない、教にはない。 をするようにはない。 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、



基本目標V 子育てしやすい安全・安心の環境づくりの充実

安全・安心まちづくりの推進

(1)安全・安心まちづくりの推進

現状と課題

近年、全国的に地震、台風、豪雨などの自然災害が増加し、横手市においても各地で水害等 の被害を受けています。

防災知識を高めるため、学校や地域における防災訓練等を実施しています。

また、安全・安心なまちづくりを推進するため、道路や歩道の環境整備を行っています。

施策の方向

今後も自主防災意識を高めるため、学校や地域と連携し、防災活動や避難行動の習得に努め ます。

また、こどもや子育て家庭、高齢者をはじめとするすべての人が安全・安心に生活できるよ う、道路等の環境整備を推進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
地域防災計画	災害時の被害を最小化 し、被害の迅速な回復を 図る「減災」の考え方を 防災の基本理念とし、た とえ被災したとしても 命が失われないことを最 重視する。	防災訓練は、学校行事な どに位置付けて計画し、 児童・生徒の自主性を大 事にしながら十分な効果 をおさめられるよう努め る。	防災知識の指導は、学校 の教育課程のとも連携して実施とも者とのとと者との が実施とと者との。 が大き習いなどの が大き習いなどの が大きで が大きで が大きで が大きで が大きで が大きで が大きで が大きで
道路環境バリアフリー 化検討事業	すべての人が安心かつ円 滑に歩行できるよう、狭 隘な道路の拡幅や段差や 凸凹の解消、歩道の設置 などを推進する。	すべての人に安全で安心 できる道路環境となるよ う、道路や歩道、照明設 備、ロードヒーティング、 防犯カメラなどの整備に 努めている。	市内全域において、今後 整備される施設について はバリアフリーを念頭に 事業の実施を図る。



2 こどもの安全の確保

(1) 交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

こどもたちを交通事故から守るため、警察や保育所、学校等と連携し、小中学校や保育所などにおいて交通安全教室を実施しています。

施策の方向

交通安全教室を通してこどもたちの交通安全意識の高揚を図るとともに、地域や警察等の関係機関と連携を強化し、こどもたちの安全確保に取り組みます。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
親子を対象に交通安全 教育の段階的・体系的 実施	幼少期から継続して交通 安全教室を実施すること によって、交通安全思想 の普及及び徹底を図る。	警察や各地域の交通指導 隊・交通安全協会などと 協力し、小学校や保育所 などにおいて交通安全教 室を開催している。	こどもたちの交通安全意 識の高揚と、交通事故 高揚と、交通事知識習 自分で身を守る知通子 得のため、警察、交ど、 全協会、保育所など、ど を 全協会、保育の で と が と が と が と が と 、 を 等 の た め 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、
交通安全計画の策定	交通安全対策会議を開催 し、横手市交通安全計画 に基づいた毎年度の実施 計画を策定。交通安全に 関する総合的な施策を推 進する。	横手市交通安全対策会議 を必要に応じ招集・開催 することで、交通安全に 関する総合的な施策を協 議するとともに、関係係 体及び横手市通学路安包 推進会議との連携を図 る。	こどもと高齢者の交通事 故防止を重点に推進す る。
交通安全用具の支給	新入学児童に対し黄色い帽子、ランドセルカバーの支給をする。	交通安全用具の支給については今後も継続して実施する。ただし、今後の支給物品については保護者などの意見をうかがいながら検討する。	次代を担うこどもたちを 交通事故から守るため、 今後も継続して実施す る。



(2) 犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

こどもたちを犯罪等の被害から守るための取り組みとして、地域や学校等と連携し、防犯教室や見守り活動、防犯パトロールを実施するとともに、「よこて安全・安心メール」において犯罪等の情報提供を行っています。

施策の方向

今後も、関係機関との連絡協力体制を強化し、地域の防犯対策を推進するとともに、「よこて 安全・安心メール」等の活用を周知します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
地域の犯罪等に関する情報提供の実施	よこて安全・安心メール により地域の防犯や交通 安全に関する情報を配信 する。	犯罪情報については、警察の捜査状況によって、 配信を依頼されるまで時間がかかる場合がある。	犯罪情報を早期配信する ため、警察と早期情報提 供の協議を進める。また、 関係課と連携し「よこて 安全・安心メール」への 登録者増加のための広報 を実施する。
防犯パトロールの実施	各地区防犯協会、各地区 防犯指導員、各学校にお ける見守り隊による青色 パトロールなど、児童・ 生徒の街頭見守り活動を 実施する。	関係部署において各種施 策を実施しているが、連 携協力体制をより強化し ていくことが課題であ る。	関係部署が連携して防犯 に関する各種施策、事業 を総合的に推進し、こど もが犯罪などに巻き込ま れないよう未然防止に努 める。
防犯と学校安全の充実	防犯教育の一環として、 横手警察署員やスクール ガードリーダーなどを講 師に迎え講話、講習を行 い、幼少期から防犯思想 の普及を図る。	関係部署において各種施 策を実施しているが、関 係部署間の連携をより強 化していくことが課題で ある。	関係部署が連携して防犯 に関する各種施策、事業 を総合的に推進し、こど もが犯罪などに巻き込ま れないよう未然防止に努 める。
防犯ブザーの配布	児童の生命、身体の安全 確保のため防犯ブザーを 配布する。	新小学1年生全員に防犯 ブザーを配布している。	NEXCO東日本からの 寄附により、小学校新入 学児童全員に防犯ブザー を配布する。



3 良質な住宅の確保等居住環境の整備

(1) 良質な住宅の確保等居住環境の整備

現状と課題

子育て家庭が安全・安心して生活をしていくために公営住宅等の整備を行っていますが、住宅の老朽化が進み若い子育て世代のニーズにあわなくなってきている等の課題があることから、室内環境や設備等を向上させるための検討を進めています。

施策の方向

子育てに適した良質な住環境を整備するため、「横手市営住宅等長寿命化計画」に基づき、子育て家庭の多様なニーズに対応した安全で快適な住宅設備の整備を検討します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
公営住宅等整備、既設公営住宅改善事業	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額 所得者に対し低廉な家賃で賃貸する。	老朽化した住宅が入居者 のニーズにあわなくなっ てきていることから、室 内環境や設備などを向上 させるための検討が必要 である。	横手市営住宅等長寿命化 計画に基づき、長寿命化 等のための個別改善を行 い、安全で快適な住まい を提供するよう整備を進 めていく。
特定公共賃貸住宅の整 備	中堅所得者向けの優良な賃貸住宅の供給を行う。	比較的入居率が高く推移 していることから計画的 に改善を図り、良質で安 全な住まいを提供してい く必要がある。	横手市営住宅等長寿命化 計画に基づき、長寿命化 等のための個別改善を行 い、安全で快適な住まい を長きにわたって提供す るよう整備を進めてい く。



4 安心して外出できる環境の整備

(1) 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

アンケート調査結果では、就学前児童のいる家庭はバリアフリーなど子育てにやさしいまちづくり、外出時の授乳やおむつ替えの場所の充実、さらに、こどもたちが安全にのびのびと遊べる遊び場の確保が強く求められています。

施策の方向

こどもや子育て家庭をはじめ、すべての人にやさしい環境整備を推進するとともに、こども たちが安心して遊べるよう、遊び場の定期点検や修繕等を行います。

<u>事業・施</u>策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等	
公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	公共性の高い福祉的性格の施設のバリアフリー化を進めるものである。	特定と(新築、新築、るると、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	申請者へ「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を遵守するよう要請する。バリアフリーの啓蒙を推進する。	
子育て世帯にやさしい トイレ等の整備	乳児を連れて外出できる 遊び場、授乳コーナー、 こども連れにやさしいト イレなどを整備する。	秋田県条例に基づき推進中である。個室室スペートのトイレを設置して存の施設ではもあるが、設置が実力を設け、設定では、大き、といっては、スターのでは、スターのでは、スターのでは、スターのでは、などで周知を図っている。	•	



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
児童遊園地維持管理事業	横手市が管理する児童遊園や児童の遊び場などにおける遊具などの点検や保守を実施する。	平鹿、雄物川、十文字地 域と横手、大森、山内地 域の遊具の安全点検を実 施している。 前年度の定期点検判定を 踏まえ、劣化度合いの高 い遊具から修繕・撤去を 計画的に実施していく。	引き続き、遊具の定期点 検や修繕または撤去など を行い、安全かつ安心な 遊びの場を提供してい く。



基本目標VI 職場と家庭 子育てを応援する社会づくりの充実

1 ワーク・ライフ・バランスの実現

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

現状と課題

アンケート調査結果によると、母親の育児休業を取得した割合は就学前児童のいる家庭では67.8%で、小学生のいる家庭の43.2%を大きく上回っています。一方、父親は就学前児童のいる家庭では12.4%(前回2.7%)、小学生のいる家庭では2.5%(前回1.1%)と、前回調査時に比べて増加しているものの、父親の育児参加は十分ではない状況がうかがえます。

令和5年度に横手市で実施した事業所に対する「就業環境状況調査」では、有給休暇の取得日数の増加や所定労働時間の減少がみられ、男性の育児休暇取得者も増加傾向となっています。 今後も残業の短縮や男性も含めた働き方の見直し等、企業への働きかけを期待する意見があがっています。

施策の方向

育児休業等の仕事と家庭の両立支援の制度を取得しやすいよう、事業主に対して制度の周知・啓発をはじめ、情報提供を行います。

また、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の増加を図るため、講演会や研修会を通じた支援制度の周知を行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
事業主に対する意識啓発活動	子育てをしやすい、働き やすい職場環境への改善 を推進するため関係法制 度などの周知、啓発及び 情報提供を行う。	令和5年度に事業所に対 する就業環境とに事業所に対 する就業環境とに実施 (5年ごとに変 前回平成 30年度の 新年と比較の取得とり 有給休暇の所定とり、 有給休り、所定とり、 が減少したりとり、 ライン・ が関ウしたりとり、 ライン・ が関ウしたり ライン・ が関ウ で の で の の の の の の の の の の の り 、 り 、 り 、 り 、 り	子育てをしやすい職場環境を推進するため、事業主に対して関係法令や両立支援にかかる助成制度の周知、啓発及び情報提供を行う。



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
事業所におけるワーク・ ライフ・バランスの取り 組みの促進	仕事と育児や介護の両立 のためのさまざまな制度 など、多様で柔軟な働き 方を労働者自身が選択で きるような企業の取り組 みを促進する。	令和5年度に事業所には 事業所に 事業所に 事業所に 事業の また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。	ワーク・ライフ・バランス講演会やワークスタイル研修を通じ、仕事と育児や介護の両立支援制度の周知と意識啓発を実施し、ワークススに取り組む事業所の増加を図る。





第1節 「子ども・子育て支援事業計画」の普及・啓発

本計画は、次代の社会を担うこどもが、健やかに生まれ育つことができ、男女が互いに尊重・助けあいながら、安心して楽しく子育てができる家庭と地域社会づくりを目指すと同時に、地域全体による子育てを目指しています。

横手市ではこれまで、子育て支援に関する情報などを広報紙や横手市のホームページを活用 し、公開してきました。

今後も、一人ひとりが子育て支援の重要性を理解し、地域全体で子育てを支援する体制づくりを目指して、広報紙や横手市のホームページをはじめ、インターネットやパンフレット等を通じて、市民への周知・啓発を図ります。

また、本計画の進捗状況についても積極的に公表していきます。

第2節 住民参画による計画の推進

本計画は、基本理念である「~こどもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち~」を実現するために、保健、福祉、医療、教育などさまざまな分野の関係機関と連携を図っています。本計画を推進するためには、関係機関との連携を深め、市民一人ひとりが積極的に参画していくことが重要なことから、今後も市民に対する積極的な情報提供を行うとともに、子育て支援にかかわる関係機関、団体、地域等との連携を強化し、こどもと子育て家庭の意見を尊重・反映しながら計画を推進します。

第3節 庁内計画推進・評価体制

本計画を確実に推進していくためには、定期的に事業の進捗状況を把握し、評価を行いながら進めていくことが重要なため、市民や子育て支援の関係団体等で構成される「横手市子ども・子育て会議」において情報を共有するとともに、事業の評価や見直しを図ります。

また、庁内の関係する分野と連携・協働のもと、事業の実施状況を把握し、評価や再調整など継続的な取り組みを行います。





資料編

1 横手市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月20日 条例第27号 改正 令和5年6月16日条例第24号

(設置)

- 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、横手市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。 (所掌事項)
- 第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。
- 2 子育て会議は、前項の事務に関し、必要に応じて市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、20人以内で組織する。
- 2 子育て会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。
 - (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところ による。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
 - (横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年横手市条 例第55号)の一部を次のように改正する。



〔次のよう〕略

附 則(令和5年6月16日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例及び横手市子ども・子育て会議設置条例の規定は、令和 5年4月1日から適用する。

(横手市子ども・子育て会議設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の横手市子ども・子育て会議設置条例第3条の規定により委嘱されている委員は、改正後の横手市子ども・子育て会議設置条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の横手市子ども・子育て会議設置条例の規定により委嘱された日から起算する。

2 横手市子ども・子育て会議委員名簿

任期:令和5年11月1日~令和7年10月31日

機関等	氏 名	, 1	職名	備考
学識経験者	船木	尚子	衛生看護学院助産科	
	柴 田	瞳	むつみ幼保連携型認定こども園 保護者	横手市保育協議会推薦
保育所関係者	小山	祐 子	横手市保育士会 会長 (白梅保育園 主任)	横手市保育士会推薦
体色///域///	高橋	弘 美	浅舞感恩講保育園 園長	横手市保育協議会推薦
	〇 萱森	眞 雄	横手市社会福祉法人保育所 経営者協議会 会長	横手市社会福祉法人保育所経営 者協議会推薦
	小松田	真 緒	認定こども園土屋幼稚園・保育園 保護者	横手市認定こども園協会推薦
認定こども園	齊藤	千 歳	認定こども園こひつじ 保育教諭	横手市認定こども園協会推薦
関係者	佐藤	留美	認定こども園こひつじ 園長	横手市認定こども園協会推薦
	◎ 藤井	哲 之	認定こども園上宮第一幼稚園 理事長	横手市認定こども園協会推薦
学校関係者	髙橋	賢 史	横手市PTA連合会 会長 (十文字中PTA会長)	横手市PTA連合会推薦
子权民派省	藤田	京子	横手市立雄物川小学校 校長	横手市校長会推薦
企業関係者	大 木	紀子	秋田県南工業振興会 副会長	秋田県南工業振興会推薦
	高橋	恵美子	山内民生児童委員協議会会長	横手市民生児童委員協議会推薦
	佐藤	由希		一般公募
地域関係者	長谷川	聖史	パパ's サークル ピーターパン代表	一般公募
	佐々木	広 恵	横手市家庭教育支援チーム 「どんぐりすのもり」代表	一般公募
	石 岡	恵美子	こども食堂ほほえみ代表	一般公募

◎=会長 ○=副会長

令和6年10月現在、敬称略



3 横手市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

日 付	開催会名	主な内容
△ 40.5 4.7 B.10 D	令和5年度	1 「横手市子ども・子育て支援事業計画」令和4年 度事業実績について(支援事業計画分野)
令和5年7月19日	第1回子ども・子育て会議	2 「横手市子ども・子育て支援事業計画」令和4年 度事業実績について(次世代分野) 3 今後のスケジュールについて
		1 「横手市子ども・子育て支援事業計画」令和5年 度上半期事業実績について(支援事業計画分野)
令和5年11月16日	令和5年度 第2回子ども・子育て会議	2 「横手市子ども・子育て支援事業計画」令和5年 度上半期事業実績について(次世代分野)
		3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用定員調整について4 横手市学童保育施設整備計画について
令和6年5月		横手市子育てに関するアンケート調査の実施
令和6年6月19日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議	1 「横手市子ども・子育て支援事業計画」令和5年度事業実績について(支援事業計画分野)2 「横手市子ども・子育て支援事業計画」令和5年度事業実績について(次世代分野)
令和6年10月2日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議	1 第3期横手市子ども・子育て支援事業計画骨子 案の検討 2 特定教育・保育施設等の利用定員変更に係る取 り扱いについて
令和6年11月12日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議	1 「横手市子ども・子育て支援事業計画」令和6年度上半期事業実績について(支援事業計画分野) 2 「横手市子ども・子育て支援事業計画」令和6年度上半期事業実績について(次世代分野) 3 第3期横手市子ども・子育て支援事業計画素案の検討
令和7年1月8日~ 令和7年2月10日		市民からの意見募集(パブリックコメント)の実施
令和7年2月27日	令和6年度 第4回子ども・子育て会議	1 第3期横手市子ども・子育て支援事業計画の検 討 2

夢はぐくむ ゆきんこプラン

~こどもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち~

第3期横手市子ども・子育て支援事業計画 第3期横手市次世代育成支援地域行動計画 第3期横手市こどもの貧困対策推進計画

令和7年3月

編集・発行:横手市市民福祉部 子育て支援課 〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号

電話: 0182-35-2133 F A X: 0182-32-9709 ホームページ: https://www.city.yokote.lg.jp/